

平成 26 年度 自己点検・評価報告書

付
一般財団法人 短期大学基準協会
機関別評価結果



ACCREDITED
2015

埼玉東萌短期大学

短期大学基準協会の認証評価の適格認定を受けて

埼玉東萌短期大学は、平成 27 年度に一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価（機関別評価）を受け、平成 28 年 3 月 10 日に、次のとおり「適格」の認定結果とともに、本学に対する提言を含む評価結果を受取りました。

埼玉東萌短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 28 年 3 月 10 日付で適格と認める。

機関別評価結果が「適格」である事由として、その「総評」では次のように述べられています。

平成 27 年 7 月 15 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自ら掲げる教育理念の実現及び教育目的の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。〔以下、略〕

本書は、この第三者評価を受けるにあたって作成した本学の「平成 26 年度 自己点検・評価報告書」に、短期大学基準協会が本学に対して行った「機関別評価結果」を付して刊行したものです。

本学は、平成 23 年 4 月の創立の時期から自己点検・評価活動を学校運営の柱の一つと位置づけ、少子化を背景に「全入時代」を迎えて競争的な環境が進行している日本の高等教育の現況にあって、「教育の質保証」を重視し、大学教育の質的転換による学士課程教育の構築に向けて総合的な施策を講じつつ教学運営に取り組んできました。

第三者評価を受けるにあたっては、開学初年度からの自己点検・評価活動を総括しつつ、短期大学基準協会が示す 4 つの評価基準と、それらの基準を構成する下位項目である 12 のテーマ、29 の区分、及び 163 の観点（さらに細分化された観点を含めると 214 の観点）について、一つも漏らすことなく自己点検・評価活動を行い、万全を期して取り組みを進めてきました。そして、これらをもとに「平成 26 年度 自己点検・評価報告書」を作成するとともに、本学の多種多様な諸活動を客観的に証明できる膨大な資料を作成、整備して第三者評価を受審しました。

短期大学基準協会が公表した「機関別評価結果」では、基準Ⅰから基準Ⅳまでのすべての領域において「適格」の評価をいただくことができました。これはひとえに、学生たちの最善の利益を心から願い、学生たちの夢の実現のために日々たゆまず労苦をいとわずに職務に邁進している教職員の努力と献身の成果であります。それとともに、私たちの努力に応えてくれる学生たち、日頃からご理解とご支援をたまわっている父母の皆さま、卒業生

たち、本学への受験と入学にあたり的確なご指導とご助言をたまわっている高等学校の先生方、本学の卒業生を温かく受け入れてご指導くださっている就職先の経営者、先輩、同僚たち、また、本学の教学活動にご理解とあたたかいご支援を惜しまれない埼玉県や越谷市をはじめとする地域の方々、これらすべての方々のご支援があればこそ、私たちは職務をまっとうすることができていることを肝に銘じずにはられません。この場をお借りして、これらのすべての方々に厚く御礼を申し上げます。

加えて、今回の第三者評価において実地調査に臨んで貴重なご意見を賜りました評価員の方々をはじめ、お世話になりました短期大学基準協会の皆さまにも厚く御礼申し上げます。

本学は、建学の精神と教育目的にもとづき、短期高等教育機関としての社会的使命を果し、その航跡をいっそう稔りあるものとするため、さらなる研鑽を積んで前進し、しっかりと地域に根を張って貢献することができるよう、たゆまぬ努力を続けていく所存です。今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくごお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月

埼玉東萌短期大学
学長 小池千代子

平成 27 年度 第三者評価

埼玉東萌短期大学 自己点検・評価報告書

平成 27 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	5
1. 自己点検・評価の基礎資料	6
2. 自己点検・評価の組織と活動	24
3. 提出資料・備付資料一覧	31
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	45
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神	45
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果	48
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価	55
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画	57
◇ 基準Ⅰについての特記事項	58
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	59
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	59
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	74
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画	96
◇ 基準Ⅱについての特記事項	99
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	101
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	101
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	109
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	114
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	117
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画	123
◇ 基準Ⅲについての特記事項	124
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	125
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	125
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	131
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス	134
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画	136
◇ 基準Ⅳについての特記事項	137
【選択的評価基準：地域貢献の取り組みについて】	138

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、埼玉東萌短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 27 年 6 月 26 日

理事長

小池 千代子

学長

小池 千代子

ALO

正司 顯好

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

【学校法人】

昭和 47 年 12 月 20 日	埼玉県越谷市南越谷三丁目 11 番地 18 に校舎落成、埼玉県知事から各種学校の認可を受ける。
昭和 48 年 4 月 1 日	越谷高等家政学院を開校する。
昭和 51 年 3 月 31 日	埼玉県知事から学校教育法第 82 条の 2 による専修学校の認可を受ける。
昭和 51 年 4 月 1 日	校名を越谷家政専門学校と改める。
昭和 55 年 4 月 1 日	越谷家政専門学校に高等課程、和洋裁科（3 年課程、入学定員 16 人、女子のみ）を設置する。 埼玉県立浦和通信制高等学校との併修コースを越谷家政専門学校高等課程に設ける。
昭和 56 年 8 月 26 日	埼玉県越谷市七左町三丁目 89 番地 2 に新校舎落成、旧校舎より移転する。
昭和 56 年 10 月 31 日	埼玉県知事から学校法人小池学園の認可を受ける。
昭和 60 年 3 月 11 日	文部大臣から技能教育施設の指定を受け、越谷家政専門学校高等課程が 4 月 1 日より科学技術学園高校と技能連携を開始する。
昭和 61 年 3 月 1 日	文部大臣から越谷家政専門学校高等課程が 4 月 1 日より大学入学資格付与校に指定される。
昭和 62 年 3 月 31 日	文部大臣から技能教育施設の指定を受け、4 月 1 日より越谷家政専門学校高等課程が埼玉県立大宮中央高等学校と技能連携を開始する。 専門課程、和洋裁科（2 年課程、入学定員 100 人、女子のみ）を設置。
昭和 62 年 5 月 15 日	米国ハワイ州立 J. B. キャッスル高校と姉妹校提携の調印をする。
昭和 63 年 4 月 1 日	専門課程に秘書科（2 年課程、入学定員 100 人、女子のみ）を置き、産能短期大学との併修制を取入れる。
平成 4 年 2 月 18 日	カナダ、ブリティッシュコロンビア州立ノースアイランド大学と姉妹校提携の調印をする。
平成 4 年 4 月 1 日	高等課程・専門課程共に和洋裁科から家政科に学科名変更。 高等課程、秘書科（3 年課程、女子のみ）・ビジネス英会話科（3 年課程、女子のみ）を設置。2 つの科の合計入学定員 480 名。
平成 5 年 4 月 1 日	校名を小池学園東萌専門学校と改める。 専門課程、英会話科（2 年課程、入学定員 40 人、女子のみ）を設置。

埼玉東萌短期大学

- 平成6年4月1日 専門課程、英会話科（2年課程、入学定員40人、男女共学）・家政研究科（2年課程、入学定員40人、男女共学）を設置。これにより、専門課程は全科、男女共学となる。
高等課程、秘書科・ビジネス英会話科、男女共学（家政科は女子のみで継続）。
- 平成6年7月7日 オーストラリア、ロレインマーティンカレッジと姉妹校提携の調印をする。
- 平成7年4月1日 高等課程、家政科から家政科学科（3年課程、入学定員40人、男女共学）に、秘書科・ビジネス英会話科を統合して経営ビジネス科（3年課程、入学定員40人、男女共学）に学科名変更。これにより、全科、男女共学となる。
専門課程、家政科からファッションアパレル科（2年課程、男女共学）に、秘書科・英会話科を統合して経営ビジネス科（2年課程、男女共学）に学科名変更。
- 平成10年3月30日 埼玉県知事から学校教育法第82条の2による専修学校の認可を受ける。4月1日より校名を専門学校東萌ビューティーカレッジとする。
- 平成10年4月1日 専門課程、経営ビジネス研究科（2年課程、男女共学）を設置。
専門課程、家政研究科からファッションアパレル研究科（2年課程、男女共学）に学科名変更。
- 平成10年4月1日 厚生大臣から専門学校東萌ビューティーカレッジが美容師養成施設の指定を受ける。
専門学校東萌ビューティーカレッジ開校。2年課程、入学定員80人、男女共学。
- 平成12年4月1日 小池学園東萌専門学校高等課程、家政科学科からファッション美容科（3年課程、入学定員80人、男女共学）に学科名変更。
- 平成14年3月13日 私立学校法第64条第6項の規定により、学校法人小池学園の組織変更が認可される（準学校法人から学校法人に組織変更）。
埼玉県知事から武蔵野星城高等学校が学校教育法に基づく単位制による通信制（広域）課程の高等学校として設置認可を受ける。
- 平成14年4月1日 武蔵野星城高等学校開校。単位制による通信制（広域）課程、普通科、3年課程、入学定員140人、男女共学。
- 平成16年3月15日 埼玉県知事から小池学園東萌専門学校高等課程の廃止が認可される。
埼玉県知事から小池学園東萌専門学校専門課程、保育科の設置が認可される。
- 平成16年3月30日 厚生労働大臣から小池学園東萌専門学校専門課程、保育科が

埼玉東萌短期大学

	指定保育士養成施設の指定を受ける。
平成 16 年 3 月 31 日	小池学園東萌専門学校高等課程の廃止が認可される。
平成 16 年 4 月 1 日	小池学園東萌専門学校専門課程保育科設置。2 年課程、入学定員 80 人、男女共学。
平成 17 年 3 月 28 日	小池学園東萌専門学校専門課程、経営ビジネス科、ファッション美容科の廃止が認可される。
平成 17 年 3 月 31 日	小池学園東萌専門学校専門課程の廃止が認可される。
平成 17 年 4 月 1 日	小池学園東萌専門学校の校名を東萌保育専門学校と改める。
平成 24 年 3 月 31 日	東萌保育専門学校の廃止が認可される。 東萌保育専門学校保育科、指定保育士養成施設としての指定が取消される。

【短期大学】

平成 22 年 10 月 29 日	文部科学大臣から埼玉東萌短期大学設置認可を受ける。
平成 23 年 1 月 28 日	文部科学大臣から埼玉東萌短期大学幼児保育学科が幼稚園教諭二種免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定される。
平成 23 年 3 月 29 日	厚生労働大臣から埼玉東萌短期大学幼児保育学科が指定保育士養成施設の指定を受ける。
平成 23 年 4 月 1 日	埼玉東萌短期大学を開学する。設置学科は幼児保育学科（2 年課程、男女共学）。入学定員 80 人。学長、小池千代子。所在地は埼玉県越谷市七左町三丁目 85 番地 1
平成 23 年 4 月 5 日	第一回入学式举行。
平成 25 年 3 月 21 日	第一回卒業式举行。

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成 27 年 5 月 1 日現在

平成 27 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
埼玉東萌短期大学	越谷市七左町 3-85-1	80	160	153
武蔵野星城高等学校	越谷市七左町 3-89-2	140	420	441
専門学校東萌ビューティ ーカレッジ	越谷市七左町 1-337-3	40	120*	58

*平成 26 年度入学定員 80 人。

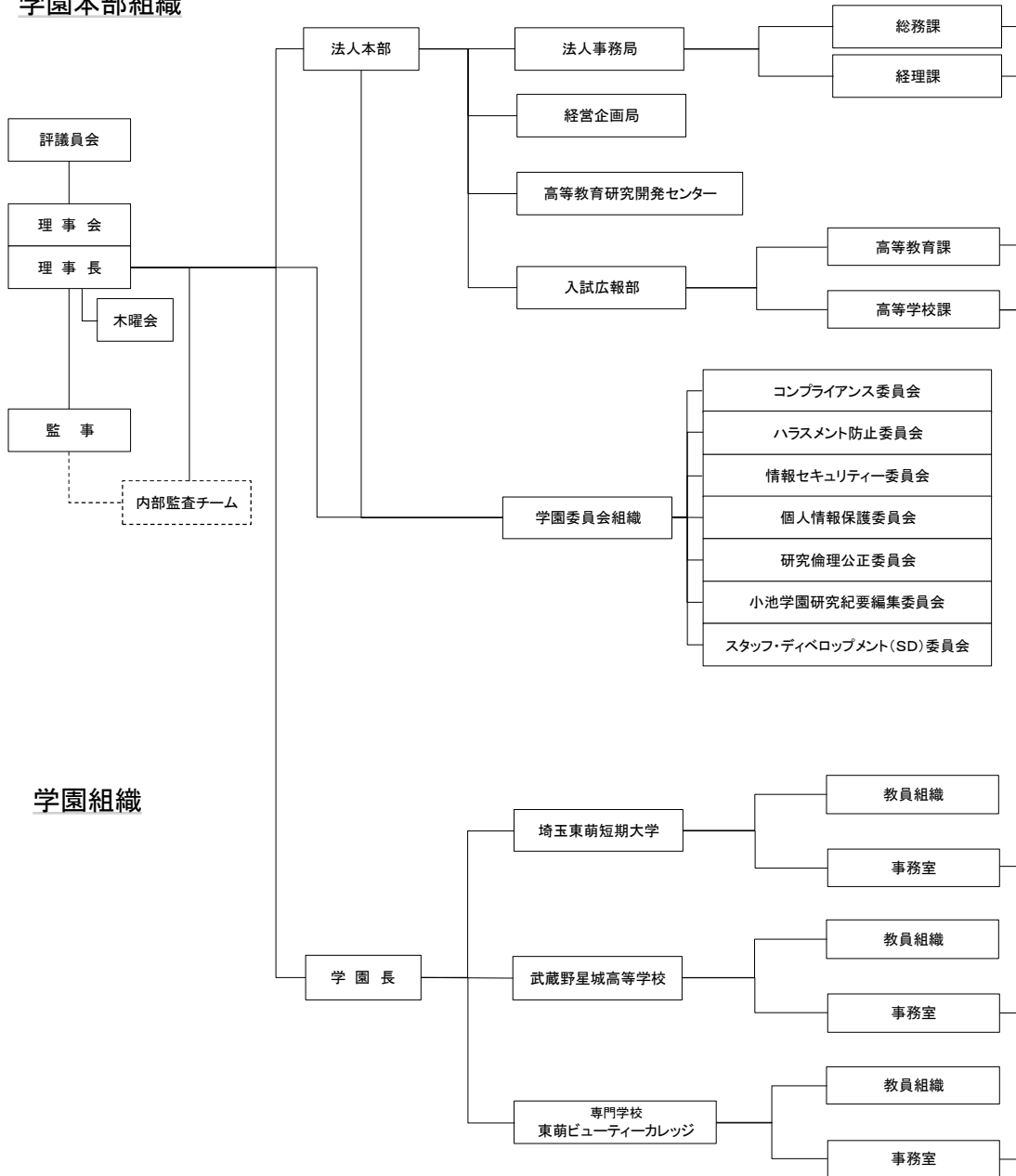
(3) 学校法人・短期大学の組織図

平成 27 年 5 月 1 日現在

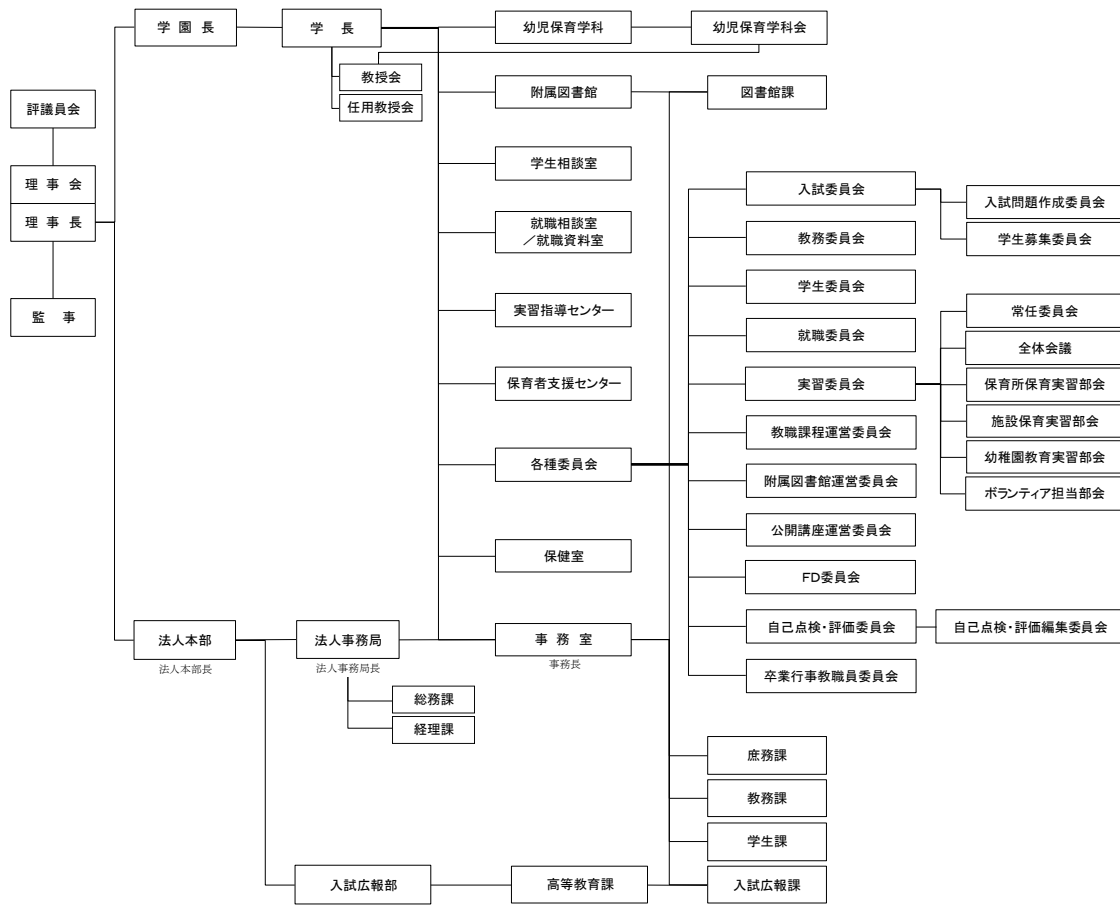
学校法人小池学園組織図

- 組織図
- 平成 27 年 5 月 1 日現在

学園本部組織



埼玉東萌短期大学組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）
- 地域社会のニーズ
- 地域社会の産業の状況
- 短期大学所在の市区町村の全体図

本学は、埼玉県越谷市の南部に位置している。越谷市は埼玉県の東南部に位置し、東京都心から北へ25キロメートルという地理的環境にあり、平成8年12月には県内6番目の人口となり、30万都市の仲間入りをするなど、県南東部の中核都市として発展を続けている。

現在、平成23年度からスタートした第4次越谷市総合振興計画に基づき、市の将来像「水と緑と太陽に恵まれた人と地域が支える安全・安心・快適都市」を目標にかかげ、市民参加と協働によるまちづくりを進め、さらに、きめ細やかな行政サービスの提供をめざし、平成27年4月には中核市へ移行した。人口は、333,736人（平成27年1月1日現在）で、本学入学者の中心となる18歳の人口は、3,299人（平成27年1月1日現在）である。本学から徒歩15分、バスで5分の所に、最寄駅として東西に走

る JR 武蔵野線の南越谷駅、南北に走る東武鉄道伊勢崎線（スカイツリーライン）の新越谷駅の2駅があり、通学の利便性が良い環境にある。

近年の待機児童問題の解決のため保育所の開設が毎年増加傾向にある。越谷市内においても平成27年度に新たに4園が開園された。保育所が増え、保育時間が延びていることも関係し、慢性的な保育士不足が指摘されている。その解決のためにも、質の高い、社会に通用する「実践力」のある保育者の育成が、地域社会の本学に対するニーズである。

越谷市は、昔からの農業を基軸に、加工業、運送業や伝統工芸、特に金属や機械関連の業種の工業が発展している。近年は交通利便性の高まりにより、ロードサイド店や大型店などの大手企業が、市内市場に参入しにぎわいを見せている。平成20年には広大な調節池を中心に住宅地や国内最大級のショッピングセンターなどを集約した越谷レイクタウンが誕生し、人口の増加や商業の発展が進んでいる。



■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

埼玉県地域 ・他都県	市町村	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
東部	越谷市			13	19	9	13	11	13	9	12
	春日部市			1	1	2	3	5	6	1	1
	草加市			3	4	5	7	9	11	3	4
	吉川市			1	1			3	4		

埼玉東萌短期大学

	八潮市			1	1			4	5	2	3
	三郷市			2	3			2	2	2	3
	松伏町					4	6	2	2	2	3
東部小計				21	30	20	28	36	42	19	26
県央	さいたま市			12	17	12	17	13	16	5	7
	川口市			3	4	5	7	5	6	7	10
	蕨市							1	1		
	戸田市			1	1			1	1	1	1
	桶川市			1	1						
	北本市			1	1	1	1				
	鴻巣市					1	1				
県央小計				18	26	19	27	20	24	13	18
利根	杉戸町			1	1	2	3			1	1
	宮代町					1	1				
	白岡市			1	1						
	蓮田市			1	1			1	1	1	1
	幸手市					1	1	1	1	2	3
	久喜市					3	4	4	5	1	1
	加須市			1	1						
	羽生市			1	1	1	1				
	行田市									1	1
南西部	和光市									1	1
	朝霞市			3	4			1	1	1	1
	志木市					1	1				
	富士見市			1	1			1	1		
	ふじみ野市					1	1				
	新座市							2	2	2	3
	三芳町									1	1
西部	川越市			1	1	1	1	1	1	2	3

埼玉東萌短期大学

	所沢市			2	3			1	1	2	3
	狭山市					1	1				
	入間市			1	1						
北部	深谷市			1	1	1	1	1	1	1	1
	本庄市			1	1	1	1				
比企	東松山市									1	1
秩父	秩父市							1	1		
東部・県央 以外小計				15	21	14	20	14	16	17	23
東京都				10	14	7	10	3	4	7	10
千葉県				4	6	1	1	6	7	6	8
茨城県				2	3	5	7	3	4	8	11
神奈川県						1	1				
栃木県						2	3	1	1	1	1
群馬県								1	1		
東北・信越						2	3	1	1	3	4
埼玉県以外 小計				16	23	18	25	15	18	25	34
全国合計				70	100	71	100	85	100	74	100

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- 第三者評価を受ける前年度の平成26年度を起点に過去5年間。

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果

- ② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果

③ 過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

① 大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査(平成 25 年度)の結果について、平成 26 年 2 月 12 日付け 25 文科高第 854 号にて次のとおり留意事項が通知された。

「近年、帰属収支差額がマイナスの状態が続いていることから、収支の均衡を前提とした中長期的な財政計画の策定・実行など、経営基盤の安定確保に取り組むこと。」

② 平成 26 年 7 月 24 日に開催された理事会・評議員会において、平成 26 年度から平成 30 年度まで 5 年間の学校法人小池学園中長期財政計画が承認されたので、これに基づき経営基盤の安定確保に取り組むこと等を記載した「平成 25 年度に付された留意事項についての改善措置等の履行状況」を文部科学省に報告し、了承を得た。

(6) 学生データ(学校基本調査のデータを準用)

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

■ 学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける平成 27 年度を含む過去 5 年間のデータを示す。

学科等の名称	事項	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	備考
幼児保育学科	入学定員	[新設] 80	80	80	80	80	
	入学者数	70	71	85	74	82	
	入学定員充足率(%)	87	88	106	92	102	
	収容定員	80	160	160	160	160	
	在籍者数	70	133	150	155	153	
	収容定員充足率(%)	87	83	93	96	95	

[注]

- 「学科等の名称」欄には 5 年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- 5 年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の()に旧名称を記載する。

- 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- 「入学定員充足率（％）」欄及び「収容定員充足率（％）」欄は、小数点以下第1位を切り捨てて記載する。

② 卒業者数（人）

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
幼児保育学科			58	60	77

③ 退学者数（人）

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
幼児保育学科		7	11	11	6

④ 休学者数（人）

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
幼児保育学科		1	1	0	0

⑤ 就職者数（人）

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
幼児保育学科			55	49	69

⑥ 進学者数（人）

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
幼児保育学科			0	2	0

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

※ 大学の設置等に係る提出書類の「基本計画書」（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）内の量的数値及び質的な事項について記述する。

※ ①～⑦まで、すべて第三者評価を受ける年度の平成27年5月1日現在

① 教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大学全体 の入学定員に 応じて定める 専任教員数 〔ロ〕	設置基 準で定 める教 授数	助手	非常勤 教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
幼児保育学科	5	1	4	2	12	8		3	0	16	教育学・保 育学関係
(小計)	5	1	4	2	12	8		3	0		
〔その他の組 織等〕											
短期大学全体 の入学定員に 応じて定める 専任教員数 〔ロ〕							3	1			
(合計)	5	1	4	2	12	11		4	0		

[注]

1. 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数(昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を含む。)を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
2. 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
3. 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイの備考1に定める教授数(通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1備考2に定める教授数)を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。
4. 上表の「その他の組織等」には、設置する学科に所属しない教員(例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等)数を記入するとともに、〔その他の組織等〕欄に組織名等(募集停止の場合はその年度も含む。)を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。
5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。

6. 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。

② 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	11	3	14
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	2	1	3
その他の職員	0	0	0
計	13	4	17

[注]

- 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。
- 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

③ 校地等（㎡）

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する 他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準 面積 (㎡)	在籍学生 一人当た りの面積 (㎡)	備考 (共用の 状況等)			
	校舎敷地	3,174.74	0	1,993.75	5,168.49				1,600	15.90	武蔵野星城高等学校と運動場(借用3,060㎡)を共用。
	運動場用地	0	3,060.0	1,218.00	4,278.00						共用部分の借用期間25年(H22.4.1~H47.3.31)
	小計	3,174.74	3,060.0	3,211.75	9,446.49						同校のH27.5.1の在籍生徒数:441人(収容定員420人)
	その他	0	0	1,157.00	1,157.00						同校は通信制高校のため面積についての規定はない。
	合計	3,174.74	3,060.0	4,368.75	10,603.49						

[注]

- 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積
- [イ] 在籍学生一人当たりの面積＝[ロ]÷当該短期大学の在籍学生数（他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数）

④ 校舎（㎡）

埼玉東萌短期大学

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	備考 (共用の状況等)
校舎	4,024.15	0	0	4,024.15	2,350	

[注]

□ 基準面積 (㎡) = 短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
5	17	1	1	0

⑥ 専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
12

⑦ 図書・設備

学科・専攻 課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 (種)		視聴覚 資料 (点)	機械・ 器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル 〔うち外国書〕			
幼児保育学科	16,293 [1,868]	64 [9]	3 [3]	219	0	0
計	16,293 [1,858]	64 [9]	3 [3]	219	0	0

図書館	面積 (㎡)	閲覧座席数	収納可能冊数
	476.88	48	43,700
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	武蔵野星城高校 と共用 678.95	5号館3階 クリエイティブホール 321.89㎡	

(8) 短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	http://www.saitamatoho.jp/top/about/ 「学生便覧」で公表

2	教育研究上の基本組織に関すること	http://www.saitamatoho.jp/top/gv_entries/3937.html http://www.saitamatoho.jp/top/files/20130531144900.pdf
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	http://www.saitamatoho.jp/top/subject/kyoin.html
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	http://www.saitamatoho.jp/top/about/2688.html http://www.saitamatoho.jp/top/gv_entries/3940.html 「学生便覧」で公表
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	http://www.saitamatoho.jp/top/subject/curriculum.html 「授業概要」で公表
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	http://www.saitamatoho.jp/top/files/20140916132845.pdf 「学生便覧」で公表
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	http://www.saitamatoho.jp/top/files/20140916132820.pdf http://www.saitamatoho.jp/top/campuslife/ http://www.saitamatoho.jp/top/library/ 「学生便覧」で公表
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	http://www.saitamatoho.jp/top/exam/expenses.html 「学生便覧」に公表
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	http://www.saitamatoho.jp/top/support/

		「学生便覧」に公表
--	--	-----------

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	http://www.saitamatoho.jp/top/gv_entries/houjin.html

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載する。

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

- 学習成果をどのように規定しているか。

本学の学習成果は、次のように定義している。

埼玉東萌短期大学の学習成果
<p>埼玉東萌短期大学幼児保育学科の総合的な教育の過程で、①「以愛為人」の建学の精神と「自尊」「創造」「共生」の学校訓の意味を学び、②幅広く深い教養と総合的な判断力の基礎を養い、③保育・幼児教育への使命感と子どもへの愛情を育み、④子ども、保育・幼児教育、社会福祉の本質と現状を具体的に理解し、⑤保育・幼児教育の内容と方法を総合的に身につけ、⑥学んだ知識を生かすために専門的及び汎用的な技能や実践的能力を磨いて、⑦生涯にわたって自己を啓発していく姿勢を培い、⑧保育・幼児教育の専門家及び社会人として社会に貢献することができる人間となることを、学習成果とする。</p>

- どのように学習成果の向上・充実を図っているか。

本学幼児保育学科は保育士養成、幼稚園教諭養成を主たる目的とする学科である。そのため、専門職の業務遂行における人間的要素の重要性と、子どもたちの優れた環境構成員となるための専門的な知識・理解・技能の重要性の、2つの要因を踏まえて学習成果を定めているが、その達成のために次のような観点に立って向上・充実策を講じている。

- ① 本学の建学の精神、学校訓、教育目的、学科の人材養成の目的、3つのポリシー（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）を堅持し、教育理念や教育目的、教育方針と実践を結合した日常的な教育活動を展開する。
- ② 教育課程の相互関係と体系性、系統性を重視し、それぞれの授業科目が相互に関連をもって作用し、相乗効果を発揮するように2年間の授業科目の編成を設計し、実践する。そのために、カリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップを活用し、2年間の学習過程が有機的かつ段階的に進行するよう配置するとともに、各授業科目の「授業概要」（シラバス）の改善に努め、学生が学習の

見通しを持って授業に臨むことができるように工夫する。

- ③ 保育士養成、幼稚園教諭養成を主たる目的とする学科であるため、学生は2年間の学習の過程で5回の実習(保育実習、教育実習)を体験することになる。これらの実習は、学生にとって、その時点における学習活動の集約にして自己の人間力についての総点検の場でもあり、5回の実習は、本学における学習過程の5つの結節点といえる位置にある。そのため、実習を軸に2年間の学習の総過程を構想し、教室で学ぶ知的な学習と実習等の現場で経験する実践的学習との結合を重視し、「実践力」に優れた保育者の育成をめざす教育を行っている。
- ④ 学生一人ひとりの特性を尊重し、学生の状態に適合したきめの細かい指導、援助を行うシステムを教育指導、学生指導、学生支援の全面にわたって構築する。そのため、授業担当教員、クラス担任・副担任、実習訪問指導担当教員、就職指導担当教員、課外活動担当教員、学生相談室の相談員、事務職員などが、情報交換と共通認識を土台として学生個々人の状態に応じた指導、援助を行い、学生の成長を最大限に追求する教育活動、学生支援を行っている。

以上のような観点をベースに、学習成果の向上・充実を図るべく、教職員はそれぞれの持ち場で具体的な諸方策を工夫し、実践している。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム実施していない。

(11) 公的資金の適正管理の状況

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

本学においては、公的資金として科学研究費助成事業がある。公的資金は国の税金により賄われていることを踏まえ、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、「科学研究費補助金取扱規程」を整備し、全教職員に周知徹底を図っている。補助金の入出金の管理は、経理課で行うこととしている。また、本学と本学教員の研究活動及び研究資金の適正管理については、「学校法人小池学園研究倫理規程」「学校法人小池学園研究活動の不正行為に関する取扱規程」「埼玉東萌短期大学公的研究費取扱規程」「埼玉東萌短期大学公的研究費不正取扱防止規程」及び「学校法人小池学園研究倫理公正委員会規程」を定め、これらの規定に基づき厳正かつ適切に公的資金を取り扱っている。

(12) 理事会・評議員会の開催状況(平成24年度～平成26年度)

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席 状況
	定員	現員 (a)		出席理事 数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	

埼玉東萌短期大学

理事会	6人	6人	平成24年5月23日 10:00~10:50	6人	100%	0人	2/2
		6人	平成25年2月25日 10:40~11:10	6人	100%	0人	2/2
		6人	平成25年3月22日 14:00~15:00	6人	100%	0人	2/2
		6人	平成25年5月22日 10:00~11:00	5人	83.3%	1人	2/2
		6人	平成26年2月6日 10:30~11:30	6人	100%	0人	2/2
		6人	平成26年3月26日 15:30~16:30	6人	100%	0人	2/2
		6人	平成26年5月8日 11:00~11:30	5人	83.3%	1人	2/2
		6人	平成26年5月26日 13:00~14:00	5人	83.3%	1人	2/2
		6人	平成26年7月24日 11:00~12:00	5人	83.3%	1人	2/2
		6人	平成26年11月13日 10:00~10:30	6人	100%	0人	2/2
		6人	平成26年12月18日 11:00~12:00	5人	83.3%	1人	1/2
		6人	平成27年2月26日 10:15~10:45	6人	100%	0人	2/2
		6人	平成27年2月26日 11:45~12:45	6人	100%	0人	2/2
		6人	平成27年3月17日 11:00~12:00	6人	100%	0人	2/2
		評議員会	13人	13人	平成24年5月23日 11:00~11:50	13人	100%
13人	平成25年2月25日 10:00~10:30			13人	100%	0人	2/2
13人	平成25年3月22日 13:00~13:50			13人	100%	0人	2/2
13人	平成25年3月22日 15:10~15:30			13人	100%	0人	2/2
13人	平成25年5月22日 11:10~12:10			12人	92.3%	0人	2/2
13人	平成26年3月26日			13人	100%	0人	2/2

埼玉東萌短期大学

		14:00~15:30				
13人	平成26年5月8日 10:00~10:45	10人	76.9%	1人	2/2	
13人	平成26年5月26日 14:15~15:15	12人	92.3%	1人	2/2	
13人	平成26年7月24日 10:00~10:45	11人	84.6%	2人	2/2	
13人	平成26年12月18日 10:00~10:45	12人	92.3%	1人	1/2	
13人	平成27年2月26日 10:45~11:45	13人	100%	0人	2/2	
13人	平成27年3月17日 10:00~10:50	13人	100%	0人	2/2	

[注]

1. 平成24年度から平成26年度までに開催した全ての理事会及び評議員会について、理事会・評議員会ごとに記入・作成する。(評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。)
2. 「定員」及び「現員(a)」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
3. 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。
4. 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入する(小数点以下第2位を四捨五入)。
5. 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

(13) その他
特になし。

2. 自己点検・評価の組織と活動

(1) 自己点検・評価委員会（担当者）

A L O		正司 顯好		
基準		担当責任部署	責任部署長	担当部署
基準Ⅰ	概要	教務委員会	土井 晶子	学長プロジェクト 自己点検・評価委員会
	A-1	学長プロジェクト	小池 千代子	経営企画局
	A 改善計画	学長プロジェクト	小池 千代子	経営企画局
	B-1	学長プロジェクト	小池 千代子	経営企画局
	B-2	教務委員会	土井 晶子	実習委員会
	B-3	FD 委員会	高橋 美枝	学科会、教務委員会 実習委員会
	B 改善計画	教務委員会	土井 晶子	
	C-1	自己点検・評価委員会	正司 顯好	
	C 改善計画	自己点検・評価委員会	正司 顯好	
	行動計画	学長プロジェクト	小池 千代子	教務委員会 自己点検・評価委員会
	特記事項	教務委員会	土井 晶子	
基準Ⅱ	概要	教務委員会	土井 晶子	学生委員会
	A-1	教務委員会	土井 晶子	学科会
	A-2	教務委員会	土井 晶子	学科会
	A-3	入試委員会	正司 顯好	学科会 入試広報課
	A-4	FD 委員会	高橋 美枝	教務委員会 教務課、実習委員会
	A-5	保育者支援センター	浅香 勉	就職委員会

埼玉東萌短期大学

	A 改善計画	教務委員会	土井 晶子	
	B-1	附属図書館運営委員会	長田 勇	教務委員会、FD委員会 学生委員会、事務長
	B-2	教務委員会	土井 晶子	学科会、実習委員会 附属図書館運営委員会 学生相談室
	B-3	学生委員会	栗本 浩二	学生相談室、学生課 ボランティア担当部会
	B-4	就職委員会	岩崎 桂子	学生相談室 教職課程運営委員会
	B-5	入試広報課	山井 茂正	入試委員会
	B 改善計画	学生委員会	栗本 浩二	
	行動計画	教務委員会	土井 晶子	学生委員会
	特記事項	教務委員会	土井 晶子	学生委員会
基準Ⅲ	概要	事務長プロジェクト	宮武 進	総務課
	A-1	学長プロジェクト	小池 千代子	経営企画局
	A-2	学科会	正司 顯好	教務委員会 研究紀要編集委員会
	A-3	事務長プロジェクト	宮武 進	学長 学科長
	A-4	事務長プロジェクト	宮武 進	学長 学科長
	A 改善計画	事務長プロジェクト	宮武 進	学長 学科長
	B-1	総務課	関矢 宏幸	事務長、学生課 経理課、図書館課
	B-2	学生課	相川 富弘	事務長、総務課 経理課、図書館課
	B 改善計画	総務課	関矢 宏幸	
	C-1	学生課	相川 富弘	事務長、総務課、経理課 教務課、図書館課

埼玉東萌短期大学

	C 改善計画	総務課	関矢 宏幸	
	D-1	事務長	宮武 進	経理課
	D-2	事務長	宮武 進	経理課
	D 改善計画	事務長	宮武 進	
	行動計画	事務長	宮武 進	
	特記事項	事務長	宮武 進	
基準Ⅳ	概要	理事長プロジェクト	小池 千代子	事務長
	A-1	理事長プロジェクト	小池 千代子	事務長
	A 改善計画	理事長プロジェクト	小池 千代子	事務長
	B-1	学長プロジェクト	小池 千代子	経営企画局
	B 改善計画	学長プロジェクト	小池 千代子	経営企画局
	C-1	事務長	宮武 進	監事
	C-2	理事長プロジェクト	小池 千代子	事務長
	C-3	理事長プロジェクト	小池 千代子	事務長
	C 改善計画	理事長プロジェクト	小池 千代子	事務長
	行動計画	事務長	宮武 進	
	特記事項	事務長	宮武 進	
選択的 評価 基準	基準(1)	(なし)		
	基準(2)	(なし)		
	基準(3)	公開講座運営委員会	栗本 浩二	附属図書館運営委員会 ボランティア担当部会 「地域社会とボランティア

				ア」「地域子育て支援」授業担当者 入試広報課
--	--	--	--	---------------------------

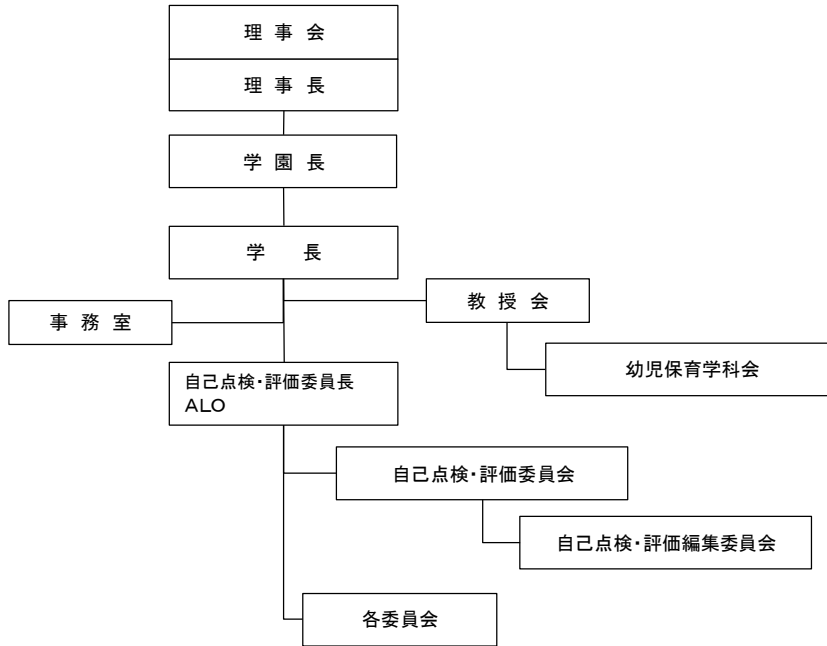
(2) 自己点検・評価委員会（構成員）

委員会	役職	氏名
委員長	ALO、幼児保育学科長、入試委員長	正司 顯好
委員	学園長、学長	小池 千代子
	法人本部経営企画局長	中澤 鐵
	附属図書館長、附属図書館運営委員長、 教職課程運営委員長	長田 勇
	学生部長、学生委員長、公開講座運営委員長	栗本 浩二
	研究紀要編集委員長	落合 知美
	教務部長、教務委員長	土井 晶子
	学生相談室長、FD 委員長	高橋 美枝
	保育者支援センター長	浅香 勉
	実習指導センター長、実習委員長	前徳 明子
	就職委員長	岩崎 桂子
	ボランティア担当部会責任者	池田 幸代
	プレカレッジサポート係長	前嶋 元
	小池学園法人事務局長、短期大学事務長	宮武 進
	入試広報部長、入試広報課長	山井 茂正
	図書館課長	片野 裕嗣
法人事務局総務課長、短期大学庶務課長	関矢 宏幸	
学生課長	相川 富弘	

(3) 自己点検・評価編集委員会（構成員）

委員会	役職	氏名
委員長	ALO、幼児保育学科長、入試委員長	正司 顯好
委員	法人本部経営企画局長	中澤 鐵
	学生部長、学生委員長、公開講座運営委員長	栗本 浩二
	研究紀要編集委員長	落合 知美
	学生相談室長、FD 委員長	高橋 美枝
	小池学園法人事務局長、短期大学事務長	宮武 進
	図書館課長	片野 裕嗣
	法人事務局総務課長、短期大学庶務課長	関矢 宏幸

(4) 自己点検・評価の組織図



(5) 組織が機能していることの記述

本学における自己点検・評価を推進する中核的組織として、本学開学時の平成 23 年 4 月に自己点検・評価委員会及びその下部組織として自己点検・評価編集委員会を発足させ、各年度内に複数回の会議を開催している。

平成 26 年度の自己点検・評価報告書の作成に当たっては、本学の専任教職員の全員が平成 26 年度の教育研究活動や管理運営等の状況について自己点検・評価を実施し、基準ごとに委員会組織を中心に担当部署を決定し、各担当部署は基準Ⅰ～基準Ⅳ及び選択的評価基準の現状、課題、改善計画、行動計画について分担執筆し、報告書案の作成作業を行った。

また、平成 26 年度は自己点検・評価委員会を 11 回開催し、自己点検・評価の実施計画を策定し、これを実施するとともに、報告書の作成及びその内容の確認などを行った。また自己点検・評価編集委員会を 14 回開催し、自己点検・評価報告書の企画・立案・編集等を行った。

以上のことから、自己点検・評価や報告書の作成のための組織は機能しているといえる。

(6) 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

以下のとおり自己点検・評価に係る活動を行った。

年月日	作業内容
平成 26 年 7 月 24 日	平成 26 年度 第 3 回自己点検・評価委員会 平成 27 年度第三者評価を短期大学基準協会に申し込むことが決定される。

埼玉東萌短期大学

	<p>平成 26 年度中に達成すべき課題について、基本的な課題、未達成の項目、未作成の資料についての確認。</p> <p>平成 27 年度第三者評価スケジュールの確認。</p>
平成 26 年 8 月 28 日	<p>平成 26 年度 第 4 回自己点検・評価委員会</p> <p>短期大学基準協会「平成 27 年度第三者認証評価に係る説明会」に関する報告（様式・内容が前年度から変更あり）。</p> <p>自己点検・評価報告書作成マニュアルの改訂について。</p> <p>委員会等の会議の議事録の整備について。</p>
平成 26 年 9 月 25 日	<p>平成 26 年度 第 5 回自己点検・評価委員会</p> <p>今後の議事録作成に関しては、資料「議事録書式」を基に作成することの確認。</p> <p>各委員会の会議議事録作成の状況の報告。</p>
平成 26 年 10 月 23 日	<p>平成 26 年度 第 6 回自己点検・評価委員会</p> <p>平成 26 年度自己点検・評価報告書作成に関する今後の作業工程の説明及び確認。</p> <p>個人調書（履歴書・教育研究業績書）及び自己点検・評価報告書の原稿作成に当たっての段階を踏んだ作業の進め方や注意点等の説明及び確認。</p> <p>「自己点検・評価報告書作成 作業工程について」に則り、担当部署ごとに平成 26 年度自己点検・評価報告書の原稿を作成していくことの決定。</p>
平成 26 年 11 月 27 日	<p>平成 26 年度 第 7 回自己点検・評価委員会</p> <p>平成 26 年度自己点検・評価報告書作成に向けての原稿及び個人調書の提出期限の確認。</p> <p>提出資料及び備付資料の説明及び各々の未完成書類の確認。</p>
平成 26 年 12 月 15 日	<p>各担当 Level 3（基準 I-A-1 等、以下省略）原稿の提出。</p>
平成 26 年 12 月 18 日	<p>平成 26 年度 第 8 回自己点検・評価委員会</p> <p>Level 3 原稿を基に、各基準の原稿取りまとめ担当者から、基準の変更点・追加点・今後の検討課題等の説明。</p> <p>原稿作成におけるマニュアルの遵守の確認。</p> <p>今後の自己点検・評価編集委員会に 3 名の委員の追加決定。</p> <p>1 月の作業スケジュール及び 2 月以降の作業スケジュールの確認。</p> <p>Level 4（基準 I-A 等改善計画、以下省略）原稿の担当部署の確認。</p>
平成 27 年 1 月 15 日	<p>各担当 Level 4 原稿の提出。</p>
平成 27 年 1 月 29 日	<p>平成 26 年度 第 9 回自己点検・評価委員会</p> <p>Level 3 原稿について、各基準の担当者から修正点・追加点等の報</p>

埼玉東萌短期大学

	<p>告。</p> <p>Level 4 原稿における要修正・追加箇所についての説明と確認。</p> <p>今後の作業スケジュールの説明と確認。</p>
平成 27 年 1 月 30 日	専任教員の個人調書の提出。
平成 27 年 2 月 10 日	<p>各担当 Level 3 加筆・修正原稿の提出。</p> <p>Level 4 加筆・修正原稿の提出。</p>
平成 27 年 2 月 26 日	<p>平成 26 年度 第 10 回自己点検・評価委員会</p> <p>「専任教員の個人調書」の加筆・修正点についての説明。</p> <p>Level 1（基準 I 等の概要、以下省略）及び Level 5（基準 I 等の行動計画、以下省略）、基礎資料の原稿提出期限の確認。</p> <p>提出資料、備付資料の整備についての確認。</p> <p>4 月以降の予定についての説明。</p>
平成 27 年 2 月 27 日	<p>各担当 Level 1 原稿の提出。</p> <p>Level 5 原稿の提出。</p>
平成 27 年 3 月 20 日	提出資料、備付資料の整備。
平成 27 年 3 月 26 日	<p>平成 26 年度 第 11 回自己点検・評価委員会</p> <p>「専任教員の個人調書」の修正原稿、委員会議事録の提出状況の報告。</p> <p>提出資料、備付資料の整備状況の報告。</p> <p>「平成 26 年度自己点検・評価報告書」の記載内容についての確認。</p>
平成 27 年 4 月 30 日	<p>平成 27 年度 第 1 回自己点検・評価委員会</p> <p>「平成 26 年度自己点検・評価報告書」作成状況の報告。</p> <p>短期大学基準協会「平成 26 年度第三者評価の振り返りについて」の説明。</p> <p>「平成 26 年度自己点検・評価報告書」作成作業スケジュールについて説明、審議、承認。</p>
平成 27 年 5 月 28 日	<p>平成 27 年度 第 2 回自己点検・評価委員会</p> <p>「平成 26 年度自己点検・評価報告書」作成状況の報告。</p> <p>完成までの残された作業の確認。</p>
平成 27 年 6 月 24 日	平成 26 年度自己点検・評価報告書の完成。
平成 27 年 6 月 26 日	平成 26 年度自己点検・評価報告書の提出。

3. 提出資料・備付資料一覧

(1) 記述の根拠となる資料等一覧

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
建学の精神・教育理念についての印刷物	◎	
創立記念、周年誌等		○
B 教育の効果		
教育目的・目標についての印刷物	◎	
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	◎	
C 自己点検・評価		
自己点検・評価を実施するための規程	◎	
過去3年間（平成26年度～平成24年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等		○
第三者評価以外の外部評価についての印刷物		○
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
学位授与の方針に関する印刷物	◎	
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	◎	
入学者受け入れ方針に関する印刷物	◎	
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧 ■ 平成26年度 ■ 授業科目名、職位、担当教員名、研究分野、教員配置（専任・兼担・兼任の別）	◎	
シラバス ■ 平成26年度 ■ 紙媒体、又は電子データで提出	◎	
単位認定の状況表 ■ 第三者評価を受ける前年度の平成26年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について		○
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物		○
B 学生支援		
学生便覧等（学則を含む）、学習支援のために配付している印刷物	◎	
学生支援の満足度についての調査結果		○
就職先からの卒業生に対する評価結果		○
卒業生アンケートの調査結果		○

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
短期大学案内・募集要項・入学願書 ■ 平成 27 年度入学者用及び平成 26 年度入学者用の 2 年分	◎	
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等		○
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等		○
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料		○
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式		○
進路一覧表等の実績についての印刷物等 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		○
GPA 等の成績分布		○
学生による授業評価票及びその評価結果		○
社会人受け入れについての印刷物等		○
海外留学希望者に向けた印刷物等		○
FD 活動の記録		○
SD 活動の記録		○
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
A 人的資源		
専任教員の個人調書 ■ 教員個人調書（平成 27 年 5 月 1 日現在で作成）〔書式 1〕、及び過去 5 年間（平成 26 年度～平成 22 年度）の教育研究業績書〔書式 2〕 ■ 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照 〔注〕学長・副学長の専任教員としての位置付け：当該短期大学の教育課程に定められた授業を担当し、かつシラバスに掲載されていること		○
非常勤教員一覧表〔書式 3〕		○
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		○
専任教員の年齢構成表 ■ 第三者評価を受ける年度（平成 27 年 5 月 1 日現在）		○
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		○
研究紀要・論文集 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		○
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） ■ 第三者評価を受ける年度（平成 27 年 5 月 1 日現在）		○

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
B 物的資源		
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等		○
■ 図書館、学習資源センターの概要 平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等		○
C 技術的資源		
学内 LAN の敷設状況		○
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図		○
D 財的資源		
「資金収支計算書・消費収支計算書の概要（過去 3 年）」[書式 1]、 「貸借対照表の概要（過去 3 年）」[書式 2]、「財務状況調べ」[書式 3] 及び「キャッシュフロー計算書」[書式 4]	◎	
資金収支計算書・資金収支内訳表・消費収支計算書・消費収支内訳表 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度） ■ 計算書類（決算書）の該当部分（第 1 号様式、第 2 号様式、第 4 号様式、第 5 号様式）	◎	
貸借対照表 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度） ■ 計算書類（決算書）の該当部分（第 6 号様式）	◎	
中・長期の財務計画	◎	
事業報告書 ■ 過去 1 年分（平成 26 年度）	◎	
事業計画書／予算書 ■ 第三者評価を受ける年度（平成 27 年度）	◎	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等		○
財産目録及び計算書類 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		○
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
理事長の履歴書 ■ 第三者評価を受ける年度（平成 27 年 5 月 1 日現在）		○
学校法人実態調査表（写し） ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		○
理事会議事録 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		○

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
寄附行為	◎	
<p>諸規程集</p> <p>組織・総務関係 組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱い（授受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SDに関する規程、図書館規程、各種委員会規程</p> <p>人事・給与関係 就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育児・介護休職規程、懲罰規程、教員選考基準</p> <p>財務関係 会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程</p> <p>教学関係 学則、学長候補者選考規程、学部（学科）長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨学金給付・貸与規程、研究倫理規程、ハラスメント防止規程、紀要投稿規程、学位規程、研究活動不正行為の取扱規程、公的研究費補助金取扱に関する規程、公的研究費補助金の不正取扱防止規程、教員の研究活動に関する規程、FDに関する規程</p> <p>■ 規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙する。</p>		○
B 学長のリーダーシップ		
<p>学長の個人調書</p> <p>■ 教員個人調書 [書式 1]（平成 27 年 5 月 1 日現在）</p> <p>■ 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去 5 年間（平成 26 年度～平成 22 年度）の教育研究業績書 [書式 2]</p>		○
<p>教授会議事録</p> <p>■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）</p>		○
<p>委員会等の議事録</p> <p>■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）</p>		○
C ガバナンス		
<p>監事の監査状況</p> <p>■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）</p>		○
<p>評議員会議事録</p> <p>■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）</p>		○

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
選択的評価基準		
選択的評価基準の評価を希望する場合 ■ 自己点検・評価の根拠となる資料・データは備付資料とする。 ■ 資料・データ一覧を様式5に記載する。 ■ 複数の基準を選択する場合は基準ごとにまとめて記載する。		○

[注]

- 「(1) 記述の根拠となる資料等一覧」記載の資料を準備し、提出資料、備付資料それぞれ一覧表を作成する。
- 一覧表の「資料番号・資料名」には、提出資料、備付資料それぞれに付した通し番号及び資料名（評価校独自の名称等）を記載する。
- 準備できない資料（例えば、取り組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載する。
- 提出資料、備付資料をウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名」にはURLも記載する。
- 準備する資料は、特に指定がなければ自己点検・評価を行う平成26年度のものとする。ただし、第三者評価を受ける平成27年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、平成27年度のものを備付資料として準備する。
- 「過去3年」・「過去5年」の指定がある場合、自己点検・評価を行う平成26年度を起点として過去3年間・過去5年間とする。

(2) 提出資料・備付資料一覧表

<提出資料一覧表>

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物	1. 学生便覧 [平成 26 年度] 2. 学校案内 [平成 26 年度・平成 27 年度] 3. ウェブサイト[大学案内] http://www.saitamatoho.jp
B 教育の効果	
教育目的・目標についての印刷物	1. 学生便覧 [平成 26 年度] 2. 学校案内 [平成 26 年度・平成 27 年度] 3. ウェブサイト[大学案内] http://www.saitamatoho.jp
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	1. 学生便覧 [平成 26 年度]
C 自己点検・評価	
自己点検・評価を実施するための規程	4. 埼玉東萌短期大学 自己点検・評価関係諸規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学位授与の方針に関する印刷物	1. 学生便覧 [平成 26 年度] 3. ウェブサイト[大学案内] http://www.saitamatoho.jp
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	1. 学生便覧 [平成 26 年度] 3. ウェブサイト[大学案内] http://www.saitamatoho.jp 5. 時間割 [平成 26 年度]
入学者受け入れ方針に関する印刷物	1. 学生便覧 [平成 26 年度] 3. ウェブサイト[大学案内] http://www.saitamatoho.jp 6. 学生募集要項（入学願書）[平成 26 年度・平成 27 年度]
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧	5. 時間割 [平成 26 年度] 7. 授業科目担当者一覧表 [平成 26 年度]
シラバス	3. ウェブサイト[大学案内] http://www.saitamatoho.jp

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
	8. 授業概要 [平成 26 年度・平成 27 年度]
B 学生支援	
学生便覧等 (学則を含む)、学習支援のために配付している印刷物	1. 学生便覧 [平成 26 年度] 3. ウェブサイト[大学案内] http://www.saitamatoho.jp 5. 時間割 [平成 26 年度] 8. 授業概要 [平成 26 年度・平成 27 年度] 9. 自己実現ノート[平成 26 年度] 10. 国語力審査試験用漢字テキスト 11. プレカレッジ資料[平成 26 年度] 12. オリエンテーション資料[平成 26 年度] 13. 新入生研修資料[平成 26 年度]
短期大学案内 (2 年分)	2. 学校案内 [平成 26 年度・平成 27 年度]
募集要項・入学願書 (2 年分)	6. 学生募集要項 (入学願書) [平成 26 年度・平成 27 年度]
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「資金収支計算書・消費収支計算書の概要 (過去 3 年)」[書式 1]、「貸借対照表の概要 (過去 3 年)」[書式 2]、「財務状況調べ」[書式 3] 及び「キャッシュフロー計算書」[書式 4]	14. 資金収支計算書・消費収支計算書の概要 [平成 24 年度～平成 26 年度] 15. 貸借対照表の概要 [平成 24 年度～平成 26 年度] 16. 財務状況調べ 17. キャッシュフロー計算書
資金収支計算書・消費収支計算書 (過去 3 年間)	18. 資金収支計算書・資金収支内訳表・消費収支計算書・消費収支内訳表 [平成 24 年度～平成 26 年度]
貸借対照表 (過去 3 年間)	19. 貸借対照表 [平成 24 年度～平成 26 年度]
中・長期の財務計画	20. 学校法人小池学園中長期財政計画
事業報告書 (過去 1 年間)	21. 事業報告書[平成 26 年度]
事業計画書／予算書 (平成 27 年度)	22. 事業計画書[平成 27 年度] 23. 予算書[平成 27 年度]
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	24. 学校法人小池学園寄附行為

<備付資料一覧表>

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1. 40TH ANNIVERSARY MAGAZINE 小池学園 40 周年記念誌 2. 学校法人小池学園創立 20 周年記念誌 萌ゆる
B 教育の効果	
報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	3. カリキュラム・マップ
C 自己点検・評価	
過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	4. 平成 25 年度自己点検・評価報告書 5. 平成 24 年度年次報告書 6. 平成 23 年度年次報告書
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	[該当なし]
報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	7. 履修カルテ
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
単位認定の状況表	8. 成績一覧表
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	9. GPA 一覧表 10. 資格及び免許状取得一覧表 11. 卒業生の現状調査（就職先調査） 12. 実習訪問指導報告書 13. 本学卒業生の卒業後の状況に関するアンケート調査 14. 学生便覧[平成 26 年度] 15. 授業概要[平成 26 年度・平成 27 年度]
報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	7. 履修カルテ
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	16. 短大生調査 2014
就職先からの卒業生に対する評価結果	11. 卒業生の現状調査（就職先調査） 12. 実習訪問指導報告書
卒業生アンケートの調査結果	13. 本学卒業生の卒業後の状況に関するアンケート調査
入学志願者に対する入学までの情報提供の	17. 学校案内[平成 26 年度・平成 27 年度]

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
ための印刷物等	18. 学生募集要項(入学願書)[平成26年度・平成27年度] 19. ウェブサイト[大学案内] http://www.saitamatoho.jp
入学手続き者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	14. 学生便覧[平成26年度] 15. 授業概要[平成26年度・平成27年度] 19. ウェブサイト[大学案内] http://www.saitamatoho.jp 20. プレカレッジ資料[平成26年度] 21. 時間割[平成26年度]
学生の履修指導(ガイダンス、オリエンテーション)等に関する資料	14. 学生便覧[平成26年度] 15. 授業概要[平成26年度・平成27年度] 22. オリエンテーション資料[平成26年度]
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式	23. 学生調書 24. 就職登録斡旋票
進路一覧表等の実績についての印刷物(過去3年間)	25. 学生進路先一覧
GPA等の成績分布	9. GPA一覧表
学生による授業評価票及びその評価結果	26. 学生による授業評価アンケート
社会人受け入れについての印刷物等	18. 学生募集要項(入学願書)[平成26年度・平成27年度] 27. 埼玉県委託訓練生に関する書類 28. 科目等履修生に関する書類
海外留学希望者に向けた印刷物等	[該当なし]
FD活動の記録	29. FD研究会の記録 30. FD研修会の記録
SD活動の記録	31. SD活動の記録
報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	3. カリキュラム・マップ
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書(平成27年5月1日現在)(過去5年間)	32. 専任教員の個人調書
非常勤教員一覧表[書式3]	33. 非常勤教員一覧表
教員の研究活動について公開している印刷物等(過去3年間)	19. ウェブサイト[大学案内] http://www.saitamatoho.jp
専任教員の年齢構成表(平成27年5月1日現在)	34. 専任教員の年齢構成表

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表（過去3年間）	35. 科学研究費補助金獲得状況一覧
研究紀要・論文集（過去3年間）	36. 小池学園研究紀要第11号（平成25年3月15日発行） 37. 小池学園研究紀要第12号（平成26年3月15日発行） 38. 小池学園研究紀要第13号（平成27年3月15日発行）
教員以外の専任職員の一覧表（平成27年5月1日現在）	39. 埼玉東萌短期大学専任職員一覧
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面	40. 全体図、校舎等の位置を示す配置図、校地間の距離 41. 用途（室名）を示した各階の図面
図書館、学習支援センターの概要	42. 附属図書館平面図 43. 蔵書数、学術雑誌数、AV資料数、座席数等 44. 附属図書館案内
C 技術的資源	
学内LANの敷設状況	45. 学内LANの敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	46. コンピュータ教室の配置図
D 財的資源	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	[該当なし]
財産目録及び計算書類（過去3年間）	47. 財産目録 48. 財務計算に関する書類
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書（平成27年5月1日現在）	49. 理事長履歴書
学校法人実態調査表（写し）（過去3年間）	50. 学校法人実態調査表（写し）
理事会議事録（過去3年間）	51. 学校法人小池学園理事会議事録

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
諸規程集	52. 学校法人小池学園規程集 (1) 法人 (2) 組織・総務 (3) 人事・給与 (4) 財務 (5) 小池学園研究紀要 (6) 埼玉東萌短期大学 (7) 埼玉東萌短期大学 学友会 (8) 埼玉東萌短期大学 同窓会
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書（平成 27 年 5 月 1 日現在）	53. 学長の個人調書
教授会議事録（過去 3 年間）	54. 教授会議事録 55. 任用教授会議事録

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
委員会等の議事録（過去3年間）	56. 委員会等議事録 (1) 幼児保育学科会 ① 月例会議 ② 総括学科会資料 (2) 入試委員会 (3) 入試問題作成委員会 (4) 学生募集委員会 (5) 教務委員会 (6) 学生委員会 (7) 就職委員会 (8) 実習常任委員会 (9) 実習委員会全体会議 (10) 教職課程運営委員会 (11) 附属図書館運営委員会 (12) 公開講座運営委員会 (13) 卒業行事教職員委員会 (14) FD委員会 (15) SD委員会 (16) 自己点検・評価委員会 (17) 自己点検・評価編集委員会 (18) 保育者支援センター (19) 研究紀要編集委員会 (20) プレカレッジサポート係 (21) コンプライアンス委員会 (22) ハラスメント防止委員会 (23) 個人情報保護委員会 (24) 研究倫理公正委員会
C ガバナンス	
監事の監査状況（過去3年間）	57. 学校法人小池学園監事監査報告書 58. 学校法人小池学園監事の監査状況に関する報告書
評議員会議事録（過去3年間）	59. 学校法人小池学園評議員会議事録
選択的評価基準	
教養教育の取り組みについて	[該当なし]
職業教育の取り組みについて	[該当なし]

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
地域貢献の取り組みについて	60. 地域住民等への図書館資料の閲覧、貸出に関する資料 61. 図書館イベントに関する資料 62. 公開講座に関する資料

基準 I 建学の精神と教育の効果

基準 I の自己点検・評価の概要

建学の精神「以愛為人」は、本学における教育の原点であり、教育理念、教育目的、教育目標、三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）に結びついているものである。そして、これらは、「学生便覧」や「学校案内」、本学ホームページ等を通して広く公表している。また建学の精神や学校訓との関係を含め、教育目的や人材養成の目的、3つのポリシー、学習成果などが、社会情勢や時代の要請に合致したものとなっているか、定期的に点検を行っている。

教育の効果を測るため、開学以来4年間、建学の精神に基づき、学習成果を明確にしてきた。今後は、学習成果の質的分析の方法をさらに明確化していくことで、カリキュラムの改善、学生指導の充実が図られ、教育の質の保証につなげていくことを考えている。

基準 1-A 建学の精神

基準 I-A-1 建学の精神が確立している。

(a) 現状

本学は、平成23年4月に開学した比較的新しい短期大学である。本学の建学の精神は、「以愛為人」（愛を以て人と為す）である。本学の設立に当たり、その審査機関である大学設置・学校法人審議会に提出した「埼玉東萌短期大学設置認可申請書」は、本学の建学の精神について次のように記している（提出資料1参照）。

建学の精神「以愛為人」（愛を以て人と為す）は、人間がすべての人々、すべての生命あるもの、自然や宇宙、さらには形而上的なものとの関係を取り結ぶときの根源的な光源であるべきものである。人々がこの根源的な光源を忘失し棄却するとき、世界は破壊という高い代償を支払わざるをえなくなる。従って、建学の精神「以愛為人」は、人間の生を司るべき第一原理ともいうべきものを、本学の立場で定式化したものということができる。

この建学の精神は、すべての授業科目の学習内容に通底するものである。知識や技能を学ぶということは、何よりも人間的な価値へのさらなる登攀を企図することである。学習の根底には「人間はなぜ学ぶのか」、「学問はなぜ必要なのか」という根源的な問いが常に横たわっており、その問いは人間の尊厳性を究めていくことに通じている。授業科目の学習は、人間の尊厳性を支え、発展させるものとしての価値ある文化の探索であり、その受容であり、学習者本人の内面における新たなる再創造である。また、学問を学ぶことは、排他的排外的競争原理に立脚するのではなく、多様な存在と価値観を受入れ共存と共生の精神を発展させていくことに寄与す

るものである、とするのが本学の立場である。「自尊」「創造」「共生」の学校訓は、建学の精神の中核的な価値として、建学の精神を形成し深め広げ高めることに寄与する。本学の学問を通しての人間性形成教育の根本にあるのは、常に人間の心を耕すことを魂に刻んで学習する態度を身につけた人間を育てることである。本学のすべての授業科目の学習の根底には、この建学の精神が横たわっている。したがって、建学の精神は、教育課程のすべての局面に豊かに流れ響き渡る持続低音の如く貫かれているということができる。

本学は、建学の精神「以愛為人」と並び、本学の教育の根幹にある人間形成理念として「自尊・創造・共生」の学校訓を定めている（提出資料1参照）。

(1)「自尊」の教育

自らの生命をみつめ尊重し、自らがこの世に存在することに深く感謝できる自尊の念を育み、自らが考え、判断、実行し、その結果についても責任を負うことのできる強固な精神を基礎とし、社会生活においても勤労意欲に溢れた人間性を育成する。

(2)「創造」の教育

深く知識を学び、広い視野と洞察力を身につけるために常に努力を惜しまず、それを基礎に柔軟な思考力・明晰な分析力・的確な判断力によって諸問題の解決にあたる独創性豊かな創造者となるための人間性を育成する。

(3)「共生」の教育

地球と人類の未来に想いを馳せ、人類全体の幸福と福祉のために心を砕き、思いやりの心を持って隣人に接し、複雑で、多様な時代にあっても隣人との秩序・協調を重んじ、世代・人類を超えて共生できる人間性を育成する。

これら3つの学校訓は、「以上3つの価値は、核である建学の精神を3方向から支えて成り立つ関係にある」と位置づけられている（「埼玉東萌短期大学設置認可申請書」。次ページの図を参照されたい。（提出資料1参照）。

本学の学校名にも建学の理想が託されている。本学が校名に「東萌」の名を冠することとしたのは、「常に時代を先取りした独自の教育力によって〔中略〕『東（この地）から萌えあがる』若い力をさらに、育み、伸ばし世界に発信できる前途有為な人材の育成をはかりたいという主旨に基づくもの」である（「埼玉東萌短期大学設置認可申請書」。提出資料1参照）。

本学の建学の精神は、私学としての我が校の固有の人間形成の理想を表明しているとともに、真理の探究と人類の発展と福祉に奉仕すべき高等教育の責務を支える基盤的な精神を表している。本学の建学の精神は、人間の在り方についての、特定の時代的制約を超えて広く世界に通用する、普遍的価値を体現した精神でもあり、短期高等教育がめざすべき教養教育、人間形成教育及び人材育成教育にふさわしい理念である。

なお、「以愛為人」は、本学の設立母体である学校法人小池学園の建学の精神でもある（備付資料1）。学園は昭和47年に各種学校として発足し、その後、専修学校（高等課程）や専門学校の設置を経て、平成11年4月に高等学校を、平成23年4月に短

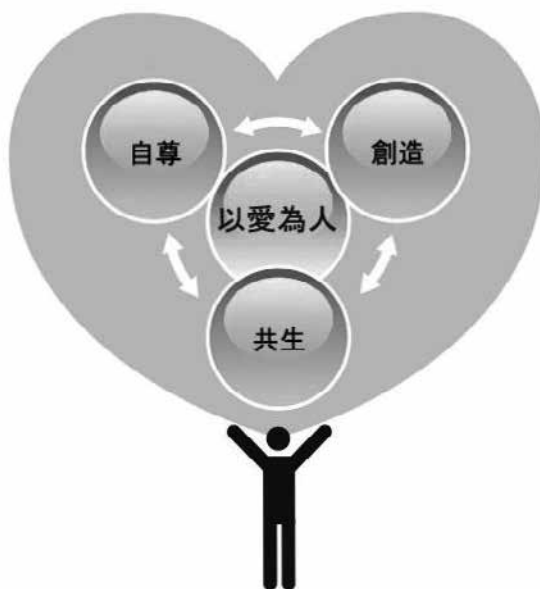
期大学を設置して今日に至っている。学園は発足当初から近代的な教養と知性を持ち情操豊かな社会人を育成することを目的に教育活動を推進しており、その長い年月にわたる教育的営為のなかから紡ぎ出されてきたものが学園の建学の精神である（備付資料 1、2）。

本学の建学の精神は、建学以来今日まで、本学が作成し発行した「学校案内」（提出資料 2 及び備付資料 17）、「学生便覧」（提出資料 1 及び備付資料 14）その他の出版物やウェブサイト [大学案内]（提出資料 3 及び備付資料 19）、オープンキャンパスや進学相談会、学生募集のための高校訪問、また、保育所保育実習、施設保育実習や幼稚園教育実習などに際しての実習園・施設への依頼や訪問など、さまざまな機会に学外の人々やステークホルダーに広く伝えてきた。

学内においても、教学運営にかかわる多様な活動を通して、また FD 研究会を開催するなどして、本学の建学の精神の共有化とその理解の増進を図ってきている。

さらに、本学は開学初年度からの 2 年間は「年次報告書」（備付資料 6 及び 5）を、そして 3 年目と 4 年目には「自己点検・評価報告書」（備付資料 4 及び本書）を、専任教職員全員の参画によって編集、発行してきたが、その点検項目の 4 つの柱の一つとして「基準 I 建学の精神と教育の効果」を設定し、短期大学基準協会の定める自己点検・評価項目に基づいて建学の精神について毎年度定期的に点検し、確認してきたところである。

【参考】 建学の精神と学校訓の相互関係



(b) 課題

本学は、平成 27 年度をもって開学 5 年目を迎える若い短期大学である。そのためもあり、本学の存在と本学の建学の精神が、広く社会に浸透し、その理解が根づいているような状態には至っていない。

それゆえ、特に学外の人々に対し建学の精神を報知することを、あらゆる機会に適切かつ効果的な方法を用いて行っていくことが課題である。

また学内においても、引き続き教育研究活動の実際において、建学の精神が生きて働く形で共有化する方途をさらに深く訴求していくことが要請される。

基準 I-A 建学の精神の改善計画

建学の精神が教育課程にどのように位置づいているのかを、カリキュラム・マップにおいて明確にするとともに、カリキュラム・ツリーやカリキュラム・フローチャートとの関連においても、さらに具体的に明らかにし、建学の精神が本学の教育・学習過程の全体を赤い糸のように貫いて流れていることを分かりやすく可視化できるようにする。

また、教育課程の外側に位置する学生の課外活動や学生生活においても建学の精神が活かされたものとなるよう、本学の課外活動や学生生活に息づく建学の精神についても明らかにしていく。

さらに、本学の建学の精神の意味を、学校訓や本学の教育研究上の目的、学科の人材養成の目的、学習成果、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）などとの関連性をふまえて分かりやすく解きあかし、学内外のステークホルダーや一般社会に広く浸透するよう、さまざまなメディアを駆使して広報活動を展開していく。

提出資料

- ◆ 建学の精神・教育理念についての印刷物
 1. 学生便覧 [平成 26 年度]
 2. 学校案内 [平成 26 年度・平成 27 年度]
 3. ウェブサイト [大学案内] <http://www.saitamatoho.jp>

備付資料

- ◆ 創立記念、周年誌等
 1. 40TH ANNIVERSARY MAGAZINE 小池学園 40 周年記念誌
 2. 学校法人小池学園創立 20 周年記念誌 萌ゆる

基準 I-B 教育の効果

基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。

(a) 現状

本学の教育目的は、「埼玉東萌短期大学学則」（以下、学則という）第 1 条で定めている（提出資料 1 及び備付資料 14 参照）。

埼玉東萌短期大学の目的

第1条 埼玉東萌短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法、学校教育法及び本学の建学の精神「以愛為人」と学校訓「自尊・創造・共生」に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養し、「東萌」を冠する校名が示す進取の気風をもって光さす東方から萌え上がる若い力を育み、社会に貢献できる前途有為な人材となるための基礎的能力を育成することを主な目的及び社会的使命とする。

学則第1条は、第一に、本学が日本社会の公教育の一翼を担う学校として、「教育基本法」「学校教育法」が定める学校教育及び短期高等教育の教育目的に基づいた教育を行っていくことを定めている。第二に、学則第1条は、学校法人小池学園が設立し経営する私立学校であることから導き出される私学の使命として、本学の建学の精神「以愛為人」と学校訓「自尊・創造・共生」に基づいた教育を行っていくことを定めている。第三に、「教育基本法」「学校教育法」が定める学校教育及び短期高等教育の教育目的と、私立学校としての本学の建学の精神「以愛為人」と学校訓「自尊・創造・共生」に基づき、①深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を育成し、②幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養するとともに、③「東萌」を冠する校名が示す進取の気風をもって光さす東方から萌え上がる若い力を育み、④社会に貢献できる前途有為な人材となるための基礎的能力を育成することを、主な目的とする教育を行っていくことを定めている。

本学は、幼児保育学科（以下、学科という）単一学科の短期大学である。この学科は、保育・幼児教育を専門課程とする学科である。学則第8条は学科の人材養成に関する教育目的を定めている（提出資料1及び備付資料14参照）。

幼児保育学科の人材養成に係る目的

第8条 幼児保育学科は、保育士及び幼稚園教諭を中心とする保育・幼児教育者の養成を主な目的とする。そのため、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を身につけるとともに、子どもの世界と保育・教育・社会福祉の本質を深く理解し、子どもの成長・発達を高い視点から受けとめ、保育・幼児教育の内容と方法に精通し、具体的な事象に即した繊細な心遣いをもって保育・幼児教育の現場で活躍することのできる、優れた認識と実践能力を身につけた保育者、幼児教育者となるための基礎的能力を育成することをねらいとする。

学則第8条は、第一に、学科は保育士及び幼稚園教諭を中心とする保育・幼児教育者の養成を主な目的とする学科であることを定めている。第二に、この第一の目的を達成するために、①幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を身につけること、②子どもの世界と保育・教育・社会福祉の本質を深く理解すること、③子どもの成長・発達を高い視点から受けとめることができるようになること、④保育・

幼児教育の内容と方法に精通すること、⑤具体的な事象に即した繊細な心遣いをもって保育・幼児教育の現場で活躍することができるようになること、そして①から⑤までを身につけることを踏まえて、⑥優れた認識と実践能力を身につけた保育者、幼児教育者となるための基礎的能力を育成することが、目指されるべき主な目標であると定めている。これら①～⑥の6項目は、学科の特性から導かれる人材養成に係る教育目的を具体的に肉付けする、6つの箇条からなる基本的な教育目標である。

以上から明らかなように、本学は、本学及び学科の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している、ということができる。

本学は、本学の建学の精神、学校訓、教育目的及び学科の人材養成の目的に基づいて、学習成果、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（以上、提出資料1及び備付資料14参照）を定めている。学習成果については次ページに記載してあるが、この学習成果は、本学の教育目的と学科の人材養成に係る目的を踏まえて定式化したものであり、教育目的・目標は学習成果を明確に示すものとなっている。これにより、本学の教育目的や学科の人材養成の目的が、入学者の受入れから卒業生を社会に送り出すまでの教育研究活動のすべての展開過程において、教育の実際に生きて働くことができるように設計し実践しているのである。

本学及び学科の教育目的・目標は、本学が作成し発行した「学校案内」（提出資料2及び備付資料17）、「学生便覧」（提出資料1及び備付資料14）その他の出版物やウェブサイト〔大学案内〕（提出資料3及び備付資料19）、オープンキャンパスや進学相談会、学生募集のための高校訪問、また、保育所保育実習、施設保育実習や幼稚園教育実習などに際しての実習園・施設への依頼や訪問などによって、学外の人々やステークホルダーにも広く伝えてきた。

学内においても、教学運営にかかわる多様な活動を通して、またFD研究会を開催するなどして、本学の教育目的と学科の人材養成に係る目的の共有化とその理解の増進を図ってきている。

さらに、本学は開学初年度からの2年間は「年次報告書」（備付資料6及び5）を、そして3年目、4年目には「自己点検・評価報告書」（備付資料4及び本書）を、専任教職員全員の参画によって編集、発行してきたが、その点検項目の4つの柱の一つとして「基準I 建学の精神と教育の効果」を設定し、短期大学基準協会の定める自己点検・評価項目に基づいて本学及び学科の教育目的・目標について毎年度定期的に点検し、確認してきたところである。

（b）課題

ユニバーサル・アクセス期の短期高等教育にあっては、教育の質の保証や単位制度の実質化、それと関連する学習成果の達成は、きわめて重要な課題となる。年度ごとに迎え入れる入学者の基礎学力の程度や人間力の特徴と諸傾向などを不断に検討してその状態を把握し、入学者の状況に合った緻密な教育活動を行うことが求められる。本学及び学科の教育目的・目標が「正しい」と証明されるのは、第一に、学生が2年間の教育課程を終えて卒業を迎えたときに、学科の教育目的・目標に基づいて行われた教育活動が、首尾よく教育の効果を発揮したと認められたときである。そして第二

に、卒業生が社会で有為な人材として評価されたときである。したがって、学科の教育目的・目標の点検・評価は、学生の学業の達成状況と、彼らの卒業後の社会での専門的職業的活動に対する社会の評価に基づいて行われなければならない。これらの検証作業を効果的に行うシステムをさらに整備し、強力に推進していくことが求められている。

基準 I-B-2 学習成果を定めている。

(a) 現状

学科の学習成果は、本学の建学の精神及び本学の教育目的(学則第 1 条)、幼児保育学科の人材養成の目的(学則第 8 条)に基づいて制定されており、次のように明確に示されている。

埼玉東萌短期大学の学習成果

埼玉東萌短期大学幼児保育学科の総合的な教育の過程で、①「以愛為人」の建学の精神と「自尊」「創造」「共生」の学校訓の意味を学び、②幅広く深い教養と総合的な判断力の基礎を養い、③保育・幼児教育への使命感と子どもへの愛情を育み、④子ども、保育・幼児教育、社会福祉の本質と現状を具体的に理解し、⑤保育・幼児教育の内容と方法を総合的に身につけ、⑥学んだ知識を生かすために専門的及び汎用的な技能や実践的能力を磨いて、⑦生涯にわたって自己を啓発していく姿勢を培い、⑧保育・幼児教育の専門家及び社会人として社会に貢献することができる人間となることを、学習成果とする。

上に示す 8 項目の学習成果は、「学生便覧」(提出資料 1 及び備付資料 14)に掲載している。

学習成果を量的・質的に測定する仕組みについては、pp. 70-71 に示す通りであり、各科目の成績評価を適切に行っている。成績の判定に当たっては、「授業概要」(シラバス)記載の授業の到達目標及び成績評価の方法・基準に沿って授業担当教員が判断し、評価の客観性を維持している。各授業においては、授業内でチェックテストを導入し、学習成果の向上に用い、その結果を学生にフィードバックしたり、授業の終わりにその日の授業の感想や質問を書いてももらったりして、次回の授業で質問に答えるなど学習成果につなげていくような配慮をしている。また、p. 61 に示す GPA (Grade Point Average/グレート・ポイント・アベラージ) 制度を取り入れ学習の成果を測定している。実習の授業に関しては実習前の実習審査(保育実習重点科目審査、教育実習受講資格科目審査、総合成績審査、国語力審査など)や「自己実現ノート」の「実習に臨むためのチェックリスト」や「実習に必要な言動態度のチェック」など行い、適切に評価し、実習前のモチベーションにつなげたり、指導に役立てたりすることができた。さらに、教育実習の事前事後指導の授業である「教育実習(幼稚園) I」の 1 年次後期終了時(30 回目の授業)と 2 年次前期終了時(45 回目の授業)においては、学生は教職課程の履修カルテの自己評価シートでチェックを行い、それぞれの科目がどの程度理解できたのかを振り返りながら、自己評価を行い提出している(備付資料 7)。それ

らを踏まえて、2年次後期の科目「教職実践演習（幼稚園）」（保育士資格課程・幼稚園教諭二種免許状課程必修科目。教育課程の一部改正により平成27年度入学生から「保育・教職実践演習（幼稚園）」と科目名称を変更）の中で、それぞれの課題と向き合い、取り組んでいる。

学習成果の学内外への表明については、まず、「学生便覧」に記載しており、本学の学生、教職員の全員に配付しているだけでなく、学生募集に係る高校訪問や保育実習、教育実習に係る実習園・施設訪問などの機会を利用して学外のステークホルダーにも配布し、広報していることを指摘することができる。そして「教育実習（幼稚園）Ⅱ」「保育実習B」「保育実習C」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」の事前事後指導の授業の一部として実施している、それぞれの実習についての学内での「実習直前全体授業」及び「実習体験全体報告会」をあげることができる。これは、専任教員全員参加で行われ、教育課程の中核に位置づき、すべての授業科目の学修を実践的に統合する場でもある保育実習や教育実習について、実習生全員が出席して行われる学習成果の再確認と中間総括の場であり、必要であれば他学年の学生やその他の職員も参加することができるようになっている。また、年間20回近く開催するオープンキャンパスの参加者に対し本学案内のさまざまな企画を通じた広報活動を展開しており、平成25年度から、東萌祭（大学祭）において学内外の来場者へ向けて「基礎ゼミナール」の授業で研究した内容の展示を行うなど、東萌祭（大学祭）を通じての地域発信も行っている。

学習成果の点検の一環として、実習園が評価を行う際に記入する「実習評価表」の評価項目について、現場の声や他大学の情報を基に、内容の再検討を行い、項目の理解が明確で評価しやすい形へ改訂した。

また、実習後に学生が実習の成果を整理し報告する「実習報告書」の記載項目について、実習における到達点、課題を明確にし、学生が保育者となるための自覚を育てるものとなるよう検討した。さらに、実習先でのデイリープログラムや学生の責任実習の内容、後輩に伝えたいことなどの項目を加え、平成24年4月より「実習報告書」を改訂した。

学科の学習成果については、平成24年度から学科会や教授会において、常に点検・協議し、また審議を行っている。

(b) 課題

今後も学生の学習成果を点検し、学習成果の向上・充実を図る必要があるとともに、学習成果の質的分析の方法を明確にしていく必要がある。

実習審査では、総合成績審査をその後の学生指導にどう役立てていくかを具体的に検討する必要がある。また、実習後の園や施設からの評価の分析や実習先へのインタビューなどを通して、現場での実習の状況をさらに把握し、今後も継続して指導の課題を見出していく努力を続けていく。

基準 I-B-3 教育の質を保証している。

(a) 現状

本学は「学校教育法」「同法施行規則」「短期大学設置基準」「教育職員免許法」「同

法施行規則」「児童福祉法」「同法施行規則」その他の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。そして、関係法令が定める規定に従い学則や教育課程、授業科目名称などの見直しと変更を行い、最新の法令制度に適合した教育研究を追究して、教育の質の保証とその向上を志向している。

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）については、平成 24 年度の「本学の教育理念と教育課程の構造、重点科目の位置づけについて」をテーマとする FD 研究会（平成 24 年 9 月実施）において、本学の学位授与の方針と学習成果との関係を確認し、カリキュラム・ツリー、重点科目のカリキュラム・マップの作成例の研究を行った。平成 25 年 6 月の教授会において、各授業科目の到達目標と学習成果の関係を明確にするカリキュラム・マップを定めた。平成 26 年 10 月の教授会において、平成 27 年度入学生からの教育課程の改正に伴い、科目区分の名称、授業科目の名称を変更するため、平成 27 年度カリキュラム・ツリーを再構築した。そして、平成 27 年度カリキュラム・マップについて、教育課程におけるすべての授業科目の到達目標の記載方法と、到達目標と学習成果の関係のあり方を検討し、基準を作成して見直しを行った。このことにより、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）をより明確に実施することができるようになった（備付資料 3）。

PDCA サイクルによる教育の向上・充実のための取り組みとしては、開学年度から前期と後期の年 2 回、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果に関しては FD 研修会を年 2 回実施し、どのように活用していくかについて意見交換を行ってきた。さらに、平成 24 年度より授業担当者を対象に「学生による授業評価アンケート結果に基づく授業向上方針等に関する調査」を実施し、その結果を学生に公表している。また、学期ごとの各授業科目の履修状況、単位修得状況、卒業時の保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状の取得状況、卒業後の進路状況について検討し、学科における学習成果の達成状況について、学科会、教授会において総合的な検討を行っている。その中で、次年度に向けての課題や取り組みの計画案を検討し実施することで教育の向上・充実を図っている。このように、教育のための PDCA サイクルを確立し機能させている。

保育実習や教育実習などの指導においても、教育の質の向上・充実にむけて、年間の指導計画や事務的計画を立案し実行している。実習資格審査においても、学習成果を焦点とする審査を行っている。審査内容は、実習科目の履修状況、実習重点科目審査、授業科目の総合成績の達成度に関する審査（総合成績審査）、国語の基礎学力審査、基礎的適応力審査、病状審査などであり、アセスメントを行い、次の実習での課題を見出す材料としている（提出資料 1 及び備付資料 14 参照）。また、実習審査において実習の履修が保留となった学生については、後日、面談を行い、実習の履修が可能となるよう、さらなる努力を重ねていくことができるようにアドバイスをしたり、学生からの相談を受けて今後に予定される実習への意欲を高めることができるようにしたりと、それぞれの教員が向き合っている。実習終了後は教員の「実習訪問指導報告書」や学生が実習後にまとめる「実習報告書」などを基に、実習の事前事後指導担当教員を中心に専任教員全員で反省点、改善点等を明確にし、その後の指導に役立てている。実習指導は本学の教育活動の要の位置にあるものであるが、実習指導においても査定

(アセスメント)の手法をもって、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを踏まえた活動を行っている。

(b) 課題

カリキュラム・ツリーは、現在は科目群ごとの積み上げを意識したフォーマットとなっているが、今後、科目群を超えた授業科目の関連についても研究を重ねていくことが課題となる。

PDCAサイクルが機能し、学生による授業評価アンケートの結果を授業の質の向上に結びつけていけるよう、分析や活用の方法について今後も改良を重ねていく。また、年度ごとの特徴を明らかにし、その変化について今後も推移を追って検討していく。

「学校教育法」等の変更などについては、引き続き適宜確認し、法令順守に努めていく。また、学習成果を焦点とするアセスメント方法について、より細密化するよう研究を重ねていく。さらに、実習を通じた学習成果の達成を保证するために、学生の状況にさらによく適合するようにプログラムの検討を行うとともに、実習先との連携を通して現状の把握を行い、一層の改善に努めていく。

基準 I-B 教育の効果の改善計画

教育目的・目標については、学生の学業の達成状況と、卒業後の社会での専門的職業的活動に対する社会の評価に基づいて、検証作業を効果的に行うシステムを整備し、強力に推進していく。そのために、本学の基本的教育目標を踏まえつつ、学生の主体性や問題解決能力を養うカリキュラムの導入、また、オリエンテーションや新入生研修の充実により、学習面だけでなく生活面や将来設計についても助言を行い、学生と教職員のコミュニケーションを促進することのできるシステムの構築を検討していく。また、卒業後の支援体制としての保育者支援センターの組織的な取り組みを図っていく。

学習成果については、学生の学習成果の到達状況を常に点検し、学習成果の向上・充実を図る必要があるとともに、学習成果の質的分析の方法をさらに明確化していく。特に本学は保育士及び幼稚園教諭を養成する課程であることから、次のような取り組みを行う。①履修カルテについては、現状では学生の自己評価の振り返りに基づいて、それぞれの課題を発見するための取り組みを行っているが、さらに総合的な視点から、「保育・教職実践演習(幼稚園)」の授業担当教員だけでなく、各授業科目の担当教員からの具体的なコメントや指導が、学生に伝わり、その後の取り組みに反映されていくような流れを考えていく。②実習審査については、特に総合成績審査についてのその後の指導の具体化を進めていく必要がある。③実習については、実習園・施設との連携をとり、実習後の評価の分析や実習先へのインタビューなどを実施し、実習の現状を把握して、保育者となっていくための指導の課題を見出していく。

さらに、カリキュラム・ツリーの科目群を超えた授業科目の関連についても研究を行っていく。学生による授業評価アンケート結果が授業向上に有効に役立てていけるよう、今後もPDCAサイクルを機能させていく。

提出資料

- ◆ 教育目的・目標についての印刷物
 1. 学生便覧 [平成 26 年度]
 2. 学校案内 [平成 26 年度・平成 27 年度]
 3. ウェブサイト [大学案内] <http://www.saitamatoho.jp>
- ◆ 学生が獲得すべき学習成果についての印刷物
 1. 学生便覧 [平成 26 年度]

備付資料

- ◆ 報告書作成マニュアル指定以外の備付資料
 3. カリキュラム・マップ
 7. 履修カルテ

基準 I-C 自己点検・評価

基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

(a) 現状

自己点検・評価活動は、大学が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、その理念・目標に照らして自らの教育研究活動等の状況について自己点検し、現状を正確に把握・認識した上で、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点などについて自己評価を行うことであると認識している。

自己点検・評価のための規程としては、平成 23 年 4 月開学と同時に「自己点検・評価規程」「自己点検・評価委員会規程」「自己点検・評価編集委員会規程」を制定した（提出資料 4）。具体的な取り組みについては、定期的（毎月 1 回）に専任教員全員及び事務職員の委員による自己点検・評価委員会が開かれ、学長、学科長（ALO を兼務）、経営企画局長、事務長が中心となって全体の統括に参画しながら日常的に自己点検・評価を行ってきた。結果として開学以来 4 年が経過するが、自己点検・評価編集委員会を中心に毎年度「年次報告書」または「自己点検・評価報告書」を作成し公表することができた（備付資料 6、5、4 及び本書）。これらの年次報告書や自己点検・評価報告書は、全国の短期大学の大多数が認証評価を受けている認証評価機関である短期大学基準協会が定めた「短期大学評価基準」及び「自己点検・評価報告書作成マニュアル」の 4 つの基準、その下位項目としての「テーマ」さらに「区分」と、その「当該区分に係る自己点検・評価のための観点」のすべての観点を、点検・評価項目としてあえて設定し、本学の自己点検・評価活動が、短期大学基準協会が定める点検・評価項目の詳細について脱落や見落としがないかを厳密に検証するものであった。

開学初年度の「年次報告書」は、各評価領域を専任教員全員が分担して担当し、報告書作成に必要な資料の作成は、教員・事務職員が手分けして行った。開学 2 年目、

3 年目及び 4 年目においても専任の全教職員が自己点検・評価活動に関わっており、自覚的に継承されている。

これらの「年次報告書」や「自己点検・評価報告書」は、毎年度定期的に行政機関や短期大学基準協会、県内外の高等学校、本学の附属図書館及び近隣の公立図書館、関連法人の各保育園等に配布し広く公開している。本学は、平成 27 度に認証評価機関による第三者評価を受ける予定になっているので、平成 26 年度は「平成 25 年度 自己点検・評価報告書」を作成した。開学初年度から毎年、発行されている報告書は全教職員に配付され、それぞれの部署における業務の点検・評価のための基本的な文書として使用され、PDCA サイクルが有効に機能するための指針となっている。そして、自己点検・評価の成果がさらにそれぞれの部署において発展的に活かされるよう、各教職員は課題を見出しながら点検・評価活動に取り組んでいる。

〈開学初年度からの「年次報告書」及び「自己点検・評価報告書」発行状況〉

- I 平成 24 年度発行「平成 23 年度 年次報告書」
- II 平成 25 年度発行「平成 24 年度 年次報告書」
- III 平成 26 年度発行「平成 25 年度 自己点検・評価報告書」
- IV 平成 27 年度発行「平成 26 年度 自己点検・評価報告書」

(b) 課題

自己点検・評価活動は全教職員の課題であるという共通認識のもと、本学の総力をあげて取り組んできた。毎年発行される「年次報告書」ないし「自己点検・評価報告書」は各部局で検討会を重ねて作成し、またその年度の取り組むべき課題を明らかにして活用している。今後も改善・改革の具体案を検討し、自己点検・評価の成果を教育の質の向上のためにさらに活用していくことが重要である。特に、平成 27 年度に第三者評価を受ける予定になっているので、開学当時からの自己点検・評価に関する資料等についての再確認と整備に全学あげて取り組まなければならない。

基準 I-C 自己点検・評価の改善計画

建学の精神、学校訓が日々の教育活動の具体的な内容にどのように体现されているかを常に確認しつつ今後も教育の改革、教育方法の改善に努めながら本学の教育内容を一層充実発展させるべく、さらなる自己点検・評価活動の充実に努める必要がある。特に、専任教員の全員と事務職員の委員によって定期的に開かれる自己点検・評価委員会については、学校運営業務のすべての内容が PDCA サイクルに基づいた質の高い緻密なものとなるよう委員会活動の改善を図っていく必要がある。

提出資料

- ◆ 自己点検・評価を実施するための規程
 - 4. 埼玉東萌短期大学 自己点検・評価関係諸規程

備付資料

- ◆ 過去3年間（平成26年度～平成24年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等
 - 4. 平成25年度 自己点検・評価報告書（平成26年度発行）
 - 5. 平成24年度 年次報告書（平成25年度発行）
 - 6. 平成23年度 年次報告書（平成24年度発行）
- ◆ 第三者評価以外の外部評価についての印刷物
[該当なし]

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画

建学の精神の改善計画を踏まえ、次のような具体的な工程で改善を実施していく。

①作成済のカリキュラム・ツリー、カリキュラム・マップを基礎に、カリキュラム・フローチャートを平成28年度に完成させる。②本学の課外活動や学生生活に息づく建学の精神について、教育理念と学生生活の構造図を平成28年度に完成させる。③ステークホルダー向けに、本学の建学の精神、学校訓、教育目的、学習成果、3つのポリシーなどを分かりやすく図式化し解説した資料を、平成28年度を目途に完成させる。

また、教育の効果については、次のような具体的な工程で改善を実施していく。①カリキュラム・マップに基づき、授業ごとに学習の成果とその授業の到達目標を、平成27年度より「授業概要」（シラバス）に記載する。②学習成果の質的分析の方法をさらに明確化していくために、教職課程の履修カルテを通した学習成果のさらなる深まりをめざして、履修カルテについては平成28年度までに、総合的な視点から「保育・教職実践演習（幼稚園）」の授業担当教員だけでなく、それぞれの授業科目の担当教員からの指導が学生に伝わり、その後の取り組みに反映される流れを次のように進めていく。②-1 教育実習の事前事後指導科目である「教育実習（幼稚園）Ⅰ」の1年次最終回の授業（30回目の授業）において、履修カルテの自己評価シートを用いての1回目の自己評価を行い、各自が苦手な授業科目や課題にどのように取り組んでいくのか自分自身の計画を立てる。計画を立てる際には、授業担当教員だけでなく、それぞれが苦手な授業科目や課題にしている授業科目の担当教員にも相談し、アドバイスを受けるように促す。②-2 「教育実習（幼稚園）Ⅰ」2年次の授業（45回目の授業、前期の最後の授業）において、履修カルテの自己評価シートを用いての2回目の自己評価を行い、苦手な授業科目や課題の状況をさらに見つめ直す。②-3 それらを踏まえて、2年次の後期に開講する教職実践演習科目である「保育・教職実践演習（幼稚園）」で、自己評価シートで確認した自己の課題の達成のための取り組みの結果を自己評価して報告を行い、2年間の学修の達成状況と残された課題を自己確認し、卒業後の専門職就業者としての展望を確立する。②-4 履修カルテと「保育・教職実践演習（幼稚園）」による各学生の学修成果の達成状況と残された課題については、「保育・教職実践演習（幼稚園）」の担当教員及び教職課程運営委員会が集約、総括し、全学的な共通認識を形成して、その後の教育活動の発展のために生かしていく。③実習審査については、特に総合成績審査において保留になった学生への指導について、平成27年度より実習

常任委員会を中心に実習委員会の教員と協力し、それぞれの学生に担当教員を決めて指導する。その際の「指導内容」、「指導後の学生の状況」などについて実習常任委員会、実習委員会、学科会で報告し、共通理解を深めていく。

自己点検・評価についても改善計画を踏まえ、次のような具体的な工程で改善を実施していく。①建学の精神と学校訓、本学の教育目的と学科の人材養成の目的、学習成果、3つのポリシーなど、本学の教育理念と教育目的及びその体系が、本学教育の現実にさらに深く根を下ろしていくことができるよう、これらの教育理念、教育目的、教育方針の“血肉化”を、引き続き自己点検・評価活動の基本的な課題の一つとして位置づけて推進する。②開学以来毎年度発行している「年次報告書」や「自己点検・評価報告書」が、教職員及び教職員組織の日々の活動でさらに有効に活用されるよう、PDCA サイクルがこれらの報告書を参照しながら展開する活動スタイルを作り上げていく。③開学以来の取り組みをさらに発展させるために、平成27年度以降は、社会のニーズや学生の実態に即して本学の教育活動の在り方を定期的に点検・評価していくためのシステムを強化する。具体的には、③-1 学生による授業評価、「短大生調査」、また保育者支援センターが行う卒業生調査などの結果を集約・分析して学生のニーズをさらに多面的かつ具体的に把握する。③-2 社会のニーズや学生の実態を踏まえて、年度初めに各委員会等及び各課において年間達成目標の内容や数値を明確に掲げ、目標達成のための進捗管理表などを作成し、学内全体で共通理解を形成しながら取り組んでいく。そして、平成28年度以降も、これらのシステムが学内に定着し、毎年度発行している「自己点検・評価報告書」に各部署の取り組みの成果を明確に示すことができるよう、全教職員が努力していく。

基準Ⅰについての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

本学の建学の精神と学校訓は、教育の原点であり教育活動の根幹であることから、入学を希望して来学してくるオープンキャンパスの参加者に対して「学校案内」等を使ったりしながら細やかな説明を実施している。また、入学予定者に対してはプレカレッジのガイダンスなどを通して理解をすすめている。さらに、入学式、入学後の新入生オリエンテーションでも学長、学科長による講話があり、さまざまな機会を活かして理解が深められるようになっている。平常授業においても各教員が、カリキュラム・ツリー、カリキュラム・マップに基づき必要に応じて建学の精神、学校訓に触れながら授業を展開している。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。 なし。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

基準Ⅱの自己点検・評価の概要

教育課程については、卒業認定に係る学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を定め、明確に示し定期的に検討している。

学習成果の査定（アセスメント）について、平成 24 年度に学習成果を定式化するとともに、学位授与の方針との関係を明らかにし、平成 25 年度には授業科目の到達目標と学習成果の関係を示すカリキュラム・マップを作成した。さらに平成 26 年度には、平成 27 年度の「授業概要」（シラバス）から授業ごとにカリキュラム・マップに基づく授業の到達目標及び学習成果との関係を記載するための準備に取り組んだ。

開学年度から学生による授業評価を年 2 回継続して実施し、その結果を授業改善に活用するために、FD 研修会等の取り組みを行った。また、事務組織では平成 26 年度より、学内の SD 活動を充実させている。

学生の卒業後評価への取り組みとして、卒業生の就職先からの聴取を行うとともに、平成 26 年度開設した埼玉東萌短期大学保育者支援センターによる「保育者として就労している平成 25 年度卒業生調査」を実施し、さらに卒業生アンケートを行った。

学生支援については、入学前のプレカレッジ、新入生オリエンテーション、新入生研修から始まり、担任・副担任制、学生委員会、学生課、実習指導センター、附属図書館、学生相談室等、学生生活をサポートする組織が機能し、学習成果の獲得のための学習支援や生活支援を行っている。就職については、就職相談室兼就職資料室を設置し、教員一人当たり 10 名程度の学生を個別指導する担当制を採っている。そして個別面談や指導・援助を充実させ、学生の進路希望を実現させる支援を行っている。

本学は平成 27 年 3 月に第三期生を卒業させた。現在実施している卒業後評価への取り組みを継続し、この後の経年変化を検討していくことで、本学の学習成果の価値及びそれが 2 年間の学生生活の中で獲得されたといえるかどうか真に検証される。このことが、今後の本学の中心的な課題の一つとなる。

基準Ⅱ-A 教育課程

基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。

(a) 現状

[1] 学位授与の方針

本学では学科の学位授与の方針を、平成 24 年度第 2 回教授会（平成 24 年 5 月 24 日開催）で決議し、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針及び学習成果とともに学則とは別に定めている。これらの三つの方針と学習成果は学則に定める教育研究上の目的（第 1 条）や人材養成に係る目的（第 8 条）から導き出される基本方針であり、建学の精神や学校訓とともに平成 25 年度より「学生便覧」（提出資料 1 及び備

付資料 14) の冒頭に掲げるなどして、その重要性を明示している。もとより、学位授与の方針は学習成果に対応しており、学習成果を達成することによって学位授与の方針に基づき学位という果実を授与するという構造になっている。学位授与の方針を以下に示す。

埼玉東萌短期大学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

埼玉東萌短期大学幼児保育学科は、「以愛為人」の精神を心に刻み、自尊・創造・共生の教えを人生の指針として豊かな教養と感性を育み、子どもの心の世界を受けとめられる心性を持って現代社会が必要とする保育・幼児教育の専門的な知識と技能を学び、専門的な実践的資質能力の基礎を確実に身につけるとともに、高度情報化社会、知識基盤社会に必要な人間力（課題発見・課題解決能力やコミュニケーション能力、自己啓発力、共働の精神、倫理観・規範意識、社会性と礼節の修得など）の基本となる能力を身につけた者に、短期大学士（保育学）の学位を授与する。

また、本学の学位授与の方針については、以下の内容を学則で規定している。

埼玉東萌短期大学の教育目的(学則)

第 1 条 (pp. 48-49 参照)

幼児保育学科の人材養成の目的(学則)

第 8 条 (p. 49 参照)

卒業要件(学則)

第 44 条 本学を卒業するためには、2 年以上在学し、基礎教養科目から必修科目 6 単位を含み 10 単位以上、専門科目から必修科目 23 単位を含み 45 単位以上、基礎教養科目及び専門科目から 10 単位以上、合計 65 単位以上を修得しなければならない。

卒業認定(学則)

第 45 条 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める卒業に必要な授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

学位授与(学則)

第 46 条 前条により卒業を認定された者には、次の学位を授与する。

幼児保育学科 短期大学士(保育学)

2 前項の学位を授与される者には、学位記が授与される。

[2] 卒業の要件

本学を卒業するためには、短期大学に 2 年間以上在学し、幼児保育学科で定められた卒業に必要な単位を修得することが必要である。同学科の卒業要件は次のとおりである。

卒業必要単位数

①		②		③	④
基礎教養科目		専門科目		①と②を除く基礎教養科目及び専門科目	卒業必要単位数
卒業必修科目	選択科目	卒業必修科目	選択科目	10 単位	65 単位
6 単位	4 単位	23 単位	22 単位		

[3] 成績評価の基準

成績評価の方法については、公平性と透明性を確保し全学的に統一した基準で行い、また、国際的に通用する基準を用いるという考えから、GPA 制度も用いている。本学の成績評価の基準及び GPA 制度を以下に示す。

評価区分	評定記号	評価内容	GP
100～90 点	AA	(特優)：特に優れた成績である。	4
89～80 点	A	(優)：優れた成績である。	3
79～70 点	B	(良)：概ね妥当な成績である。	2
69～60 点	C	(可)：合格に必要な最低限度を満たした成績である。	1
59～0 点	D	(不可)：合格に至らない成績である。	0

[4] 資格取得の要件

保育士資格や幼稚園教諭二種免許状などの資格・免許を取得するためには、卒業要件を充足するための単位を修得するとともに、それぞれの資格・免許を取得するために履修して修得しなければならない授業科目がある。その科目を分類すると、資格・免許の必修科目と資格・免許の選択必修科目の2つに区分される。

① 保育士資格

科目	卒業必修・選択の別	資格必修科目・資格選択必修科目・その他の選択科目等の別	最低必要単位		
			科目数	単位数	
基礎教養科目	必修科目		5	6	10
	選択科目		2 以上	4	
専門科目	必修科目		18	23	61
	選択科目	保育士必修科目	19	34	
		保育士選択科目	3	4	
		その他の選択科目	0	0	
選択科目			0	0	0
合 計			71		

② 幼稚園教諭二種免許状

科 目	卒業必修・選択の別	資格必修科目・資格 選択必修科目・その 他の選択科目等の別	最低必要単位		
			科目数	単位数	
基礎教養科目	必修科目		5	6	10
	選択科目	幼2免必修科目	3	4	
専門科目	必修科目		18	23	45
	選択科目	幼2免必修科目	7	16	
		幼2免選択必修科目	1	1	
		その他の選択科目	2以上	5	
任意選択科目	基礎教養科目及び専門科目から		4以上	10	10
合 計					65

学科の学位授与の方針は、「学生便覧」及び本学ウェブサイト[大学案内]（提出資料3及び備付資料19）によって、学生はもちろんのこと、広く学内外に公表している。

この学位授与の方針は、私学としての建学の精神、教育理念のもと、知識基盤社会、高度情報化社会、生涯学習社会である21世紀の社会にあって、短期大学教育に求められる幅広く深い教養と総合的な判断力の基礎を培うとともに、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭という専門職の養成に必要な専門の学芸を深く学修し、職業または实际生活に必要な能力を獲得することを学位授与の要件として定めたものであり、本学の学位授与の方針は社会的にも国際的にも十分に通用性のあるものである。

本学では、学位授与の方針を、自己点検・評価活動の一環として毎年度、定期的に点検している。

(b) 課題

適切に実施されているので、点検を定期的に継続して実施していく。また、学位授与の方針に関する学則の規定については、今後も継続して「学生便覧」、ウェブサイト[大学案内]に明示していく。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

(a) 現状

本学の教育課程は、本学の学位授与の方針を指針として設計されたものである。本学の教育課程は、「以愛為人」を建学の精神とし、「自尊・創造・共生」を学校訓として、これらの人間形成理念を根底に置いて設計されている。人間性の教育と専門性の教育の統一を重視し、21世紀に生きるに相応しい人間性を涵養することを教育目的の一つの柱とし、学科が有する専門性を追究し、専門に係る中核的内容から発展的内容に至るまでを総合的、構造的に理解し、社会でも即戦力となりうる実践力の基礎を体系的に修得して、社会に貢献できる前途有為な人間となるための基礎的能力を育成することを教育目的のもう一つの柱としている。そのため、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養するとともに、専門分野の原理的な、及び具体的

な最新の知識を理解し、知識を実践に生かす多様な方法と技能を系統的に修得し、子どもという対象を受けとめて愛情と共感を持って接することのできる感性豊かな保育士、幼児教育者としての専門的能力を育成することができるように、教育課程（カリキュラム）を編成、実施している。教育課程編成・実施の方針を以下に示す（提出資料 1 及び備付資料 14 参照）。

埼玉東萌短期大学の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

埼玉東萌短期大学幼児保育学科は、今日の高度情報化社会の文化的環境の中で生きる子どもの成長・発達に重要な役割を担う専門職（保育士、幼稚園教諭など）に必要な資質能力の基本を身につけた人間を育成する。

そのために、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養するとともに、専門分野の原理的な、及び具体的な最新の知識を理解し、知識を実践に生かす多様な方法と技能を系統的に修得し、子どもという対象を受けとめて愛情と共感を持って接することのできる感性豊かな保育士、幼児教育者としての専門的能力を育成することができるように、教育課程（カリキュラム）を編成、実施する。

そしてこれを実現するために、教育目的に則した教育課程編成の指針に基づき、基礎教養科目と専門科目からなる教育課程を体系的、構造的、相互関連的に編成し、実施する。

この目的を達成するために、下記の教育課程一覧表のごとく、教育目的に則した教育課程編成の指針に基づき、基礎教養科目と専門科目からなる教育課程を体系的、構造的、相互関連的に編成し、実施する形態をとっている。

幼児保育学科教育課程

(☆保育士必修 ◎幼2免必修)

科目区分	授業科目	単 位	単位数		備 考	時 間 数	
			必 修	選 択			
基礎 教 養 科 目	習 基 科 礎 目 演	基礎ゼミナール	2	2		30	
	教 養 科 目	日本語表現	2		2		30
		文学入門	2		2		30
		心理学	2		2		30
		日本国憲法	2		2	◎	30
		生活と社会学	2		2		30
		異文化理解(海外研修)	2		2	海外研修	30
		地域社会とボランティア	2		2		30
		キャリア・デザイン	2		2		30

埼玉東萌短期大学

		化学入門	2		2		30
		生物と環境	2		2		30
科目	言語・情報	英語コミュニケーションⅠ	1	1			30
		英語コミュニケーションⅡ	1		1	◎	30
		情報機器演習Ⅰ	1	1			30
		情報機器演習Ⅱ	1		1	◎	30
科目	体育	体育理論	1	1			30
		体育実技	1	1			30
小計			28	6	22		
科目区分		授業科目	単 位	単位数		備 考	時 間 数
				必 修	選 択		
専 門 科 目	基礎 技能 ・ 教科 科目	音楽Ⅰ	1	1		保育士: #から4単位	30
		音楽Ⅱ	1		1	# b 以上選択必修	30
		音楽の応用Ⅰ	1		1	# b	30
		音楽の応用Ⅱ	1		1	# b 幼2免: bから1単位	30
		発声の基礎	1		1	# 以上選択必修	30
		図画工作Ⅰ	1	1			30
		図画工作Ⅱ	1		1	# b	30
		造形Ⅰ	1		1	# b	30
		造形Ⅱ	1		1	# b	30
		幼児体育Ⅰ	1	1			30
		幼児体育Ⅱ	1		1	# b	30
		言語表現	1		1	☆	30
		幼児の生活と遊び	1		1	# b	30
	基礎 理論 科目	教職概論	2		2	◎	30
		教育原理	2	2			30
		保育原理Ⅰ	2	2			30
		保育原理Ⅱ	2	2			30
		養護原理	2		2	☆	30
		保育研究	1		1		30
施設研究		1		1	#	30	
保育臨床学		1		1	#	30	
社会福祉		2		2	☆	30	
社会福祉援助技術		1		1	☆	30	
児童福祉	2		2	☆	30		
対 象 理 解 科 目	こども学	2	2			30	
	こども文化	1		1	#	30	
	発達心理学	2	2			30	

専 門 科 目		教育心理学	1		1	☆	30	
		臨床心理学	1		1	#	30	
		小児保健	4		4	☆	60	
		小児保健演習	1		1	☆	30	
		小児栄養	2		2	☆	60	
		子育てと家庭の役割	2		2	#	30	
		家族援助論	2		2	☆	30	
	内容・方法科目	総論	教育課程論	2		2	☆◎	30
			保育内容総論	1	1			30
		教育内容指導法	保育内容(健康)指導法	1	1			30
			保育内容(人間関係)指導法	1	1			30
			保育内容(環境)指導法	1	1			30
			保育内容(言葉)指導法	1	1			30
			保育内容(音楽表現)指導法	1	1			30
			保育内容(造形表現)指導法	1	1			30
		内容・方法各論	幼児教育方法論	2		2	◎	30
			乳児保育	2		2	☆	60
	障害児保育		2		2	☆	60	
	養護内容		1		1	☆	30	
	保育相談支援		1		1	☆	30	
教育相談	2			2	◎	30		
地域子育て支援	1			1	#	30		
レクリエーション演習	1			1		30		
野外活動演習	1		1	集中講義	30			
保育技能	保育技能 I	1	1			45		
	保育技能 II	1	1			45		
習科目	総合演	教職実践演習(幼稚園)	2		2	☆◎	30	
実習科目	保育実習A	2		2	☆	60		
	保育実習B	2		2	☆	90		
	保育実習C	2		2	☆	90		
	保育実習指導 II	1		1	#	保育士資格取得には、 保育実習指導 II・保育 実習 II または保育実習 指導 III・保育実習 III の いずれかを選択必修	30	
	保育実習 II	2		2	#		90	
	保育実習指導 III	1		1	#		30	
	保育実習 III	2		2	#		90	

		教育実習(幼稚園)Ⅰ	2		2	◎	90
		教育実習(幼稚園)Ⅱ	4		4	◎	180
	ア 科 目	保育キャリア形成演習	2		2		60
小 計			96	23	73		

本学では、短期高等教育に求められる教養教育と専門教育を二大領域として教育課程を編成するとともに、専攻する保育学・幼児教育学の学問分野における基本的な知識を体系的に理解し、多文化・異文化や人類の文化についての理解も合わせて進めることができるようにしている。1年次配当の「基礎ゼミナール」(短期大学生活に求められる人間力について自覚を促す導入教育の役割と、自立した思考力の基礎を育成することを目的としている)などの教養教育を行うとともに、専門教育に関しては、基礎技能・教科科目、基礎理論科目、対象理解科目、内容・方法科目、総合演習科目、実習科目、キャリア科目にそれぞれ総論から各論に至る科目を配置し、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状を取得するために必要な科目を中心に、精選した科目編成の方針をとっている。すなわち、その授業科目で学修する内容の基本性格によって授業科目を分類して科目群として示すとともに、授業科目を精選し、それぞれの授業科目の名称をその科目で学修する内容に対応した分かりやすい科目名称で表し、本学の教育課程で学修すべき学習成果に基づく教育内容の体系性と構造を理解しやすく工夫している。また、カリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップを作成し、学習内容の順序性と科目間の関連性を図式化し、可視化されたカリキュラムを学生と教職員が共有できるようにした(備付資料3)。

そしてさらに、学生の2年間の在学期間を4つの期間に区分して学期とし(1年前期、1年後期、2年前期、2年後期)、本学の教育課程の体系を、時系列的にも全体として基礎的・原理的な授業科目から発展的な授業科目へ、さらには応用的な授業科目へと継時的に学修が進行するように時間割を編成している(提出資料5及び備付資料21)。

授業科目の成績評価の方法と基準は、前もって「授業概要」(シラバス)(提出資料8及び備付資料15)に記載する各授業科目の授業計画(シラバス)に、「成績評価の方法・基準」欄を設けて記載して学生に周知するとともに、授業科目の成績評価は、当該「成績評価の方法・基準」欄に記載する内容に厳格に基づいて実施している。また、「授業概要」(シラバス)には、本学で開講する全授業科目のシラバスが記載されている。各シラバスは、①科目名、②担当者名、③必修科目・選択科目の別及び単位数、④授業方法、⑤開講年次・時期、⑥授業のねらい及び概要、⑦授業の到達目標、⑧テキスト・参考文献、⑨成績評価の方法・基準、⑩授業時間外学習、⑪備考、⑫授業計画、の12項目から構成されている。したがって、シラバスに必要な項目はすべて明示されている。「授業概要」(シラバス)は、ウェブサイト[大学案内](提出資料3及び備付資料19)にも掲載し、学生はもちろん、受験生やその他一般の人々も閲覧できるようになっている。

なお、「授業概要」の各授業科目のシラバスの内容の充実を期して、平成27年度か

らは、①科目名、②担当者名、③必修科目・選択科目の別及び単位数、④授業方法、⑤開講年次・時期、⑥授業の概要、⑦授業の到達目標、⑧授業方法、⑨学習成果、⑩先行履修科目、⑪授業計画、⑫成績評価の方法・基準、⑬テキスト、⑭参考文献、⑮授業時間外学習、⑯備考、の16項目について記載することとし、記載する内容も、各授業科目につきA4判1ページを基本とすることからA4判2ページを基本とすることへと改めることとした。

本学の専任教員12名のうち7名は、本学の設立に当たり「短期大学設置基準」に基づき大学設置・学校法人審議会の教員審査で適格性を判定されている。また、開学に当たり認可申請した「教員の免許状の所要資格を得させるための大学の課程認定申請書（大学学部等の課程）」による幼稚園教諭二種免許状を得させるため教員養成課程の設置に係る中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の教員審査、及び「指定保育士養成施設の指定に関する申請書」による指定保育士養成施設の設置に係る厚生労働省関東信越厚生局の教員審査において、本学の専任教員が担当する授業科目はすべて適格と判定されたものである。その後入職した5名の専任教員も、学歴、教育研究歴等において、十分な資格を有する教員である。また、非常勤講師が担当する授業科目についても、すべて教員の資格・業績を基にして授業科目の担当を決めている（提出資料7）。

本学は、毎年度、翌年度施行すべき教育課程を検討する形で教育課程の見直しを定期的に行っている。そして、平成23年度は、翌平成24年度から新しい指定保育士養成課程のカリキュラムに移行すべく教育課程の改正を行った。平成26年度は、指定保育士養成課程の授業科目の名称を、厚生労働省が定める名称に一致させ、翌平成27年度から施行すべく改正を行った。また、それらの改正と合わせて、授業科目の分割や授業開講時期の移動などの改正を行い、学生の学修にとって効果的な教育課程となるよう工夫を行っている。

（b）課題

平成23年度～平成25年度の3年間の履修状況を踏まえ、平成26年度に基礎教養科目の選択科目や履修年次、科目開講時期を検討し、平成27年度からその一部を変更することとした。また、平成27年度から指定保育士養成施設の修業教科目の名称は、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件」（平成22年厚生労働省告示第278号）を考慮した授業科目名へ変更する。

基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

（a）現状

本学の入学者受け入れの方針は、建学の精神、及び本学の教育研究上の目的と学科の人材養成に係る目的との関係を明確に表現し、保育者、幼児教育者をめざす学生が入学前に基底として備えていることが望まれる人間的・知的な資質能力や専門性への姿勢を分かりやすい言葉で、受験生や入学志願者に示している（提出資料1及び備付資料14、提出資料6及び備付資料18）。

本学の入学者受入れの方針を次に示す。

埼玉東萌短期大学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

埼玉東萌短期大学では、次のような資質や願いをもった学生を求めています。

- 本学の建学の精神「^い愛^あを^い以^て人^{ひと}と^な為^す」と、学校訓「^じ尊^{そん}」「^そ造^{ぞう}」「^き共^き生^{せい}」にもとづき、人間性豊かな良識ある社会人として活躍できる人材を育てるといふ本学の教育目標に向かって地道に努力する人。
- 高等学校までの教育で学んできた学習内容をしっかり身につけるとともに、規律正しく生活を送る習慣を身につけ、自主的創造的に自分の課題に取り組んでいく気風を持った人。
- 「自分」というかけがえのない宝物を大切にし、人生への熱い心や学ぶことへの意欲、夢に向かう向上心、そして人や環境への深い思いやりの心をもって、謙虚に努力を怠らない人。

幼児保育学科では、次のような資質や願いをもった学生を求めています。

- 子どもと一緒に過ごすことに喜びを感じ、豊かな感性と良識ある社会的態度を身につけ、将来、保育所や幼稚園、認定こども園、児童福祉施設などで子どもに関わる仕事につきたいと考えている人。
- 現場に深く根ざした専門性と保育技能をしっかりと身につけたいと願い、子どもを取り巻く問題に探究心をもって取り組みたいと考えている人。
- 仕事への責任感を自覚し、子どもへの愛情溢れる保育者・幼児教育者として働くことに自分の人生の生きがいを見だし、地域社会に貢献したいと考えている人。

学科の学習成果については、平成 24 年度に、本学の教育目的（学則第 1 条）、幼児保育学科の人材養成の目的（学則第 8 条）に基づき、p. 51 に示したように定式化した。定式化された学習成果は、具体性をもっており、本学の入学者受入れの方針との関連性は明白である。これにより、保育者・幼児教育者として社会に貢献するという目的意識をもって本学に入学した者が、幼児保育学科の 2 年間の学習を通して知識と技術を修得するとともに、柔軟で豊かな感性を育み、「専門力、実践力、人間力」をバランスよく身につけることで、卒業時には学科の定める学習成果を我がものとして保育・幼児教育の専門家及び社会人にふさわしい人間に自己形成を遂げていく、という道筋が明確になった。

また、入学前の学習成果の把握・評価については、幼児保育学科の学修目的を自らの人生の目標に重ね合わせることが出来る志望動機の明確な人物へと自己形成を行いつつある者であること、将来は保育者、幼児教育者として子どもに深い愛情と共感を

持って専門の業務を遂行していく人物にふさわしい人間的資質を形成しつつある者であること、高等学校までの学習内容の基礎を身につけ、自律的に社会人にふさわしい日常生活を形成することができつつある者であること、自分の目標に向かって謙虚に努力を惜しまない者であることなどを、本学の入学者受入れの方針は明確に示しており、入学者受入れの方針は、本学における入学前の学習成果の把握・評価の観点と基準を受験生に対し明示したものとなっている。この入学前の学習成果は、やがて入学後に本学の学習成果へと継承され発展していく性質のものである。

入学者選抜の方法は、本学の入学者受入れの方針に対応している。

入学者選抜の方法は、優れた人間的・知的特質を有する多様な学生を獲得することをめざし、①指定校推薦入学試験、②公募推薦入学試験、③一般選抜入学試験、④社会人入学試験、⑤AO 入学試験、及び⑥埼玉県委託（職業）訓練生特別入学試験という、多様な6種類の入学者選抜の方法を設定して実施している。これら6種類の入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に基づき、学力、人物、志望動機や学習意欲などを多角的な視点で評価することができるように、それぞれ次のように複数の審査方法を用いて行っている。

①指定校推薦入学試験は、調査書の審査の他に面接試験を課し、後期中等教育段階までの学習成果（高等学校3年間の全科目の評定平均値3.0以上）を評価するとともに、人物と志望動機及び学習意欲にも重点を置いて評価と選抜を行っている。②公募推薦入学試験は、調査書の審査に加えて小論文試験と面接試験を課し、後期中等教育段階までの学習成果（高等学校3年間の全科目の評定平均値2.7以上）を評価するとともに、人物と志望動機及び学習意欲にも重点を置いて評価と選抜を行っている。③一般選抜入学試験は、学力試験（国語）に加えて小論文試験と面接試験を課すとともに調査書を審査し、学力の評価に加えて、総合的な見地から人物と志望動機及び学習意欲についても評価し選抜を行っている。④社会人入学試験は、面接試験及び作文試験を課すとともに出身高等学校の調査書を審査し（ただし、高等学校卒業後20年を経過した者については調査書の提出を求めない）、社会生活で培った学力を含む学力の評価を行うとともに、人物と志望動機及び学習意欲についても重点を置いて評価と選抜を行っている。⑤AO 入学試験は、2回の面談（各回異なる2名ずつの教員による）によって相互理解を図り、本学の入学者受入れの方針の理解の程度や本学幼児保育学科への志望動機、目的意識、学習意欲、人物及び学力の程度に重点を置いて評価と選抜を行っている。⑥埼玉県委託（職業）訓練生特別入学試験は、入校願書についての書類審査、小論文試験及び面接試験によって、学力に加えて人物、志望動機、目的意識、学習意欲、卒業後の就労意欲に重点を置いて評価と選抜を行っている。これらの選抜試験の方法によって受験生に多様な入り口を用意し、受験生のそれぞれの特性にあった選抜方法によって多様な資質能力の入学生を迎え入れる道筋を整えるとともに、いずれの種類の入学者選抜試験においても、すぐれた専門性と教養を身につけた職業人、社会人にふさわしい資質能力を獲得しようと勉学に励む、目的意識の高い入学生を確保することを意図している。

これらの試験に当たり、本学は「学生募集要項」（提出資料6及び備付資料18）に各試験方法による出願資格や出願条件を明記しているほか、「入学試験選考評価基準」

「試験区分別配点基準」「推薦入学試験選考基準」「AO 入学試験における面談の評価基準」などを定めて入試選考を行っている。

平成 26 年度は、「学生募集要項」掲載の各試験方法の出願資格及び出願条件について検証を行い、一部改正を実施し、多様な受験生に対してより分かりやすい情報提供ができるよう改善を進めてきた。

(b) 課題

入学者選抜において、本学の入学者受入れの方針を理解して入学を希望する志願者の割合を増やしていくために、入試広報活動の展開について引き続き検討を重ねていく。また、「学生募集要項」、ウェブサイト[大学案内]（提出資料 3 及び備付資料 19）にある出願資格や出願条件等の表現について、入学者受入れの方針をより明確に伝えるものとなるよう、検証を重ねていく。

さらに、高校生にもわかりやすく本学の学習成果及びこれを獲得するまでの教育活動のプロセスを示していくために、ウェブサイト[大学案内]や「学校案内」（提出資料 2 及び備付資料 17）の充実に継続的に取り組んでいく。

基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。

(a) 現状

本学の学習成果は、p. 51 で述べたように定式化された。また、本学の教育課程に照らして学習成果に具体性があることを明らかにするために、カリキュラム・ツリーとカリキュラム・マップを作成し、授業科目のそれぞれの位置と相互関連性を明らかにし、学習成果を達成するための組織的取り組みを促進してきた。これにより、本学の学習成果を 2 年間の教育課程で達成する道筋を明らかにすることができ、達成可能であること、2 年間という在学期間内において獲得可能であること、実質的な価値があることが確認できた。さらに、学習成果と各授業科目の到達目標との関係を明らかにすることで、学習成果を各授業科目の到達目標及び成績評価の方法・基準に基づいてより確実に測定できることとなり、教育課程の学習成果は測定可能であることが明確になった。

また、実習における学習成果をさらに具体的にアセスメントするために、平成 25 年度に「教育実習（幼稚園）Ⅱ」の評価表を検討し、幼稚園教諭としての資質の中で、実習という限られた期間に身につけることが可能な内容を適切な基準で評価できるものに改訂した。平成 26 年度は改訂した評価表を用いて実際に実習園が評価を行った結果、評価表記入について、以前あったような未記入箇所や記入に当たっての質問等が解消され、適確なものとなったことが確認された。

学習成果の評価は、学位授与の方針の定める学修内容及び教育課程編成・実施の方針の目的とする学修内容を、各授業科目の履修において学生が確実に身につけることができたのか、それを正しく評価することを目的に、学則第 42 条「成績の評価」に基づき、AA、A、B、C、D の 5 段階評価で学業成績の判定を行っている。これを「学生便覧」（提出資料 1 及び備付資料 14）の「学修の手引き」に記載し、4 月のオリエンテーションで詳しく説明するなどして、学生に周知させている。

評価の方法と基準については、「授業概要」（シラバス）（提出資料 8 及び備付資料 15）の中に記載した各科目の評価方法に従って筆記試験やレポート等で学生の学習達成度を測り、評価の客観性を維持している。また、各授業科目及び履修科目全体の学習達成度を数値化して可視化することにより、客観的な材料を用いて点検・評価を行うことができるようにすることを目的とした GPA 制度により、各学生が履修した授業科目ごとの学習達成度、各学生の履修科目全体の学習達成度、及び各授業科目の履修者全体の学習達成度を学期ごとに明らかにしている（備付資料 9）。

各授業科目の成績評価と単位修得の認定は、学習成果と各授業科目の到達目標との関係を踏まえ、成績評価の方法・基準に基づいて行っている（備付資料 8、9）。保育士資格や幼稚園教諭二種免許状の取得についても授業科目の単位修得の結果に基づいて認定を行っている（備付資料 10）。

（b）課題

本学の定める学習成果、それに基づくカリキュラム・ツリー、カリキュラム・マップについては、2 年間の学業生活の中で、多様化する社会に対応できる社会的、職業的な基礎的資質能力を身につけることができるものであるかを、今後の教育実践を通して継続的に点検する必要がある。また、教職課程の履修カルテが、2 年間の幼児教育者養成課程の学習課題を、節目となる学期ごとにどの程度達成し、何が課題であるかを明らかにする質的分析の有力な方法であるにもかかわらず、あまり有効に機能していない現状を改善する必要がある（備付資料 7）。

基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

（a）現状

本学は、平成 25 年 3 月に第 1 回卒業生、平成 26 年 3 月に第 2 回卒業生、平成 27 年 3 月に第 3 回卒業生を社会に送り出すことができた。学生の卒業後評価については、平成 26 年 6 月に開設された保育者支援センターが、開設前からの取り組みを含めて、中心となって集約を行った。

この保育者支援センターは次のような目的を掲げている。(1) 卒業生の動向の把握、(2) 卒業生支援、(3) 保育所、幼稚園、認定こども園、その他の児童福祉施設などとの連携・交流と、サポートセンターとしての活動、(4) 地域子育て相談センターとしての活動である。当面は (1) 卒業生の動向の把握、(2) 卒業生支援を主な活動と位置づけてスタートした。

学生の卒業後評価は、卒業後の就職先からの評価の集約と卒業生調査の 2 つの観点から進めた。就職先からの学生に対する評価については、保育者支援センターによる「卒業生の現状調査（就職先調査）」（備付資料 11）を基に行い、これを補完するものとして、卒業生の就職先が学生の実習先となっている場合に、実習訪問指導と併せて卒業生の就職先での状況を聴取し、「実習訪問指導報告書」（備付資料 12）として記録した。また、就職担当の教職員が次年度の求人に関する情報交換を行う中でも、卒業生に対する就職先での評価について聴取し、保育者支援センターに報告を行うなど、さまざまな機会を活用して、卒業生の状況把握に努めた。

保育者支援センターが実施した「保育者として就労している平成 25 年度卒業生調査」(「卒業生の現状調査(就職先調査)」備付資料 11)では、就職先から次のような貴重な示唆をいただいた。

- (1) 調査対象の卒業生の 50%が「とてもよい」との評価をいただいた。反面、「改善を要する」が 10%あった。
- (2) 勤務態度などが「とてもよい」と評価する理由については、「積極性、自主性がある」「笑顔で明るい態度で勤務している」「研修を受けたり、技術の勉強に努力したりしている」「先輩や同僚との連携に優れている」等が多かった。
- (3) 勤務先が勤務態度などについて「改善を要する/充実すべき」と評価する理由としては、「積極性や向上心に欠ける」「子ども理解、施設利用者に対する理解に欠ける」「基本学習、専門知識に欠ける」「一般常識や教養に欠ける」「ピアノや音楽の技術が不足している」などがあげられた。また、言葉遣いや挨拶の仕方、敬語の使い方や目上の人との話し方、電話のかけ方や受け方、文字の書き方に問題があり誤字・脱字が目につくなど、言葉遣いと文章作法などについて、複数の就職先から指摘を受けた。
- (4) 本学教育で今後改善・充実すべき内容等については、「保護者に向き合う能力や保護者への対応力」が最も多く、次いで「一般常識」「保育技能の修得」「保育対象の理解、子どもに向き合う姿勢」などであった。

2つ目の観点である卒業生調査は、卒業生の勤務状況等を本人からの回答並びに卒業生の教職員への相談等による把握内容より調査し、在学中の本学の教育が卒業生の職場での専門的な職務活動に効力を発揮しているか、問題点は何かなどを把握するために「本学卒業生の卒業後の状況に関するアンケート調査ー平成 24 年度、25 年度卒業生についてー」(備付資料 13)を実施した。この調査の結果からは、卒業生が仕事の中で成長していく子どもたちの姿にやりがいを感じていること、子どもや保護者とのかわりなどに悩んだ際に、卒業後も本学の教員を相談相手と考えていることが窺えた。

本学では、卒業生の就職先、及び卒業生自身から聴取した卒業後の状況調査の結果を学習成果の点検に活用している。今日の社会において、特に保育・幼児教育に係る専門的職業の遂行に必要なものは何であるか、そのために本学の教育活動や学生支援活動においてはどのような課題を位置づけ、どのような側面を強化していく必要があるのか。これらのことを検討してきた。具体的な課題については「(b) 課題」を参照されたい。

(b) 課題

卒業後評価からの課題として、勤務態度について高評価を得た「積極性、自主性がある」「笑顔で明るい勤務態度」や「先輩や同僚との連携に優れている」について、今後も学生指導、実習指導において継続して取り組んでいく。

また、改善点としてあげられた「子ども理解、利用者理解」「専門知識」「一般常識、教養」「ピアノ技術」「言葉遣い等」「文章作法」については、授業の向上と併せて、授業の中で学んだことが定着していくように、授業外学習の充実について組織的な取り

組みを実施していく。「言葉遣い」「文章作法」については、1年前期の短期大学への導入教育として位置づけられている「基礎ゼミナール」の平成27年度からの授業内容の改定の中で、スタディ・スキルの獲得を強化していく。さらに、個別指導の充実が必要となる。そのためには、各学生についての入学前の状況、入学試験、プレカレッジの参加状況、学習成績、国語力審査試験の結果、実習評価、履修カルテなど、各学生についての連続的、総合的な状況の把握と丁寧な途切れない支援体制が必要となる。

基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

学位授与の方針については、継続して定期的に点検を行っていくとともに、学位授与の方針及び学位授与に係る学則の規定などを、継続して「学生便覧」（提出資料1及び備付資料14）やウェブサイト[大学案内]（提出資料3及び備付資料19）に明示していく。

教育課程編成・実施の方針については、学生の履修状況を踏まえて、教育課程の見直しを定期的に行っていく。成績評価は、「授業概要」（シラバス）（提出資料8及び備付資料15）の「成績評価の方法・基準」欄に記載する内容に従って厳格に行い、GPA制度を採用しているが、今後さらに、教員間の共通理解の下、各授業科目の到達目標や成績評価基準を明確化するとともに、組織的に学修の評価に当たり、成績評価の厳格な適用を図っていく。また、教育の質保証を進めるための授業改善を推進するために、公開授業の充実に全学的に取り組んでいく。学生による授業評価を基に、各教員が授業の内容及び方法を改善するとともに、学科として組織的に授業向上に取り組む。

入学者受入れの方針は、平成26年度は受験者がより読みやすい表記にして示した。入学者受入れの方針は、これまでは学生募集活動のための「学生募集要項」（提出資料6及び備付資料15）及びウェブサイト[大学案内]（提出資料3及び備付資料19）のみに掲載してきたが、受験者が入学者受入れの方針に触れる機会をさらに増やしていく。

また、建学の精神と学校訓を柱に、入学者受入れの方針との関係性を図式化し視覚的に印象に残る表現を工夫することで、入学希望者をはじめ広くステークホルダーにその関係性を明示し、本学の教育に対する理解の促進を図っていく。

学生の卒業後評価については、開学間もないことから、平成26年度までの取り組みは、平成24年度卒業生、平成25年度卒業生と2つの卒業学年を対象としたものであった。平成26年度に保育者支援センターが設立され、就職先を対象とした調査による卒業生評価及び卒業生調査を実施し活用していくための基盤となる組織づくりが行われた段階である。今後、継続的に就職先を対象とした卒業生の現状調査及び卒業生本人への調査を実施し、これを充実させていくなかで、本学での学習成果と卒業後評価との関連性を明らかにしていく。

提出資料

- ◆ 学位授与の方針に関する印刷物
 1. 学生便覧 [平成26年度]
 3. ウェブサイト [大学案内] <http://www.saitamatoho.jp>

- ◆ 教育課程編成・実施の方針に関する印刷物
 1. 学生便覧 [平成 26 年度]
 3. ウェブサイト [大学案内] <http://www.saitamatoho.jp>
 5. 時間割 [平成 26 年度]
- ◆ 入学者受け入れ方針に関する印刷物
 1. 学生便覧 [平成 26 年度]
 3. ウェブサイト [大学案内] <http://www.saitamatoho.jp>
 6. 学生募集要項（入学願書） [平成 26 年度]
- ◆ カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧
 5. 時間割 [平成 26 年度]
 7. 授業科目担当者一覧表 [平成 26 年度]
- ◆ シラバス
 3. ウェブサイト [大学案内] <http://www.saitamatoho.jp>
 15. 授業概要 [平成 26 年度・平成 27 年度]

備付資料

- ◆ 単位認定の状況表
 8. 成績一覧表
- ◆ 学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物
 9. GPA 一覧表
 10. 資格及び免許取得一覧表
 11. 卒業生の現状調査（就職先調査）
 12. 実習訪問指導報告書
 13. 本学卒業生の卒業後の状況に関するアンケート調査
 14. 学生便覧 [平成 26 年度]
 15. 授業概要 [平成 26 年度・平成 27 年度]
- ◆ 報告書作成マニュアル指定以外の備付資料
 7. 履修カルテ

基準Ⅱ-B 学生支援

基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

(a) 現状

教員は、学科の学習成果の獲得に向けて多様な職務を通じて責任を果たしており、人的な教育資源は有効に機能しているといえる。

学習成果を教育実践に具体化するために、本学の教育課程に照らしてカリキュラム・ツリーとカリキュラム・マップを作成し、学習成果を達成するための組織的取り組みを促進してきたことはすでに指摘した（pp. 52-53 参照）。

履修登録については、平成 26 年度から Toho Link を導入した。オリエンテーションの際に教務委員の教員と職員、担任、副担任などが Toho Link を使用しての履修登録指導を行った。Toho Link を活用することで、卒業及び資格や免許状取得に必要な科目履修がわかりやすくなった。また、それぞれの学生の履修相談は担任、副担任の個別面談や教務委員の教職員によって丁寧に行われている。

教員は学位授与の方針に対応した成績評価基準によって学習成果を評価している。

評価の方法と基準については、GPA 制度により、各学生が履修した授業科目ごとの学習達成度、各学生の履修科目全体の学習達成度、及び各授業科目の履修者全体の学習達成度を学期ごとに明らかにし、総合順位を出し、その結果を学生本人宛に通知している。科目全体の学習達成度を数値化して可視化することにより、授業科目の得意、不得意について確認することができ学習方法の改善に取り組むことができる。また、担任、副担任が個別面談や指導を行い、学業に不安をかかえている学生へアドバイスを行い、学業に対する意識向上につなげている（備付資料 9）。

平成 26 年度の 4 月から、実習指導センターがスタートし、時間を定めて実習科目担当教員及び実習担当事務職員 1 名が実習指導センターに在室し、学生の相談や実習先の園や施設についての情報提供などを行い、実習への不安を取り除き、意欲へとつなげるような助言や指導を行っている。具体的には、個人指導が必要な学生について実習前後の面談や事前事後指導を行ったり、授業後の疑問や質問への対応を行ったりしている。

実習常任委員会は定期的に会議を開催し、保育実習及び教育実習について総合的かつ一元的に掌握して、2 年間にわたる実習指導を関連づけて有効に指導できる活動をしている。

学生による授業評価については、毎年度、前期、後期各授業の最終回に授業アンケートを実施している（備付資料 26）。その集計結果は FD 研修会（年 2 回実施）、学科会、教授会で報告するとともに、各授業担当教員に担当授業科目のアンケート結果を報告している。そして、FD 研修会において結果の報告を受けて、授業向上に向けての意見交換の場を設けている（備付資料 30）。さらに、各教員が「学生による授業評価に基づく授業向上方針等に関する調査」に回答し、その内容を FD 委員会でまとめて、授業アンケート結果と合わせて学生に公表している。また、平成 26 年度には FD 委員が他大学（2 校）、短期大学（1 校）を訪問し、大学の質的転換に向けての取り組みや FD 活動について聞き取り調査を行い、FD 研究会（平成 26 年 11 月 6 日実施）において報告し、本学の授業・教育方法の改善と結びつけた議論を行った（備付資料 29）。

また、各年度 1～2 回時期を定めて、教員がお互いの授業を見学しあう公開授業を行っている。平成 26 年度の公開授業科目を選定する際には、授業担当教員に実施希望を募り実施した。

複数の担当者（オムニバス）で授業を行っている「保育技能Ⅰ」「保育技能Ⅱ」については、保育技能検討部会で繰り返し内容の検討をしている。「保育技能Ⅰ」「保育技能Ⅱ」の目的は、多様な保育技能を修得することにより、子どもの成長・発達にとって意義深い環境構成能力を発揮できる保育者をめざすとともに、現場で役立つ技術を豊かに身に着けることである。保育技能検討部会では、この授業科目の目的に基づき、

平成 25 年度に学生や教員の声を聞き、授業内容や指導する技術内容の検討を行い、平成 26 年 4 月から「保育技能Ⅱ」の 21 回目から 30 回目までを、保育技能Ⅰ・Ⅱの総まとめとして位置づけ、舞台発表を取り入れた。指導教員が複数であるため、事前に話し合いを行い、授業の進度や、学生の状況について共通理解を行いながら進めていった。

教員は、本学の教育理念と学習成果との関係及び各授業科目と学習成果との結びつきについて、カリキュラム・マップで認識し、授業改善に努め、さらによりわかりやすいシラバス作りを検討している。また、学科の教育目的・目標の達成状況については、担当科目のみならずすべての授業科目の単位修得状況、成績評価を教授会で把握している。また、実習における達成状況を実習委員会、学科会で把握し、指導に役立てている。さらに就職状況についても学科会で共有し、総合的に学科の教育目的・目標の達成状況の把握に努めている。

このようにして本学の専任教員は、授業、実習指導、クラス指導、就職・進学指導、課外活動支援等々、多様な業務を通じて学生に対し履修及び卒業に至る指導を行うことができる体制にあり、実際に行っている。

教務課や学生課、図書館課をはじめとして事務職員は、それぞれの部署の職務を通じて学習成果を認識している。教務課職員は、科目履修相談、実習に対する支援を行い、資格及び免許状取得に関して保育士資格や幼稚園教諭二種免許状取得者の一括申請を行った。一部単位未修得学生に対する個別的な支援も行った。学生課職員は、学友会やクラブ活動などの学生の活動に関する支援を行い、就職に関しても保育所、施設、幼稚園などへの求人への依頼、求人票の学内掲示や就職相談を行い、就職希望者全員の就職が内定した。平成 25 年度は全学生を対象とした「就職対策講座」を開設した。また、平成 24 年度の入学前教育について、入試広報課及び学生課が窓口となって教員と協力して対応し、入学予定者の多数が出席した。平成 25 年度からはプレカレッジと位置づけてさらにプログラムの改良を行った。出席者からは好評を得た。このように、事務職員は所属部署の職務を通じて、学習成果に貢献している。

教務課職員は、卒業及び学位の認定、資格及び免許状の認定などの会議資料作成を通じて、学生課職員は学生生活支援や就職指導を通じて、図書館課では資料の提供やレファレンスサービス等を通じて、学科の教育目的・目標の達成状況を把握した。

また、事務職員の SD 活動については次のような現状にある。事務職員は、東京都私立短期大学協会主催の新任職員研修（短期大学職員としての自覚を高め、職務の遂行に役立つ基礎知識と基本能力を修得することを目的とした研修）に参加したほか、本学の FD 研究会や FD 研修会に参加し、「本学の教育理念と教育課程の構造及び重点科目の位置づけ」「学習の質の向上と授業改善に向けて」などのテーマで教員とともに研修を行い、授業や学生生活に関する学生支援のあり方について認識を深めた。平成 26 年度にはテキストを基に事務職員全員が参加する SD 研修会を 9 回実施した（備付資料 31）。

附属図書館では、専任職員 2 名と臨時職員 1 名（全員、司書資格をもつ）を配置し、学生の調べものやレポート作成などに係るレファレンスサービスを実施したり、実習関連のパスファインダー（調べ案内）を作成したりするなど、学生の学習向上のため

めの支援を行っている。さらに、図書管理システムを導入し、迅速な貸出・返却処理を可能としている。館内及び館外（インターネット上）からも蔵書の検索が行えるようになっている。通常授業開講期間の平日は9:00～19:00に開館し、土曜日にも9:00～17:00に開館して学生の図書館利用の利便性向上に努めている。平成26年度からは、図書館エントランス及びその周辺に絵本作家のポスターや保育園児・幼稚園児が描いた優れた絵画等を掲示して、図書館利用促進のための環境整備を実施するとともに、幼児の絵画表現に日常的に触れることにより学生が刺激を受ける場を提供している。

また、教職員は、学内コンピュータを授業や学校運営に十分活用している。最新のOSを整備しており、学生は学内のパソコンからLAN接続によりインターネットに接続可能である。教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上にむけて自覚的に努力を継続している。

事務職員は、以上のような諸活動を通じて、学生に対して履修に関する相談や事務手続き、実習の相談や事務手続き、図書館の文献等に関する情報の提供、就職・進学に関する情報の提供や進路相談、学生生活上の問題やトラブルの相談、さらには各種の事務手続きなどに対応し、その過程で授業科目の履修や卒業、資格や免許状取得のための支援を行っており、学生は事務職員に対し親近感を持って接している。

（b）課題

引き続き、カリキュラム・マップを通じて、授業科目間の有機的な相互連関をめざし、相互連携を密にした授業計画の立案と実施を進めていきたい。

Toho Linkについては、使用していく中でいくつかの問題点が見つまっているため、早急に改善し、さらに仕事の効率があがるように検討していく。

実習指導センターに設置されているパソコンについては、あまり使用されていない状況であり、今後、活用法について検討していく必要がある。

前期、後期の2回の学生の授業評価は今後も継続して実施していく。平成25年度に導入したマークシート方式を用いて、更なる業務の効率化を図る。授業内容の充実や具体的な取り組みが行われるように研修会の実施を継続し、授業向上に向けた授業改善の実施について交流を重ねていく。また、FD研究会では、これからも短期大学教育にとって必要なテーマを取り上げて、さらに活動の充実を図っていく。

事務職員は、所属部署の職務を通じて、学習成果や学科の教育目的・目標を認識し、それらの獲得と達成のために貢献しているが、さらに高い視点に立って各部署が担っている役割を理解し、各部署の職務が有する学習成果の獲得や学科の教育目的・目標の達成にとっての重要な意味を明らかにしていく必要がある。SD活動の充実や毎週定期的に行っている各課連絡会を活用し、他部署の職務における学習成果の認識や、教育目的・目標の達成状況の把握を進めていくとともに、自己の業務との有機的な関連性について検討を行うことが課題となる。

附属図書館では開館してからの年数が浅いため、学生の調べものやレポート作成を中心とする課題に対応する資料がまだ十分とはいえない。また、図書館エントランス及びその周辺のポスター、絵画等は長期に同じものを掲示すると惰性的になりその効果が減少していってしまうので、効果的な掲示方法について検討する必要がある。

学内のパソコンは、導入時期の違いによりソフトウェアのバージョンや周辺機器の接続方法が異なるため、それぞれに対応した運用をする必要がある。効率的かつ効果的な学習成果の獲得に向けて、開学当初に導入したパソコンを計画的に更新する必要がある。また、学生が学内 LAN に接続できるポイントが限られているため、接続ポイントを増設する必要がある。

基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

(a) 現状

本学幼児保育学科では、学習成果の獲得に向けた学習支援として、第一に、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や授業科目の選択のためのガイダンス等を、学生の2年間の学習過程及びその前後の時期を射程に入れて設計し、系統的に実践している。

これらのガイダンス等は入学前から始まる。そして、入学後の学生生活において学習動機を維持するだけでなく、さらに明確にしていくことができるように、入学前、入学時点、入学後、そして卒業後にわたる生涯学習の観点も包含した一貫した方針の基に設計されている。まず、入学前は、1月に「入学のしおり」を入学予定者に配付し、2月に「ガイダンス」、「保育のためのやさしいレッスン」(数コースあり)、「交流会」(数コースあり)、「課題図書」などからなるプレカレッジを開催。そうして、入学予定者に入学後の大学教育の概要と学生生活のアウトラインを理解してもらうとともに、短期大学における学習への導入となる易しい講座や大学生活への導入となる交流会を体験してもらい、短期大学生活への不安を取り除き、大学生活を安心して迎えられるように工夫している(提出資料11及び備付資料20)。入学式当日にはクラス集会を行って、入学後の具体的な日程の見通しを明らかにするとともに、その翌日から2日間にわたって開催されるオリエンテーションでは、本学の建学の精神と学校訓、本学の教育目的と学科の人材養成の目的、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、学習成果、卒業要件や資格・免許取得要件、教育課程の構造、カリキュラム・マップ、年間行事予定表、時間割、日課表、履修方法、各授業科目の「授業概要」(シラバス)、保育実習や幼稚園実習など、本学の教育理念や本学で2年間の学習を行うに当たって必要となるきまりやシステムを具体的に理解してもらい、学生生活の在り方や課外活動、機器備品や図書館の利用の仕方、事務手続き、卒業学年の就職活動など、学生生活を送る上で重要な諸事項についても詳しく説明を行い、入学生一人ひとりが2年間の学生生活を見通しを持って送ることができるように配慮している(提出資料12及び備付資料22、備付資料3)。それに続く2日間は、レクリエーションやランチ交流会、グループワークなどの企画を含む新入生学内研修を行い、新入生同士や新入生と教職員との相互理解を深め、信頼感と親愛の情を持って学業生活を送ることができるように工夫している(提出資料13)。

また、1年前期に開講される「基礎ゼミナール」では、短期大学で学ぶことの意味や大学の学習活動の基礎となるアカデミック・リテラシーを学習する授業を編成し、大学における学習活動の導入教育を行っている。

本学の2年間の教育課程の基軸となる実習（保育実習、教育実習）は、2年間に5回行われるが、それらの実習に際しては、実習直前全体授業と実習全体報告会を行い、それぞれの時点での学習活動の集約として、実習に臨む各学生の課題を確認し、また、実習の総括を学生一人ひとりが行って、その後の学習活動に活かしていくよう専任教員全員が分担して指導を行っている。この実習全体報告会は、その後半の時間は実習訪問担当教員を交えたラウンドテーブル方式で行い、学生一人ひとりが自己の実習体験を具体的に報告して討議に参加することを保証している。

2年生の年度初めに位置づく2年生オリエンテーションでは、学業生活の折り返し地点に立って、最終学年を迎えて緊張感を持って学業生活の達成に向けて進んでいくことができるように指導を行っている。

さらに本学は、保育者支援センターを設置し、職業生活を中心とする卒業後の生活の支援を行う体制をとっている。つまり、本学は、学習の動機付けに焦点を合わせながら、入学前・入学の時期・入学後の学業生活・卒業後の職業生活を、本学学生の学習成果の獲得とその社会生活への還元という視点から、系統的に支援する体制をとって支援を行っている。

第二に、本学は学科の学習成果の獲得に向けて、「学校案内」「入学のしおり」「学生便覧」「授業概要」（シラバス）「新入生学内研修」（ガイドブック）「実習ガイドブック」「国語力審査試験用漢字テキスト」「自己実現ノート」「履修登録マニュアル」や本学ウェブサイト〔大学案内〕など、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。これらの印刷物（ウェブサイトを含む）は、学生指導などにおいて適宜に使用して生かすよう努めている（提出資料2及び備付資料17、提出資料11及び備付資料20、提出資料1及び備付資料14、提出資料8及び備付資料15、提出資料13、提出資料12及び備付資料22、提出資料10、提出資料9、提出資料3及び備付資料19）。

第三に、基礎学力が不足する学生への対策として、本学では1年次に「国語力審査試験」を課し、この試験に2回合格しない者は保育実習や教育実習を履修することができないこととしている。平成26年度は、数回の再試験を受験した者はいたが、最終的には全員が合格することができた。また、保育実習と教育実習の履修に当たっては、実習資格審査基準を定め、保育実習重点科目審査、教育実習受講資格科目審査、総合成績審査、国語力審査、基礎的適応力審査、病状審査などを行い、これらのいずれにも合格しない者は保育実習や教育実習の履修ができないこととしているが、これらの審査を2年間で最低5回行うことにより、学生の基礎学力の不足についても検討し、これらの審査に合格することができる学力水準に到達するように、基礎学力が不足する学生への援助と指導を教職員全員の課題として継続的に行っている（提出資料1及び備付資料14）。

第四に、本学はクラス担任・副担任制をとっており、学生は、学業生活において疑問や困難を感じる事があればいつでもクラス担任、副担任に相談することができる。また、保育実習や教育実習については、実習委員会が学生と緊密な連絡を取る体制を整備して学生の悩みや相談にいつでも応じる態勢をとるとともに、専任教員全員が分担して実習園・施設訪問を行うこととしており、学生は自己の実習園・施設を担当する実習訪問担当教員に実習前、実習中、実習後のいずれの時期においても相談するこ

とができるようになっている。さらに、就職と進学については、就職委員会委員が分担して卒業学年生個々人の指導と援助を担当するシステムとなっており、きめの細かい指導・援助体制が敷かれている。加えて授業担当教員は、授業時間外の時間に授業内容に関する学生の質問に回答する個別対応を行っている。

このような教員の日常的な活動の他に、本学は学生相談室を完備し、専門の相談員が学習や就学に関する悩みや人間関係その他の悩みなど、さまざまな悩みについて相談に応じ、専門家として対応している。

以上のように、本学は学科の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を、重層的かつ緻密に整備して実践している。

第五に、本学は、通信による教育を行う学科を設置していない。

第六に、進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援については、成績優秀者の基準を設け、1年次に成績優秀者の基準を満たした学生は、2年次の履修において履修科目の登録単位数の上限規定（年間49単位まで）を超えた履修を認めることを制度化している。平成23年度は1名、平成24年度は2名、平成25年度は0名、平成26年度は2名の成績優秀者があった（いずれも1年生）。また、それぞれの授業においても、授業担当教員は、優秀な学生に対して、それに相応しい学習課題を提示したりする工夫を行っている。

第七に、留学生の入学希望や本学学生の留学志望の意思表示は、現在までのところ皆無である。これは保育士養成課程と幼稚園教諭養成課程を中心とする本学幼児保育学科の教育課程の性格によるところが大きいといえる。本学では、開学に際して学則に、他の大学等における授業科目の履修等（第34条）、大学等以外の教育施設等における学修（第35条）、入学前の既修得単位の認定（第36条）に関する規定を定めて、留学に係る単位認定に対応できる制度を設けるとともに、平成26年度に外国人留学生規程を制定し、留学生を受け入れるための枠組みを整備したところである。

(b) 課題

学科の学習成果の獲得に向けての、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等の開催については、最終学年である第2学年を迎えて、「卒業学年」であることの自覚の強化を図り、1年次とは異なる卒業学年としての課題認識と目標を持ち緊張感ある学生生活をスタートさせるためのガイダンス等を工夫する必要がある。

次に、学科の学習成果の獲得に向けて、「学生便覧」等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行することについては、本学ホームページの在学生向けのページを充実させ、また卒業生向けのページを新設して、適時に情報を発信し更新できるシステムを確立する必要がある。

学科の学習成果の獲得に向けての、基礎学力が不足する学生に対する補習授業等の取り組みについては、レポート作成や「実習日誌」の作成などを通して、正しい日本語の文章を書く力を着けさせていくよう、授業過程の指導、実習の指導、就職の指導など、さまざまな機会を生かして教職員が具体的で丹念な文章指導をしていく必要がある。加えて、計画性のある規則正しい生活を送る力、社会人として必要な時間管理

を含む日常生活を律する自己管理能力、対人関係能力など、生活上の基礎能力が不足する学生が存在するが、それらの要因は学力不振の大きな誘引となるので、これらの「基礎的適応力」を確立していくことができるように指導を行っていくことも、「基礎学力」の向上のための課題に連動する重要な課題である。

学科の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備することについては、学科会で、組織的な学習支援に向けて朝の学科打ち合わせ会を継続して日常的に行っており、毎月開催する定例学科会では、入学前のプレカレッジの段階から各学生の学習支援の必要性について、各教員、委員会等を通じて気になる学生を取り上げ、具体的な学習支援に結びつく取り組みを行っている。これらの取り組みを継続して行っていくことが本学の課題である。また、学生相談室では、学生間の学習進度の差異が大きいため個別対応等を行っているが、特に学習進度が遅れがちな学生に対する学習支援の実施やその内容について検討する必要がある。学習上の悩みについて一人で抱えずに、学生相談室を利用することで早期に授業担当者から具体的な学習方法などの指導を受けることができるように支援していくことも、学生相談室の引き続く課題である。

学科の学習成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀学生に対して行うべき学習上の配慮や学習支援については、附属図書館の効果的な利用法を教え、学習支援センターとして機能させることで、自主自学の学習の量と質をさらに豊富にしていくことも有効な課題である。

学科の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣を行うことについては、平成 26 年度に外国人留学生規程を制定したのを受けて、平成 27 年度は外国人留学生募集要項を制定して、留学生の受け入れ態勢の整備を進める計画である。留学生の派遣については、学生本人の希望があれば、いつでも相談にのる体制はできているが、保育士と幼稚園教諭養成を主眼とする学科の性格上、積極的に留学生派遣を推進する計画はない。

基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

(a) 現状

開学当初から学生生活支援のための教職員組織として担任、副担任を各クラスに配置し、また学生の主体的な活動をサポートする目的で学生委員会が指導及び支援を行っている。さらに、教員による朝のミーティングにおいて、学生に対する個別支援の情報を共有し、学生支援を行っている。本学に入学した学生は、オリエンテーションにおいて「学生調書」を作成して提出し、本学は個人情報の保護に留意しながら「学生調書」のデータを参考に学生の個別指導に役立てている（備付資料 23）。また、教職員は2年間の学生支援の過程で学生一人ひとりの具体的な状況に精通し、その学生に合った支援が取れるよう、必要な情報を共有して教職員全体として統一性のとれた支援ができるように心がけている。小規模な短期大学であるので、本学の専任教員は学生全員の名前と“顔”を記憶しており、学生も教員の氏名と“顔”を覚えて対応している。

平成 26 年度のクラブ活動数は 7 団体で、平成 24 年度から 3 団体増えている。それぞれのクラブに顧問（教員）が配置され、顧問が活動や運営の支援を行っている。また、東萌祭（大学祭）の活動は、学生組織の学友会本部役員会・東萌祭実行委員会が中心となり、企画立案と準備・広報活動及び当日の運営を行っている。その支援に当たっては、教職員組織の学生委員会が、担当の学生組織と意見交換を行い、運営の相談や設備備品の貸出状況の確認などについて支援している。

施設面では本館 2 階及び 5 号館 2 階にラウンジを有し、学生の休憩や懇談の場として活用されている。それぞれのラウンジには、電子レンジが設置されている。学生の学校生活の充実及び利便性に資するものであり、学生生活の質の向上に貢献している。

宿舎等に関しては、開学当初から地方の入学希望者（資料請求者）に対し、わかりやすいアパート情報やチラシ及び学生会館の紹介ファイル（写）を同封して郵送している。入学決定者から相談を受けた際は、アパートと学生会館の説明をしている。

学生の通学方法は、現在、徒歩、自転車、バイク、電車、路線バスである。駐輪場を整備し、自転車とバイクの利用を認めている。駐輪に関しては、毎年度新入生オリエンテーションで案内し、利用料を支払った学生へステッカーを配付し、問題なく運用されている。駐輪場には、平成 25 年度から夜間利用の便宜を図るため、街灯を設置している。

本学の通学バスは整備していないが、平成 25 年度から公共路線バスが最寄り駅である新越谷駅及び蒲生駅と本学を結ぶ路線を運行している。

奨学金等、学生への経済的支援としては、現在まで、学内制度の設定はない。学外の制度として日本学生支援機構の奨学金制度を利用している。年度初めに、学生課がその内容から書類作成、手続きまでの説明を行っている。平成 26 年度は受給希望者全員が貸与された。また、その他の団体から案内のあった奨学金制度についても学内の掲示スペースを利用し学生への通知を行っており、内容、手続き方法等、相談に応じている。その他の支援としては、国の教育ローンの紹介、金融機関と提携した教育ローン制度を設定している。また、アルバイト紹介などの業務を学生課が行う等の経済的支援体制を整えている。なお、平成 24 年度から平成 26 年度までの日本学生支援機構奨学金採用者数は次のとおりである。

平成 24 年度～平成 26 年度 日本学生支援機構奨学金採用者数

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 一 種	予約採用	0 名	2 名	3 名
	定期採用	3 名	1 名	1 名
	臨時採用	0 名	0 名	0 名
第 二 種	予約採用	9 名	15 名	13 名
	定期採用	4 名	5 名	2 名
	臨時採用	0 名	2 名	0 名
合計		16 名	25 名	19 名

埼玉東萌短期大学

学生の健康管理については、4号館1階に保健室を設置している。平成24年度から平成26年度の保健室利用状況については、次表のとおりである。年間を通し、1年生の受診が目立った。主な受診内容は、体調不良、続いて体育の授業中の怪我である。

学生課の対応としては、怪我等については同一法人の本学に隣接する武蔵野星城高等学校の養護教諭に依頼し、消毒や応急処置を行った。体調不良の学生については帰宅するよう促し、授業がある場合やすぐに帰宅できないような状態であれば、高等学校の養護教諭に相談の上で、保健室で休ませた。保健室で休ませるのは1時間程度とし、体調が回復しなければ帰宅するか、もしくは病院に行くよう促している。

平成24年度～平成26年度 保健室利用件数及び内訳

月	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	内 訳	件数	内 訳	件数	内 訳
4月	4	怪我(擦り傷)…1件 体調不良(吐き気、眩暈等)…3件	6	怪我(捻り、出血手当)…2件 体調不良(吐き気、発熱等)…4件	1	体調不良…1件
5月	3	怪我(靴ずれによる出血)…1件 体調不良(吐き気、腹痛等)…2件	2	怪我(突き指等)…2件	0	
6月	3	体調不良(眩暈、発熱等)…3件	3	怪我(擦り傷)…1件 体調不良(過呼吸等)…2件	3	怪我(足首を捻った)…1件 体調不良(頭痛、眩暈等)…2件
7月	5	怪我(打撲)…1件 体調不良(寒気、腹痛等)…4件	1	体調不良…1件	3	体調不良(頭痛、吐き気)…3件
8月	0		0		1	体調不良…1件
9月	0		1	体調不良(眩暈)…1件	1	怪我(擦り傷)…1件
10月	2	体調不良(下痢嘔吐、腹痛)…2件	1	体調不良…1件	1	体調不良…1件
11月	1	体調不良(吐き気、腹痛)…1件	0		1	体調不良…1件
12月	2	体調不良(頭痛、腹痛等)…2件	1	体調不良(頭痛)…1件	1	体調不良(腹痛)…1件
1月	4	怪我(打撲、擦り傷)…2件 体調不良(悪寒、発熱等)…2件	0		0	
2月	1	体調不良(嘔吐)…1件	0		0	
3月	0		0		0	
計	25	怪我…5件 体調不良…20件	15	怪我…5件 体調不良…10件	12	怪我…2件 体調不良…10件

学生のメンタルヘルスケア及びカウンセリングの体制としては、4号館1階に学生相談室を開学初年度から設置している。初年度と比較して平成24年度以降、学生相談室の利用者が増えており、予約して継続的に利用する学生、緊急に予約なしで面接を

希望する学生の両方に対応している（相談内容については次表参照）。医療機関との連携が必要なケース、保護者からの申込みを受けての保護者面接、グループで来室し、その後個別面接を希望するケースなどが生じている。平成 25 年 1 月 24 日に「学生支援：特別な配慮を要する学生の理解に関する研修会」、平成 26 年 9 月 11 日に「学生相談室主催研修会」を実施した。また、日本学生支援機構等の研修会に参加し、教授会等で報告を行っている。学生のメンタルヘルスやカウンセリングを行う役割を果たすとともに、学生生活上の支援を要する学生が必要とする学内外の資源と円滑に繋がれるよう支援を行っている。

平成 24 年度～平成 26 年度 学生相談室における相談内容

相談内容	平成 24 年度				平成 25 年度				平成 26 年度			
	1 年生		2 年生		1 年生		2 年生		1 年生		2 年生	
	実件数 (人)	面接回数 (回)	実件数 (人)	面接回数 (回)	実件数 (人)	面接回数 (回)	実件数 (人)	面接回数 (回)	実件数 (人)	面接回数 (回)	実件数 (人)	面接回数 (回)
1. 友人関係 (学内)	8	26	11	35	9	13	14	50	10	10	4	6
2. 家族関係	5	11	10	29	5	20	8	26	6	18	7	16
3. 人間関係 (1、2 以外)	6	16	2	3	3	7	3	6	10	37	5	11
4. 性格・行動	9	26	14	43	8	18	13	35	13	24	15	35
5. 学業	6	13	2	9	10	26	12	28	15	18	5	6
6. 進路	5	12	11	33	0	0	9	25	6	6	9	16
7. 心身の健康	7	25	2	7	4	9	3	9	2	5	1	1
8. その他	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	22	92	28	126	21	63	31	136	21	118	24	91

※ 各相談内容の実件数、面接回数はその内容に関する相談件数、回数を示している。また、合計の欄はその年度の相談人数、面接回数の合計を示している。同じ回の面接の中で複数の相談内容の面接を行うことがあることから、相談内容ごとの人数、回数の合計数と合計欄の数字は必ずしも一致しない。

学生生活に関しての学生の意見や要望の聴取に関しては、学生委員会の教職員が学友会本部役員との懇談を通じて聴取してきた。また、平成 26 年度から学友会の自主的な取り組みとして学生に対しての学生生活に関する意見箱が設置され、意見箱に寄せられた設備、環境面についての要望に対して、学生委員会が窓口となり学友会本部役員会から聴取し、改善等の取り組みを行っている。さらに、平成 26 年度には短期大学基準協会の「短大生調査 2014」(備付資料 16 参照)に参加した。その調査結果からは、学生は本学の教員や職員に親しみを抱いており、学生生活全般について、満足感を抱いている。特に、図書館の利用者が多く、学習課題に関する図書以外にも、本に親しんでいる様子が窺えた。一方で、食堂やスポーツ施設などについて、不満を感じている学生が多かった。

留学生の学習及び生活支援については、平成 26 年度も前年度に引き続き入学希望者が存在しなかった。社会人入学試験で入学した学生の学習を支援する体制に関しては、出願資格として満 20 歳に達し、2 年以上社会人としての職業経験を有することを条件にしていることから実習先の受入れに関する配慮を行っている（提出資料 6 及び備付資料 18）。また、平成 23 年度から現在まで埼玉県職業訓練校から保育士養成を目的とする委託訓練生を受入れる体制をとっている（備付資料 27）。社会人入学生については、担任、副担任、学生相談室が個別の学生の状況に合わせて支援を行っている。

自らのライフプランやキャリアプランの実現のために、本科生としてではなく特定の授業科目を履修することを願い、必要とする社会人の存在が予想されるため、これらの社会人の生涯学習の機会の拡充に資するために、本学では開学以来、科目等履修生制度を設けている（備付資料 28）。保育士資格や幼稚園教諭二種免許状を取得する目的で本学の科目等履修生となる社会人が毎年度存在する。

障害者の受入れに関しては、本学附属図書館までの通路をバリアフリーにし、本館 2 階までのエレベーターを設置している。また、長期履修生制度については、本学が幼児保育学科単科の短期大学であることから設けていない。理由については、p.100 に記す。

学生の社会的活動への参加については、幼児保育学科の特性から、1 年次より各授業で推奨している。実習常任委員会のボランティア担当部会が全体として把握し、学外からのボランティアの募集についても掲示等を通じて紹介し、手続き等の指導を行っている。同じ学生が同じ施設で数回ボランティアを行ったり、実習先、就職希望先でのボランティアや、授業の一環として行ったりするケースが多い。ボランティア先の施設別件数を以下の表に示した。平成 26 年度は、ボランティア活動の申込み、報告についての学生への周知が徹底されず、表中のボランティア先の施設別件数が減少しているが、「短大生調査 2014」（備付資料 16）の結果では、本学学生の 64.7%がボランティア活動を実施しており、平成 26 年度も活発にボランティア活動が行われていたことが確認できた。

ボランティア先の施設別件数（平成 24 年度～平成 26 年度の実件数）

	平成 24 年度 (件)	平成 25 年度 (件)	平成 26 年度 (件)
保育園	57	91	32
幼稚園	8	3	1
乳児院	5	7	0
児童養護施設	1	15	0
障害児(者)施設	6	17	4
作業所	1	3	0
児童センター	6	2	4
学童保育	1	1	0
その他	23	6	2
合計	108	145	43

(b) 課題

学生生活支援に関しては、緊急時の学生対応に関してのサポート対応及び日常からの学生状況の把握と教職員による学生の共通理解をいっそう緻密に行っていくことが課題である。クラブ活動については、学生の自主的活動をサポートするため、より学生たちが活動しやすいような具体的な方向性を示すことが必要である。教職員の助言や支援を積極的に行いながら学生自ら行動し考える力を支援していく。キャンパス・アメニティは、学生食堂のない本学において学生がスムーズに温かい食事を摂れるよう、校内環境全体を整えながら配慮することが課題である。また、宿舎が必要な学生に対して、宿舎の経営・紹介業者の数を増やし、より学生ニーズに適合するような宿舎を増やしていきたい。通学の便宜については、現在の学生数に対する駐輪スペースは確保されているが、さらなる整備は必要と考える。将来的な通学のための便宜を考えると、本学の専用通学バスの配備の必要性を検討したいが、経費の負担が問題となる。

学生への経済的支援の更なる課題としては、本学独自の奨学金制度（支給、学費等減額・免除等）設定の検討が挙げられる。学生の生活支援のための教職員組織に関しては、学生相談室の来談者が増えているが、クラス担任、副担任、学生委員会、学生課、授業担当者との連携をさらに進め、今後に向けて教職員が一丸となり学生支援を行う体制を確立していく必要がある。メンタルヘルスケアについては、平成 23 年度～平成 24 年度は保健室と学生相談室が連携して対応してきた。平成 25 年度からの新しい保健室の体制の中では、保健室と学生相談室の連携を進めることができなかった。今後、どのように進めていくかについて検討を要する。また、卒業生からの相談希望も増加している。在学時に継続面接を行ってきた学生が、卒業後のフォローアップを求めるケースが出てきている。卒業生はこれまで単発の面接のみ受けてきたが、保育者支援センターとの連携が必要となる。連携に当たっては、相談における情報の保持、守秘について整理し検討していきたい。

学生生活に関しては、「短大生調査 2014」で不満の高かった内容についての改善の取り組みが必要となる。小規模の短期大学であることから、学生食堂や売店の設置など、困難な点もあるが、代替え措置を検討し、学生のキャンパス・アメニティへの配慮を検討する。留学生の支援体制の整備は、ようやくスタートしたところであり、今後も努力を継続していく。障害者のための施設の整備については、一部バリアフリーとなっているが、全施設バリアフリーを目標にすることが必要であることから検討していきたい。

学生の社会的活動としてのボランティア活動などについては、「短大生調査 2014」の結果により、ボランティア担当部会で把握しているよりも多くの学生がボランティアに参加していることが窺えた。まず、実態を把握し、支援を行っていく。また、本学の教育課程は 2 年間で保育士資格、幼稚園教諭二種免許状を取得するカリキュラムであり、多くの学生が 2 年間で 5 回の実習を行うなどの状況から、希望はあってもなかなかボランティアに参加できない学生もみられる。それぞれの状況に合わせたボランティア活動が行えるよう、情報提供などの支援を検討していきたい。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

(a) 現状

学生の就職支援のための教職員の組織として、第一に、教授会の下に本学専任教員と事務職員で組織する就職委員会を設置し、本学における就職活動全般の企画立案及びそれに基づく指導・援助の総合的な実践を行うとともに、第二に、本学事務室（学生課）に無料職業紹介事業所を設置し、求人業務、求職業務、及びそれらに関連する就職業務を行うこととしており、全学をあげて学生の就職支援を行う体制を整えている。

学生が就職活動をより良く進められるよう、就職相談室兼就職資料室を4号館1階に設置している。学生の就職相談に随時応じるとともに、就職に関する諸資料を閲覧し、就職関連のチラシ、情報誌を入手できるよう、学校が開門している時間は随時入室可能としている。ここには就職関連の情報として、求人票、求人先案内パンフレット、就職セミナーチラシ、募集要項、就職試験問題集等を設置している。平成26年度の年度初めに掲示板を5枚増設し、学生に対して多くの求人票を提示することができた。また、求人票の情報をデータベース化し、その情報を室内設置のパソコン3台で検索できるようにしている。

本学の学生に対する就職・進学支援は1年次から始まるが、最終学年である第2学年を迎えてのオリエンテーションにおいて、「就職登録斡旋票」（備付資料24）に必要事項を記載して本学に提出することをもって本格化する。

本学の就職指導の特徴は、卒業学年の学生全員に対する就職委員の教員による個人指導の体制を取っていることにある。就職委員の専任教員に、一人当たり卒業学年生10～12人を割り当て、学年当初の4月から卒業まで、系統的に学生の就職（及び進学）の実現のために個別指導、個別援助を行っていく体制である。これらの担当教員による個別面談や個別指導の状況と問題点は、定期的で開催する就職委員会で報告、検討され、対応策が立案されて、すべての卒業学年生が自らの目的とする進路を実現するための援助が、年間を通して行われる。また、進路に関する面談状況や個別指導の状況、及び内定状況等は一覧表にデータ化して就職委員会のHDDに記録し、就職委員共有の情報データとして活用している。

就職のための資格取得については、本学は幼児保育学科の単科短期大学であるため、教育課程の履修そのものが、学生にとって専門職就職のための最も重要な資格・免許である保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の取得に直結するため、何よりも本学の教育課程の履修をしっかりと行うことが最重要課題である。さらに本学は、保育士や幼稚園教諭などの職務に就くに当たって付加価値を有するキャンプインストラクター、レクリエーション・インストラクター、おもちゃインストラクター、ピアヘルパーなどの資格を取得できるよう、教育課程の授業科目に加えたり、教育課程外の講習等の時間を確保したりして、年間計画に組み込んでいる。

さらに本学は、学生のキャリア・デザインやライフ・デザインの形成を重視し、キャリア教育を推進するため、教育課程のなかに「キャリア・デザイン」（1年前期、半期科目）、「保育キャリア形成演習」（1年後期～2年前期、通年科目）を設置している。

これに加えて、就職委員会が中心となって毎年度、就職試験対策講座を設置し、就

埼玉東萌短期大学

職のためのスキルアップを図っている。平成 26 年度は、7 月から 8 月にかけて非常勤講師による面接等対策講座（全 6 回。2 年生対象）を開講、正規の教育課程科目では学習できない就職活動の具体的なノウハウに至る内容の研修を行った。

このような就職・進路支援の活動により、求人件数は年々、卒業学年学生数の 17 倍、求人数は 95 倍を超える実績をあげており、学生の就職状況も専門職への就職実績を含めてきわめて良好である（備付資料 25）。

埼玉東萌短期大学 年度別求人件数・求人数（平成 24 年度～平成 26 年度）

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	件数 (件)	人数 (人)	件数 (件)	人数 (人)	件数 (件)	人数 (人)
幼稚園	132	351	122	313	173	434
保育園	1,503	2,910	927	3,053	938	4,130
認定こども園	9	27	29	132	44	140
施設	81	405	198	890	95	871
一般企業	44	1,775	47	1,257	71	1,816
計	1,769	5,468	1,323	5,645	1,321	7,391

埼玉東萌短期大学 年度別進路状況（平成 24 年度～平成 26 年度）

年度	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
幼稚園	9	16	9	15	14	18
保育園	31	53	24	40	41	53
認定こども園	0	0	4	7	2	3
施設、学童保育	10	17	11	18	10	13
小計	50	86	48	80	67	87
(うち専門 職就職者 計)	(49)	(84)	(48)	(80)	(66)	(85)
一般企業	3	5	2	3	1	1
就職者 計	53	91	50	83	68	88
その他	5	9	10	17	9	12
卒業生 合計	58	100	60	100	77	100

また、平成 26 年度は、保育者支援センターと就職委員会が共同で 7 月に卒業生へのアンケート調査及び就職先への電話による問い合わせ調査やアンケート調査を実施し、卒業後の就職者の動向確認を行った（備付資料 11、13）。その他に、すべての専任教

員が実習の訪問指導に行く際は、卒業生の就職状況について情報共有し、卒業生がいた際は、声をかけ近況を話すなどの取り組みを行っている。そこでの情報を参考とし、就職希望先の情報提供や就職支援に役立てている（備付資料 12）。

進学支援については、主として就職委員及び教務課において学生の進学相談や進学のための学習指導などを行っている。また、就職相談室に進学に関する資料を設置し、学生が自由に閲覧できるようにしている。平成 26 年度は、4 年制大学への編入学者や大学院、専門学校への進学者があった。

留学については、現在までのところ希望する学生がいない。希望する学生に対しては、クラス担任を主として支援を行うこととしている。

また、入学後、自己の適性などに悩み進路に向けて積極的に取り組めない学生に対しては、学生相談室が側面からの指導を行っている。

（b）課題

就職相談室に教職員が常駐していないため、学生は就職に関する諸資料の閲覧等ができるが、就職活動等に関する相談が随時にはできない。相談に対して、タイムリーに対応できる体制を整えていく必要がある。

すでに述べたように、保育士や幼稚園教諭の求人情数、求人数は相当な数にのぼっている。また、保育所などの新設や保育定員の増員等により、保育士の需要が増大しつつあるのが近年の傾向である。このような有利な状況に対して、逆に志望先を絞りきれず、就職試験に対し適時に適切な対応ができなかった学生がみられた。こうした状況を生む要因の一つは、将来設計や就職の具体的見通しを確立することができないで生活している学生の存在である。このような学生に対しては、指導の早期化を含めて個別に指導を強化する必要がある。また、教職員が全体として情報を共有し、それぞれの立場から指導と援助を強化するシステムを構築していく必要がある。

それとともに、本学全体として生涯設計を含むキャリア教育、キャリア教育に位置づく職業教育を、教育課程と授業設計の側面においても、教育課程外の学生支援の側面においても明確に位置づけ、学生が自己の将来設計を明確にしながら学業生活を遂行していく気風と態度を醸成していく必要がある。これはエンロールメント・マネジメントの重要な課題である。

就職指導講座の充実については、今後は保育職公務員志望の学生が増加することが予測されることから、公務員試験対策の強化も必要となる。

平成 26 年度は、卒業生への就業状況に関するアンケート調査を実施したが、回収率が低く、就業動向や職場で直面する課題の把握、また本学で受けた教育の有効性と解決を要する課題の検証などが、十分には行えない状況にある。保育者支援センターが中心となって卒業後の就業動向の把握を確実にを行い、職場定着率の向上を含め、卒業生支援と動向調査を推進していく必要がある（備付資料 11、13）。

また、本学学生の実習園と卒業生の就職先が同一である保育所や幼稚園、社会福祉施設については、実習訪問指導に際して本学教員が実習先で聴き取りを行い、卒業生の就業状況や就職先の分析などを行い、就職指導に生かしていくことも必要である。

若干名ではあるが、卒業後、4 年制大学への編入学を希望する学生もいる。これら

の学生のために、編入学等の情報を収集し、試験対策を含め編入学のための支援を行っていくことも必要である。

基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

(a) 現状

本学では、入学者受け入れの方針をより分かりやすい表記をめざして改善を重ね、「学生募集要項」の表紙の見返しページに記載するとともに、本学ウェブサイト〔大学案内〕に掲載し、本学の受験に関心のある者はすぐに確認できるようにしている（提出資料 6 及び備付資料 18、提出資料 3 及び備付資料 19）。また、入試広報の事務専任の人材を確保し、受験の問い合わせ、事務処理等については、迅速かつ正確に対応している。さらに、受験生の受験手続きの進捗状況や入学志望者や入学検討者向けの各イベントの報告など、教務課、学生課、経理課、就職担当などと情報を共有し連携することにより、広報・入試事務の体制を整備した。この体制を基盤に、入試広報課、事務室及び学生募集委員会を中心として、入学者受け入れの方針を受験生やその保護者、高校教諭などに迅速かつ正確に伝えることができるよう、担当教職員の意識と行動への啓発に努め、態勢を整えているところである。

また、入学者受け入れの方針のより明確な提示については、本学に入学するに当たり後期中等教育段階までの学習でどのような学力を培っておくべきかを具体的に明らかにすることを検討し、「学生募集要項」等への掲載方法など、より読みやすくなるよう配慮をしてきた。さらに、オープンキャンパスや高校訪問、高校でのガイダンスや入試説明会の会場ガイダンスなどで、入学に当たってはどのような意識や姿勢が求められ、どのような学習を行っておくことが望ましいか等、求められる人物像に関連させて詳しい説明を繰り返し行っている。

入試広報担当者が現状をタイムリーかつ正確に把握し、募集活動をより効果的に進めることを目的として、平成 25 年度に募集活動のプロセス（高校訪問、ガイダンスの参加、資料請求、オープンキャンパスの申込受付と出席管理、願書出願、受験、入学など）の情報を管理する学生募集支援システム（ウェブ・マッチング・ナビゲーション）を導入した。このシステムを活用して、数値管理とデータ分析をより徹底することをめざし、業務改善を行った。これにより、入試広報担当者と学内の事務職員、教員との情報交換がスムーズになり、また入学者や高等学校の進路指導担当教員へのスピーディーな対応が可能となった。この後、さらにデータ解析を進め活用することで、学生募集活動についての検証を行い、効果的な募集活動を進めていきたい。

また、多様な選抜を公正かつ正確に実施するべく、選抜方法と選考評価方法の精緻化を図った。平成 25 年度の入試委員会と教授会において、「障害者受け入れについての対応方針」及び「試験期の異なる同一種の入学試験への再受験について」について審議を行い決定した。平成 26 年 1 月の入試委員会と教授会においては、「入学試験時間繰り下げ措置、再試験及び追試験の実施について」「社会人入試の配点区分の見直し」や「受験特別措置」等について審議、決定して改善を図った。平成 26 年 5 月の入試委員会においては、「学生募集要項」に「出願資格」（入学資格）を示し、出願資格、出願条件などを記載する改善案を審議、決定した。また、埼玉東萌短期大学入学資格審

査規程を制定するとともに、入学者選抜規程を一部改正し、「学生募集要項」にこれを反映させた（提出資料 6 及び備付資料 18）。

入学手続者に対し入学までに本学の授業や学生生活について情報を提供することについては、引き続き「学生便覧」「授業概要」（シラバス）「時間割」などを紹介し、授業見学の機会を適宜提供することなどを行うとともに、プレカレッジ（従来「入学前教育」と称して行ってきたものを、平成 27 年度入学予定者を対象として平成 26 年度に実施したときから「プレカレッジ」と称することとした）を開催して入学手続者の不安を払拭し、短期大学の授業や学生生活が具体的なイメージをもって理解できるようになるように積極的に対応している（提出資料 1 及び備付資料 14、提出資料 8 及び備付資料 15、提出資料 5 及び備付資料 21、提出資料 11 及び備付資料 20）。

また、学習意欲の維持や学生生活への不安の解消、及び入学生同士または教員や在学生との人間関係を築く交流を深めることなどを目的にプレカレッジの一環として入学予定者対象ガイダンスを実施している。

そのガイダンスの内容は、埼玉東萌短期大学について、将来、保育者・幼児教育者をめざす者が短期大学生活を送るための基本姿勢について、短期大学の授業や試験について、ピアノ、保育技能（手遊びなど）、入学までに準備できることについて、などの説明である。これにより短期大学での学習の特徴や本学の教育課程の学習の特徴、学生として望ましい姿勢などを入学者に理解させることができた。

プレカレッジの具体的な内容は、12 月までの入学決定者への必須課題として、17 冊の課題図書の中から任意の 1 冊を選び、その読書感想文を提出させることや、希望者を対象にした「保育のためのやさしいパソコン入門」「保育のためのやさしいピアノ入門」「保育のためのやさしい造形入門」といった講座を 1 月中旬から下旬及び 2 月上旬に実施することで、これによりプレカレッジの充実を図ることができた。プレカレッジの内容については、めざすべき成果をより明確にするとともに、入学予定者の実態に即した効果的かつ適切な内容を工夫するなどのさらなる検討作業が必要といえる。その一つとして平成 26 年 12 月には、それまで実施してきたプレカレッジの内容を検討・協議し、同年度のプレカレッジでは、同じ目標を持つ友として、2 年間の短大生活における授業、実習などさまざまな局面において互いに援助しあえる関係性を築くことをめざし、入学手続者同士が調理実習やスポーツ交流を通じて親睦を深める取り組みを実施した。

入学者に対しては、入学式直後の 4 日間を当てて、本学での学習や学生生活についてのオリエンテーションと、学生間、学生教職員間の相互理解と親睦を図る新入学生内研修を実施し、入学者がスムーズに短期大学の学業と生活に入っていくようにしている。

入学者に対する学習や学生生活のためのオリエンテーションは、入学式後の 2 日間をあてて行っている。大学における学習の意義と特徴、本学幼児保育学科の教育課程と履修の仕組み、資格・免許の取得方法、年間学事暦と時間割、「授業概要」（シラバス）について、保育実習と教育実習、附属図書館や学生相談室、保健室などの利用、学生生活と就職についてなど、本学学生として 2 年間を送るうえで理解しておくことが必要な内容について詳しい説明がなされるとともに、学生の質問を聴取して疑問を

解き、履修計画を学生各自が立案するなど、授業科目の履修や学生生活についての具体的な見通しを入学者各自が確立するための指導と支援を行っている（提出資料 12 及び備付資料 22）。

それに続いて 2 日間にわたり新入生学内研修を行い、新入生同士や新入生と教職員との相互理解を深め、本学での生活の在り方や規律を理解し、短期大学の学習に主体的、意欲的に取り組める姿勢を醸成するとともに、保育者・幼児教育者として必要な資格や免許の取得をめざすための自覚を確実なものにすることなどを促している（提出資料 13）。

（b）課題

入学者受入れの方針は、本学の教育目的と学科の人材養成の目的に対応して入学前に備えておくべき人間的資質や学習に対する意欲・姿勢などを分かりやすい言葉で定式化している。しかし、後期中等教育段階までの学習でどのような学力を培っておくべきかを、さらに分かりやすく具体的に明らかにする必要がある。そして、各種の入学案内ツールによって、分かりやすく説明していくための工夫が求められる。

広報や入試事務の体制については、担当者のスキルアップとともに、後方支援体制の充実や事務室の他の部局との緊密な連携協力体制の構築など、システムの整備を進めることが必要であり、多面的で緻密な入試広報業務を展開するための人材配置が求められる。

小規模な短期大学である本学は人的資源にも限りがあるが、SD 研修会の継続的实施を含め、教職員の意識の向上と入試広報業務のさらなる習熟を図り、教員組織や事務組織の各部局、及び教職員諸組織との有機的な共同支援体制の構築をさらに強化していくことが求められる。

基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

第一に、学科の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用することに関する課題としては、まず、教職員の研修の充実による人的資源の質的向上の課題がある。本学では、年度末に教務委員会、学生委員会、実習委員会、就職委員会、FD 委員会のそれぞれが主催する研修会を実施し、また、同じく年度末に開催される総括学科会においては 1 年間の活動についてすべての委員会が総括を行い報告し議論している。今後は、委員会ごとの総括内容から、学科として統合した取り組みを明確にしていくことが課題となる。平成 26 年度は教職員対象に学生募集委員会主催の広報及び学生募集に関する研修会を実施したが、きわめて有意義な研修会であった。これらの研修活動を今後も継続していくことが重要である。

FD 活動では本学がこれまで実践してきた各授業におけるアクティブ・ラーニングの取り組みを集約し、授業研究として確立していくことが課題となる。SD 活動は、各課連絡会を活用し他部署の職務における学生支援の充実を行ってきたが、更なる充実を推進するために自己の業務と各部署の関連性を検討していく。

学生による授業評価アンケート結果については、年に 2 回の FD 研修会でディスカッションを行い、それを踏まえて各教員が授業向上の方針をレポートしているが、開

学以来の4年間、一貫した方針の基に継続してきたことが、本学の教育活動を点検・評価するための大きな力となったので、これを継続していく。また、公開授業をさらに充実させて、授業方法の研究を進めていくことが課題である。

Toho Link の改善や、実習指導センター、就職相談室兼就職資料室の活用の便を図っていくことなども課題である。そのためには、それらを支える人員の量的不足の解消を図る必要があり、小規模校の資源配置に係るジレンマが存在する。

第二に、学科の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行うことに関する課題としては、まず、カリキュラム・マップを通じて、授業科目間の有機的な相互関連から、更なる相互連携を進めた授業計画を立案し実施する。また、FD活動、SD活動の更なる充実を検討していくことで学習支援や学生相談の援助・支援を充実させていく。

基礎学力の不足を補い、その向上を図ることは、学業を成就させるために欠かすことのできない、引き続き課題である。多様な傾向の学生たちの一人ひとりに即した支援を行うための教職員の協力連携体制の構築も引き続き進めていく。

附属図書館では授業で出される課題に対する支援のため、授業との連携を強化して、授業や課題の参考となる資料を豊富に、かつ可能な限り事前に揃えるようにする。併せて学生自身の図書館活用能力の向上のため、利用教育を計画的に実施する。また、図書館エントランス及びその周辺のポスター、絵画等の掲示は惰性を防ぐため定期的に入れ替えを実施する必要がある。

ボランティア活動は、社会活動の一環として社会貢献に資する精神を育むとともに、保育活動やその施設の現場を理解する機会となる重要な活動であるが、ボランティアを行わない学生に対しては学生の状況を調査し、適切な対応を検討する。

平成26年度実施のプレカレッジ参加者のフィードバックの内容から窺えることであるが、平成27年度以降はさらに学習の動機付けに焦点を合わせてプログラム改善に取り組んでいく必要がある。プレカレッジのガイダンスへの入学者参加率は4割程度であるため、参加率の向上策を議論するとともに、入学後の学習成果の獲得に役立つよう企画内容などの見直しを行う。さらに、入学後の良好な対人関係の形成をめざす企画内容についても検討し、入学生にとってミスマッチのない魅力ある内容へと改善する。プレカレッジにおける体験授業については、ピアノの初心者に応じた基本練習の時間方、造形の製作学習と内容理解の相互関係性の認識や、自ら主体的に学んだ学習内容についてレポート作成を行ったりプレゼンテーションしたりする機会を設けることを検討する。そして、入学予定者の参加率、満足度や、学習支援に結びついているか等について検討を行い、次年度の取り組みにフィードバックしていく。

また、入学手続者に対してプレカレッジ時に「入学のしおり」(冊子)を配付し、授業開始までの主な予定、オリエンテーション・新入生研修のプログラムや日程等、本学大学生活スタートに当たっての情報を提供してきたが、今後はこれに加えてウェブサイト[大学案内]に新入生ページを設け、タイムリーな情報発信を推進していく。大学側からの一方通行の情報だけではなく、入学予定者からの問い合わせ等にも応えるツーウェイの仕組みを充実させてページ展開を図ることも検討し進めていく。さらに、オリエンテーションなどに視聴覚に訴える効果的な方法を採用していくとともに、ひろく動画の導入やSNSの活用を踏まえ、インタラクティブな情報発信の基盤整備を

推進していく。

さらに、2年生については、1年次とは異なる卒業学年としての独自の課題認識と目標を持って緊張感ある学生生活を送っていくための指導、援助の強化を図る必要がある。

第三に、学科の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行うことに関する課題としては、教職員によるサポート体制をさらに充実させ、学生を取り巻く環境を一層整備、充実させていかなければならない。

東萌祭（大学祭）に関しては、平成26年度まで学生組織である学友会本部役員会・東萌祭実行委員会が中心になって企画、立案からその実行までを担い、その支援は教職員組織の学生委員会で行ってきた。しかしながら現在までのところ、学生自ら考え、行動し、東萌祭を大学祭にふさわしい内容と規模で実現するための力が十分に育っていない状況である。そのため、学生の自主的活動をサポートする具体的な方向性として、学生委員会が中心となり、全学あげて支援を行っていく体制を確立していく必要がある。東萌祭企画の中心である東萌祭実行委員会の各部署に学生委員会の教職員を配置し、会議や運営をアドバイスしながら進めるなどの具体的な方策が必要である。クラス運営に関しては、クラス担任、副担任がクラス代議員の運営を確認し、その他の教員も各運営の支援に参加できる体制を確立するようにする。事務職員は、学生の相談に応じるとともに環境設備支援などを担当し、各種の手続き体制の確立を行う。運営状況は適時学科会、教授会で報告され、学長の指示のもとで、より学生にとって充実した東萌祭になるように支援体制を確立する。

キャンパス・アメニティについては、本学は小規模校のため学生食堂を設置することは困難であるが、昼食や軽食、飲料などの補給や休息と団欒ができる快適なスペースと設備等を用意する必要がある。

また、「短大生調査」を今後も継続して行い、本学学生の学生生活に関する広範囲な意識調査のデータを集約し、その結果を基に対応策を検討していくことが必要である。

第四に、進路支援に関する課題としては、キャリア・デザインやライフ・デザインに係る学習指導を充実させるとともに、1年次後期に開講される「保育キャリア形成演習Ⅰ」（選択科目）において就職筆記試験対策を行うなど、1年次から就職活動を具体的に準備する活動を行うようにする。また、授業以外の時間を利用して、受験産業の業者などを介して就職対策講座（筆記編）を開講し、就職試験準備を強く押し進める。

卒業生の就職状況を分析、検討し、その結果を学生の就職支援に活用しているが、これらのデータのいっそう有効な活用方法を工夫する。平成26年度に発足した保育者支援センターと共同で、今後も卒業生の就職先にアンケート調査を行い、卒業生の勤務状況や就業態度等を把握し、就職先が求めている人物像を明らかにしていく。卒業生にも調査を行い、就業現場での様子を質問紙などを使用して状況把握する。そして、それらの結果を参考に、学生と就職先のマッチングミスを減少させるようにする。

第五に、入学者受入れの方針を受験生に対して明確に示すことに関する課題としては、後期中等教育段階までの学習でどのような学力を培っておくべきかを、さらに分かりやすく具体的に明らかにする必要がある。また、入学手続者に対し入学までに授

業や学生生活についての情報を提供することについては、入試広報課を通しての入学
手続者への情報の提供や、プレカレッジの諸企画を通しての情報の提供等について、
これまでのシステムを一層充実させていくとともに、本学ウェブサイト [大学案内]
の活用を大きく進めたい。

受験の問い合わせなどの対応、広報や入試事務の体制、多様な選抜を公正かつ正確
に実施すること、入学者に対する学習、学生生活のためのオリエンテーション等の実
施などについても、これまでに確立した方法を基にいっそうの充実を期して取り組ん
でいく。

提出資料

- ◆ 学生便覧等 (学則を含む)、学習支援のために配付している印刷物
 1. 学生便覧 [平成 26 年度]
 3. ウェブサイト [大学案内] <http://www.saitamatoho.jp>
 5. 時間割 [平成 26 年度]
 8. 授業概要 [平成 26 年度・平成 27 年度]
 9. 自己実現ノート
 10. 国語力審査試験用漢字テキスト
 11. プレカレッジ資料 [平成 26 年度]
 12. オリエンテーション資料 [平成 26 年度]
 13. 新入生研修資料 [平成 26 年度]
- ◆ 短期大学案内 (2 年分)
 2. 学校案内 [平成 26 年度・平成 27 年度]
- ◆ 募集要項・入学願書 (2 年分)
 6. 学生募集要項 (入学願書) [平成 26 年度・平成 27 年度]

備付資料

- ◆ 学生支援の満足度についての調査結果
 16. 短大生調査 2014
- ◆ 就職先からの卒業生に対する評価結果
 11. 卒業生の現状調査 (就職先調査)
 12. 実習訪問指導報告書
- ◆ 卒業生アンケートの調査結果
 13. 本学卒業生の卒業後の状況に関するアンケート調査
- ◆ 入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等
 17. 学校案内 [平成 26 年度・平成 27 年度]
 18. 学生募集要項 (入学願書) [平成 26 年度・平成 27 年度]
 19. ウェブサイト [大学案内] <http://www.saitamatoho.jp>
- ◆ 入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等
 14. 学生便覧 [平成 26 年度]
 15. 授業概要 [平成 26 年度・平成 27 年度]

- 19. ウェブサイト [大学案内] <http://www.saitamatoho.jp>
- 20. プレカレッジ資料
- 21. 時間割 [平成 26 年度]
- ◆ 学生の履修指導 (ガイダンス、オリエンテーション) 等に関する資料
- 14. 学生便覧 [平成 26 年度]
- 15. 授業概要 [平成 26 年度・平成 27 年度]
- 22. オリエンテーション資料
- ◆ 学生支援のための学生の個人情報を記録する様式
- 23. 学生調書
- 24. 就職登録幹旋票
- ◆ 進路一覧表等の実績についての印刷物等
- 25. 学生進路先一覧 [平成 26 年度～平成 24 年度]
- ◆ GPA 等の成績分布
- 9. GPA 一覧表
- ◆ 学生による授業評価票及びその評価結果
- 26. 学生による授業評価アンケート
- ◆ 社会人受け入れについての印刷物等
- 18. 学生募集要項 (入学願書) [平成 26 年度・平成 27 年度]
- 27. 埼玉县委託訓練生入学試験に関する書類
- 28. 科目等履修生に関する書類
- ◆ 海外留学希望者に向けた印刷物等
[該当なし]
- ◆ FD 活動の記録
- 29. FD 研究会の記録
- 30. FD 研修会の記録
- ◆ SD 活動の記録
- 31. SD 活動の記録
- ◆ 報告書作成マニュアル指定以外の備付資料
- 3. カリキュラム・マップ

基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

教育課程については、その改善計画を踏まえ、次のような具体的な工程で改善を実施していく。

第一に、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に係る行動計画は、次のとおりである。

- (1) カリキュラム・マップに基づき、授業ごとに学習成果とその授業の到達目標を、平成 27 年度より「授業概要」(シラバス) に記載する。
- (2) 平成 29 年度には、学生の主体的な学習意欲の向上のために、授業のコマごとの

シラバスを作成し、学生に提示することを検討する。また、そこには時間外学習についての詳細も記載する。

第二に、入学者受入れの方針に係る行動計画は、次のとおりである。

(1) 「入学者受入れの方針」が、受験する高校生にとってよりわかり易い文章表現とすることを検討する。受験生が、後期中等教育段階までの学習でどのような学力を培っておくべきかを、これまで以上に受験する高校生が理解しやすい平易な文章で表現することを検討する。加えて、どのような意識、姿勢、学習を備えておくべきか等、本学の保育者養成という使命に照らし合わせて求められる人物像との対応関係がわかる表現で明示することを検討する。そのため、次のような具体的な作業を行う。

- ① 「入学者受入れの方針」の原文を平易な文章に意識し表現する作業を行う。
- ② 備えておくべき意識、姿勢、学習の具体的な内容及び表現の検討を行う。
- ③ 検討した内容を、平成 27 年度の学生募集活動において順次展開していく。具体的には、ウェブサイト [大学案内] 及び高校訪問、高校ガイダンス、オープンキャンパス等で使用できるよう作業を進める。

第三に、学習成果の査定（アセスメント）に係る行動計画は、次のとおりである。

- (1) カリキュラム・ツリー、カリキュラム・マップの有効性と運用方法を検討し、カリキュラム・フローチャートへと発展させる。平成 28 年度の完成をめざす。
- (2) 教職課程の履修カルテの運用について再検討し、学生が 2 年間の学修を学期ごとに自己点検し、また、授業担当教員による学修状況評価を受けとめて、保育者に必要な資質能力を獲得し、確立していくための有効なカルテとして活用していくためのシステムを確立する。平成 27 年度に基本計画を確定する。

第四に、学生の卒業後評価への取り組みに係る行動計画は、次のとおりである。

- (1) 就職した職場での卒業生の職務遂行状況等を引き続き調査し、本学の教育の実際が保育現場で有効であるかどうか、改善すべき点は何かなどを解明する。昨年度に引き続く課題である。
- (2) 卒業生本人へのアンケート調査や聴き取り調査を行い、卒業生自身の本学における学業生活についての所感を集約する。本学にとって最も重要なステークホルダーである学生が社会に出てから実際に感じた本学における学修や学生生活において必要で重要なものを把握し、社会生活と職業生活の実際から見えてくる本学の教育活動や学生支援の基本課題や問題点を把握する。そして教育課程や学生支援の改善に役立てる。これは、平成 27 年度と平成 28 年度の課題である。
- (3) 卒業生の職場定着率と離職理由を把握し、その実態を把握、分析し、卒業生の生涯を見通したキャリア・デザインやライフ・デザインが社会生活の過程で有効に生かされていくような精神的基盤を形成することができるよう学生生活の 2 年間を送るための判断材料を集約する。これも、平成 27 年度と平成 28 年度の課題である。
- (4) 職業生活や社会生活で直面する課題などの解決に資するよう、保育者支援センターを通して卒業生を支援する活動を確立する。これも、平成 27 年度と平成 28 年度の課題である。

次に、学生支援については、その改善計画を踏まえ、次のような具体的な工程で改善を実施していく。

第一に、教育資源の有効活用に係る行動計画は、次のとおりである。

- (1) これまで実施してきた自己点検・評価活動、FD 研究会と FD 研修会、SD 研修会、学科会の年間総括会議や各種委員会が主催する年度末研修会など、さまざまな機会を生かして、教職員の教育能力や事務職員の実務能力の伸長を図り、業務へのさらなる習熟を進めていく。
- (2) 実習指導センター、就職相談室兼就職資料室、保育者支援センターなどのさらなる有効活用を推し進めていく。

第二に、学習成果の獲得に向けた組織的な学習支援に係る行動計画は、次のとおりである。

- (1) 附属図書館では、授業で出される課題に対する支援を、次の方法で実施する。
 - ① 平成 27 年度の早い時期に教員の推薦や指定の資料を調査し、年度の早い段階で必要な資料を把握する。
 - ② その調査に基づき資料を揃える。
 - ③ 調査により整備した資料や授業の課題に関する情報を図書館職員で共有し、必要に応じてコーナーをつくるなど学生が資料を探しやすくする。
 - ④ 平成 27 年度後期に同様の調査及び資料整備を実施する。
 - ⑤ 平成 28 年度以降、毎年度同様の調査及び資料整備を実施するが、その際、前年度の実施結果を踏まえて調査及び資料整備の方法改善に努める。
- (2) 附属図書館では、利用教育については、公益社団法人日本図書館協会の「図書館利用教育ガイドライン」を基に、本学における利用教育計画を平成 28 年度までに作成する。
- (3) プレカレッジは、次のような具体的な工程で改善を実施していく。
 - ① 参加者のフィードバックの内容から、平成 27 年度以降はさらに学習の動機付けに焦点を合わせてプログラム改善に取り組んでいく。
 - ② 学習内容を入学後の学習成果の獲得に役立つ「保育のための」ピアノ、造形、専門知識の修得、そして入学後の良好な対人関係の形成に資する内容とし、入学生にとって時機にかなった魅力ある内容へとさらなる改善を追求する。
 - ③ プレカレッジの改善については、平成 27 年度以降も参加学生の参加率、満足度などを検討し、企画内容が学習支援に結びついているか等を把握、分析して、次年度の取り組みにフィードバックしていく。

第三に、学習成果の獲得に向けた組織的な生活支援に係る行動計画は、次のとおりである。

- (1) 「短大生調査」を継続して行い、学生の本学についての認識の傾向や指向性、満足度や不満足度、要望などを客観的、総合的に把握し、効果的な学生支援の措置を講じるための資料として活用する。
- (2) 東萌祭（大学祭）は、学生の充実した学生生活及び学修成果の発表や表現の場となり、学生が相互に信頼と共同の関係を保ちながら行動し、考える力を育てる活動ができるように、平成 27 年度から 2 年計画で活動の支援体制を確立する。そのた

めに、次のような具体的な工程で改善を実施していく。

- ① 活動計画を具体的な仕様書として確立し、平成 27 年度に実施する。そして PDCA サイクルに則り、平成 28 年度に全学あげての学生支援体制を確立する。
- ② 平成 27 年度は、東萌祭実行委員会に対し教職員が、学園祭実施計画及び工程表の作成支援、会議方法の支援、環境提供及び整備支援、会計システム支援、ポスター等の作成支援を行う。
- ③ 学園祭における 5 つの活動部門（広報・食品・装飾・渉外・舞台）の計画は、東萌祭実行委員会が中心となり、教職員を各活動部門に配置して支援して実施する。
- ④ クラス単位の運営活動に関してはクラス代議員が中心となり、クラス担任、副担任が運営を確認し、他の教員も各運営集団と連携し支援に参加する体制を確立する。

第四に、就職・進路支援に係る行動計画は、次のとおりである。

- (1) 就職試験対策を強化する。そのため、次の措置を講じる。
 - ① 1 年次後期開講の「保育キャリア形成演習 I」で就職筆記試験対策を行う。
 - ② 必要な場合には、受験産業の業者を介して就職対策講座（筆記編）を開講する。
- (2) 卒業時の就職状況を分析検討し、その結果を学生の就職支援に活用する。これは平成 27 年度に行う。
- (3) 保育者支援センターと共同で卒業生の就職先にアンケートを依頼し、卒業生の勤務状況や勤務態度等を把握し、就職先が求めている人物像を明らかにする。また、卒業生にも調査を行い、就業現場での様子を質問紙などによって把握する。また、その結果を参考に学生と就職先のマッチングミスを減少させる。これは、平成 26 年度に引き続き、平成 27 年度も実施する。

第五に、入学者受入れの方針を受験生に対し明確に示すことに係る行動計画は、次のとおりである。

- (1) 受験生に対し、後期中等教育段階までの学習でどのような学力を培っておくべきか、さらに分かりやすい説明文で明らかにする。
- (2) 受験生に対して、本学の教育理念や教育課程、授業内容、学生生活など、本学の特色を紹介し本学の情報を提供することについて、本学のウェブサイト[大学案内]をさらに活用し、一層の充実を図っていく。
- (3) これまでと同様にプレカレッジを行い「入学のしおり」を配付し、授業開始までの主な予定（オリエンテーション・新入生研修等について、大学生活について、など）の情報提供を行うことに加えて、ウェブサイト [大学案内] に新入生のためのページを設け、タイムリーな情報発信を推進する。これは平成 27 年度に行う。
- (4) 入学予定者からの問い合わせ等に応える環境を整え、ウェブサイト [大学案内] の充実を図り、インタラクティブな情報発信の基盤整備を推進していく。これは平成 27 年度から平成 28 年度にかけて行う。
- (5) 入学希望者に対し、保護者へのメッセージ（お知らせ）、在学生のメッセージ（体験談やアドバイス）を行うなど、本学の紹介に関する情報の質と広がりを検討する。これは平成 27 年度に開始する。

- (6) 入学事務者が入学の準備、心構え、入学後の学生生活を具体的にイメージできる工夫を検討する。これは平成 27 年度から実施する。

基準Ⅱについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。**

なし。

- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。**

本学は、長期履修生制度を設けていない。本学は、幼児保育学科単科の短期大学である。本学の卒業認定課程（学位取得課程）の中核には、指定保育士養成課程と幼稚園教諭養成課程が位置づいているが、指定保育士養成課程や教員養成課程の学習は常に保育・教育理論の最新の成果や最新の教育認識、社会と子どもの最新の状況の理解を必要とする（教員免許更新制もこの考えに立脚している）。そのため、長期の履修期間を設けて学習を進めることは、指定保育士養成課程や教員養成課程においては特別に配慮すべき重要事とはいえ、むしろ、通常の修業年限において教育課程の系統性と段階性を踏まえて密度の高い学修を全うすることが重要であると考えている。そのような理由から、本学では長期履修生制度を設けていない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

基準Ⅲの自己点検・評価の概要

人的資源については、本学の学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備しており、「短期大学設置基準」に定める専任教員数等を充足している。また必要に応じた非常勤教員も配置している。専任教員は、学習成果の向上をめざした教育研究活動に取り組んでいる。そして、事務組織の整備を進め人員も適正に配置し、教職員の人事管理についても諸規程を整備し適切に行われている。

物的資源については、「短期大学設置基準」の規定を充足した校地、校舎、施設設備が確保されている。これら設備の維持・管理や技術的資源の活用も適正に行われている。

技術的資源については、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育研究に使用する施設や機器等を整備している。

財的資源については、年度の事業計画及び予算を策定し、適正に執行している。学園並びに短期大学の持続的発展のため、継続的な収入増及び財産の維持を目的とした定員確保に努めている。

基準Ⅲ-A 人的資源

基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

(a) 現状

本学幼児保育学科は、①「学校教育法」「同法施行規則」「短期大学設置基準」などが定める短期大学の学科であること、②「教育職員免許法」「同法施行規則」「教職課程認定基準」などが定める教員免許認定課程（幼稚園教諭二種免許状）を置く学科であること、③「児童福祉法」「同法施行規則」「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成 15 年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）などが定める指定保育士養成課程を置く学科であること、3 つの基本的な教育課程を有する学科であるという特徴を持っている。そのため同学科の教員組織は、「短期大学設置基準」「教職課程認定基準」「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」などの定める教員組織編成基準に基づき編成しなければならないが、これら 3 つの基本的な教育課程の編成は、同学科の教育課程編成・実施の方針に統合されて定められている。それゆえ同学科の教員組織は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて編成することとなる。

本学同学科は、「短期大学設置基準」に定める専任教員数と教授数を充足している。その状況は次のとおりである（平成 27 年 5 月 1 日現在）。

[1] 短期大学の教員組織（学科の属する分野の区分＝教育学・保育学関係）

本学同学科の専任教員数及び教授数

短期大学設置基準		埼玉東萌短期大学 幼児保育学科	
	人数		人数
必要専任教員数	11人	専任教員数	12人
必要教授数	4人	教授数	5人

本学同学科に設置している資格及び免許状の取得に係る2つの基本課程の必要専任教員数と必要教授数も、下表に示すように充足している。

[2] 教員免許認定課程（幼稚園教諭二種免許状）

本学同学科の教員免許課程に係る専任教員数及び教授数

	専任教員数		教授数	
	必要専任教員数	在職者数	必要教授数	在職者数
教科に関する科目	3教科4人以上	同4人	1人以上	3人
教職に関する科目	2区分4人以上	同8人	1人以上	2人

[3] 指定保育士養成課程

本学同学科の指定保育士養成課程に係る専任教員数

	教科担当専任教員数
法令が定める専任教員数	5系列に7人以上
在職者数	5系列に12人

また、本学同学科は保育と幼児教育に係る専門的能力の幅を広げることができるように、副次的な教育課程として、①レクリエーション・インストラクター資格取得課程、②キャンプインストラクター資格取得課程、③ピアヘルパー資格取得課程、④おもちゃインストラクター資格取得課程を設置している。

[4] レクリエーション・インストラクター資格取得課程

本学のレクリエーション・インストラクター資格取得課程に係る専任教員数

認定協会が定める専任教員数	1人以上
在職者数	1人

[5] キャンプインストラクター資格取得課程

本学のキャンパスインストラクター資格取得課程に係る在職者数

認定協会が定める教員数	1人以上
在職者数	1人

ピアヘルパー資格取得課程及びおもちゃインストラクター資格取得課程については、本学に在職者を置くことは必須の条件ではない。

本学の専任教員 12 名のうち 7 名は、本学の設立に当たり「短期大学設置基準」については大学設置・学校法人審議会が行った専任教員の適格者審査、教員免許認定課程については課程認定委員会が行った専任教員の認定審査、指定保育士養成課程については厚生労働省関東信越厚生局が行った審査のすべてにおいて、その職位を含め適格認定を得た教員である。また、その後に入職した 5 名の専任教員も学歴、教育研究歴等において十分な資格を有する教員である。本学の専任教員の教授、准教授、専任講師、助教などの職位は、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他経歴等に関する評価において、「短期大学設置基準」の規定を充足している（備付資料 32）。

本学の専任教員の年齢は、50 代が 5 名、40 代が 4 名、30 代が 2 名、20 代が 1 名で、全体としてバランスの取れた年齢構成となっている（備付資料 34）。

本学は学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、主要科目の多くに専任教員を配置するとともに、一定の科目に特色ある教育研究実績を持つ非常勤教員を配置し、また、音楽教育系演習・技能科目に非常勤教員 5 名を加えて実技指導が円滑に行われるようにしている。

本学同学科には、専任教員の他に 16 人の非常勤講師（備付資料 33）が勤務し、その専門性を生かして専任教員がカバーしきれない領域の教育活動に従事し、教育活動の充実に貢献している。

現在、本学は補助教員を配置していないが、専任教員の複数配置や専任教員と非常勤講師の共同配置などの措置によって、複数の教員を配置することにより教育効果を向上させることができる科目については、複数教員を配置する体制をとっている。

本学教職員の就業は「学校法人小池学園就業規則」に基づき、教員の採用選考と昇任は、本学学則、「任用教授会規程」「教員選考規程」「教員選考基準」に基づいて行っている。教員の昇任については、任用教授会の審議を経て准教授 2 名が平成 26 年度から教授に昇任した。

（b）課題

本学は入学定員 80 人の小規模短期大学であるので、教員組織の人数も少なく、専任教員各人が学校運営に費やす労力が過大となる傾向がある。教育活動と学校運営の密度をあげ、教育の質を飛躍的に向上させようとする、教員の負担が増大する。将来は余裕のある教員配置が望まれるところである。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づい

て教育研究活動を行っている。

(a) 現状

専任教員は、学習成果の向上をめざした教育研究活動のために、学内の関係部署と連携している。具体的には、実習における学生の状況について、教員と実習担当事務職員が情報共有し連携して学生指導を行い、学生の出席管理を Toho Link で行って、学生の出席状況を全教員で共有し、出席率が 66%以下の学生を出席率警告リストで確認し、協力して指導する体制をとっている。専任教員個々人の研究領域等について、本学ウェブサイト [大学案内] (提出資料 3 及び備付資料 19) に掲載して公開している。また、平成 23 年度、平成 24 年度の「年次報告書」、平成 25 年度の「自己点検・評価報告書」に専任教員の研究業績表を掲載し、学内外に公表している。

専任教員は、科学研究費補助金に開学時から積極的に応募してきた。平成 26 年度開始の科学研究費補助金の申請については 2 名の専任教員が採用された(備付資料 35)。

専任教員の研究活動に関する規程は整備されており、専任教員の研究活動を発表する機会を保障するため、学校法人小池学園の「研究紀要」(備付資料 36、37、38) を定期的に発行している。

平成 24 年度～平成 26 年度 専任教員の研究業績表 (平成 27 年 5 月 1 日在職者)

学科名	氏名	研究業績					国際的活動の有無	社会的活動の有無	備考
		職名	著作数	論文数	学会等発表数	その他			
幼児保育学科	正司顯好	教授	0	3	2	3 ^{注1}	無	有	幼稚園・保育所での園内研修
	栗本浩二	教授	0	1	0	32 ^{注2}	有 ^{注3}	有	展覧会活動、美術系雑誌等の作品掲載
	落合知美	教授	0	0	0	12 ^{注4}	有 ^{注5}	有	幼稚園音楽コンサート総合舞台監督、国技館 5000 人の第九コンサート合唱指導
	土井晶子	教授	共 1	5	3	1 ^{注6}	無	有	市町村の介護予防教室や、保育所等での講師、NPO 法人理事 (保育園)
	高橋美枝	教授	共 7	6	2	1 ^{注6}	無	有	教員免許状更新講習講師、小中学校教員対象研修会 (教育相談) 講師
	浅香 勉	准教授	共 2	0	2	0	無	有	那須塩原市子ども子育て会議会長、栃木県子育て環境推進会議委員、野木町要保護児童対策地域協

									議会委員等
前徳明子	講師	0	2	0	1 ^{注7}	無	有		幼少研での講座講師、 NPO 法人理事、園内研修 講師、子育て支援活動、 第19回、第20回紙芝居 サミット実行委員
岩崎桂子	講師	共 2	2	0	2 ^{注6}	無	有		レクリエーション協会での 講演会講師、福祉サー ビス第三者評価者として の活動
二宮祐子	講師	共 6	8	5	3 ^{注8}	無	有		保育所での園内研修
金子亜弥	講師	0	1	0	0	無	無		
笹川啓一	助教	共 4	0	1	0	無	無		
堂山亜希	助教	共 12	18	10	0	無	無		

【注】 1. 他大学での特別講座 2. 個展 グループ展 3. NYC、MIAMI Art Fair 参加 4. 演奏活動 5. 演奏活動 6. 全国保育士養成協議会「保育士養成研究」に事例報告掲載（共著、査読つき） 7. 全国保育士養成協議会関東ブロック業務報告掲載 2013年3月 8. 東京学芸大学重点研究成果報告書、文部科学省委託教員の資質能力追跡調査事業 平成21年度成果報告書、連合学校教育学連携プロジェクト成果報告書

専任教員の研究を行う研究室が各人に1部屋あてがわれており、机、パソコン、カラーレーザープリンター、書棚、ロッカーなどの必要備品も整備されている。

専任教員は、週に1日、研究日があり、研究、研修を行う時間が確保されている。専任教員は各年度の初めにその年度の研究計画書を提出し、これに基づいて研究活動を行い、3月末にその年度の研究報告書を提出している。小規模の短期大学であることから、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程はない。

FD活動については、開学当初よりFD委員会規程を定め、その中の任務・業務に沿った活動を実施してきた。具体的には、建学の精神や本学の教育理念、教育目的等と教育課程の相互関係や、資格・免許取得課程の教育理念、教育目的等と教育課程の相互関係など、授業展開の基礎となる教育認識を充実、発展させるために、年1～2回FD研究会を実施した。また、年2回学生による授業評価アンケートを実施し、その結果について各年度2回のFD研修会を開催し、授業向上に向けてのディスカッションを行ってきた。学生による授業アンケートの結果は学生に掲示により公表している。また、毎年、公開授業を実施している。

開学年度からの FD 研究会開催状況

	開催年月日	テーマ
平成 23 年度	平成 23 年 6 月 16 日	「埼玉東萌短期大学の教育理念、教育目標について 共通理解を深めよう」
平成 24 年度	平成 24 年 9 月 20 日	「本学の教育理念と教育課程の構造」「本学の教育 理念と重点科目の位置づけ」
平成 25 年度第 1 回	平成 25 年 6 月 20 日	「子ども・子育て関連 3 法に関する研究会」
平成 25 年度第 2 回	平成 25 年 12 月 7 日	「子ども・子育て支援新制度に関する研究会」
平成 26 年度	平成 26 年 11 月 6 日	「新たな未来を築くための大学教育の質的転換の 取組」

専任教員は、学習成果を向上させるために、図書や DVD 等の視聴覚教材の充実については図書館と、教室におけるプロジェクターやパソコン、スクリーン等の環境については総務課と、シラバスの充実や規程の整備については教務課と連携している。また、各委員会組織には専任教員だけでなく事務職員も所属して、緊密な連携の基に学習成果向上に取り組んでいる。

(b) 課題

教育研究活動をさらに活性化するために、FD 研究会、FD 研修会、公開授業、その他の教員間の教育研究活動に関する検討会や交流会などを設けるとともに、日常的に教員間で率直な意見交換などが行えるような職場の空気を醸成し、教員間の相互交流を深化、発展させていく必要がある。

基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

(a) 現状

事務組織は「学校法人小池学園組織規程」（以下、学校法人小池学園を省略）及び事務組織図に基づき配置され、また「事務分掌規程」により各部門の業務・役割が規定されており、事務組織の責任体制が明確である。

学園全体としては、事務組織を統括する法人本部の他、埼玉東萌短期大学、武蔵野星城高等学校、専門学校東萌ビューティーカレッジが置かれ、組織の長として法人本部長、学長、校長をそれぞれ配置している。短期大学事務室の事務組織は事務長の下、庶務課、教務課、学生課、図書館課、入試広報課で構成されている。また、総務及び経理関係業務については法人本部の法人事務局総務課及び経理課が、入試広報関係業務については同じく法人本部の入試広報部高等教育課が、本学の業務を兼務している。

平成 26 年度は開学 4 年目となり、専任の事務職員（備付資料 39）は、自己啓発努力に加え実践経験を積み重ねたことにより、現在では事務をつかさどる専門的な職能を有している。

「組織規程」「事務分掌規程」及び事務組織図に基づき業務を遂行しており、「伺いに関する手続きの規程」「文書管理規程」「文書取扱規程」「公印取扱規程」「個人情報の保護に関する規程」「情報公開規程」「公益通報等に関する規程」「経理規程」「経理規程施行細則」「監事監査規程」「固定資産及び物品管理規程」「科学研究費補助金取扱規程」「資産運用規程」「予算編成規則」「予算執行規程」「固定資産及び物品調達規程」等、事務関係諸規程を整備している。

事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。事務室は本館 1 階にあり、庶務課、教務課、学生課、入試広報課を配置している。また、法人事務局総務課及び経理課は 4 号館 1 階に、図書館課は 5 号館 1 階に設置している。事務職員には事務机とキャビネット等の備品のほか、業務用として 1 人 1 台のパソコンを割り当て、プリンターはおおむね 2～3 人に 1 台を備え付けている。

平成 26 年度に制定された「防火・防災管理規程」並びに消防署に届け出た「消防計画」に基づき防災対策は講じられており、「防災マニュアル」も整備されている。学生、教職員を対象にした避難訓練も年度計画で実施し、反省点を次回の訓練に活かしている。

また、平成 26 年度に制定された「情報セキュリティポリシー」に基づき、パソコンにアンチウイルスソフトをインストールするなどの基本的な情報セキュリティ対策も講じられている。

平成 26 年度に「スタッフ・ディベロップメント (SD) に関する規程」が制定され、これに基づき学園内で事務職員対象の研修会を定期的に行っているほか、日本私立短期大学協会、埼玉県私立短期大学協会等他団体が主催する外部研修会にも教員と共に事務職員も出席し、専門的な職能の向上を図っている。これらの活動を通じて、業務の見直しや事務処理の効率化に向けた努力がなされている。

毎週定期的に、事務職員全体で各部署の業務報告並びに懸案事項等を話しあう各課連絡会が開かれており、部署間の情報の共有による連携強化と業務改善に役立てられている。

専任職員は、本学に設置されている各種委員会の構成メンバーとして任命されており、委員会活動を通じて学習成果を向上させるために教員と緊密に連携している。

(b) 課題

基本的な防災対策、情報セキュリティ対策は講じられているが、万一大規模災害が発生したとき、また情報漏洩等の被害が起きたとき、有効な対策が講じられるかが課題である。想定される事象ごとに訓練を計画的に実施していく必要がある。なお、情報セキュリティについては、平成 26 年度に制定された「情報セキュリティポリシー」に基づき、規程やマニュアルを早急に整備していく必要がある。

基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。

(a) 現状

教職員の就業に関する規程として、「就業規則」「非常勤・臨時教職員就業規則」「給与規程」「退職金規程」「出張旅費規程」「通勤手当規程」「慶弔規程」「定年後再雇用規

程」「育児・介護休業等に関する規程」「コンプライアンス推進規程」「ハラスメント防止規程」「研究倫理規程」「個人情報の保護に関する規程」「公益通報等に関する規程」「私有車の業務上使用に関する規程」を整備している。

教職員の新規採用時には就業に関する諸規程について法人事務局総務課等の各担当者が詳しく説明をするとともに、教職員の就業に関する規程をいつでも閲覧できるよう、各関係部署に規程集ファイルとして常備している。また、規程の改正や制定が行われた場合には、通達や会議等を通じて教職員に周知徹底している。

教職員の就業は諸規程に基づいて各部署において適正に管理されている。加えて、法人事務局総務課は辞令交付、昇給、昇任等の人事管理のほか、出勤簿、各種届出書類等により労務管理も併せて適正に管理している。

(b) 課題

例外や拡大解釈の余地を残さぬよう諸規程を不断に見直し、就業が諸規程に基づき適正に行われているかを複数の管理職者が常時チェックしていく努力が必要である。

基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

本学の教育研究活動を今後さらに活性化していくためには、活動を支えている教員組織と事務組織を共に活性化し、両組織の連携強化により各方面において相乗効果を高めていく必要がある。

開学から4年の間に設置された基本的な組織が定着し、基準を満たす人員も配置されているが、本学が今後一段と飛躍・発展していくためには、人員の量と質の改善方策、さらにはこれら人的資源の有効活用の課題に真剣に取り組んでいく必要がある。

まず、活動を阻害しているものは人員のマンパワーの問題か、それとも人員の能力向上により解決される問題なのかを分析・検討することが重要である。仮に、根本的に人員が不足しているとの結論が出れば躊躇せず速やかに補強を行い、人員の能力や質の問題だとの結論が出ればOJTや研修派遣等により能力向上を図るなどの措置をとる。さらには、人事管理の問題だとの結論が出れば、マネジメント能力向上のための管理者研修や人事異動も必要となる。

学校法人全体では、体系だった業務マニュアルや研修制度が未整備であるので、今後速やかに整備する。

また、人員のモチベーションを維持・向上させていくためには、組織目標を毎年度定め、その目標達成のためには自分が為すべきことは何かを期初に申告させ、期末に1年を振り返りその進捗・達成状況を自己申告させ評価する目標管理制度を導入する。これに合わせて、各人の1年の成果を処遇に適切に反映させていく人事評価制度も導入する。

提出資料

[なし]

備付資料

- ◆ 専任教員の個人調書
32. 専任教員の個人調書
- ◆ 非常勤教員一覧表
33. 非常勤教員一覧表
- ◆ 教員の研究活動について公開している印刷物等
19. ウェブサイト[大学案内] <http://www.saitamatoho.jp>
- ◆ 専任教員の年齢構成表
34. 専任教員の年齢構成表
- ◆ 科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表
35. 科学研究費補助金獲得状況一覧
- ◆ 研究紀要・論文集
36. 小池学園研究紀要第11号（平成25年3月15日発行）
37. 小池学園研究紀要第12号（平成26年3月15日発行）
38. 小池学園研究紀要第13号（平成27年3月15日発行）
- ◆ 教員以外の専任職員の一覧表
39. 埼玉東萌短期大学専任職員一覧

基準Ⅲ-B 物的資源

基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

(a) 現状

現在の校地面積は、3,174.74 m²あり、学生定員160名(1学年80名)に対して、1人当たり約19.84 m²を確保しており、短期大学設置基準面積の1,600 m²(収容定員160名×10 m²)を充足している。運動場としては、3,060 m²のグラウンドを校舎から徒歩1分の場所に有しており、武蔵野星城高等学校と共用している(備付資料40)。

現在の校舎面積は、4,027.07 m²の校舎を有しており、「短期大学設置基準」の規定である基準校舎面積2,350 m²(収容定員200人までの場合かつ教育学・保育学関係)を充足している。全館(本館、4、5号館)入口に自動ドア、5号館入口に車椅子用のスロープ、本館にエレベーター、本館1階及び5号館1階に多目的用トイレを設置している。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実習室を用意しており、4号館に講義室3室、実習室3室、演習室1室、PC室1室、5号館に講義室3室、演習室1室、多目的室1室、音楽室1室、ピアノレッスン室2室、ピアノ個人練習室10室を設置している(備付資料41)。平成25年度には5号館の講義室1の机と椅子をすべて入れ替えた。その後5号館の講義室の一部と演習室の面積が狭く授業に支障が出るとの意見があったため、平成26年度は5号館の続き部屋の演習室と講義室1と講義室2の壁2枚を1枚に減らし、3教室(演習室、講義室1、講義室

2)を2教室(演習室、講義室1)に変更した。これにより1室の面積が拡大でき、学生が授業を受けやすい環境整備ができた。また演習室の机と椅子をすべて入れ替えた。

通信による教育を行う学科については、現在設置していない。

授業用の機器・備品については、5号館2階の全教室にノートパソコンを1台ずつ設置している。また、演習室、講義室1、講義室2にプロジェクターを1台ずつ設置し、大講義室には、プロジェクターから投影された画面が教室後方からは見にくいとの意見があったため、大型液晶モニター4台を新設した。これにより、ノートパソコンの画面やOHCを通して講義資料や書き込みの様子を視認性の高い映像で映せるようになり、教室後方からでも講義の進行状況をより確認しやすくなった。その他講義用として卓上式プロジェクター1台、OHC2台を用意している。

3号館2階に678.95㎡の体育館を有しており、武蔵野星城高等学校と共用している。本学の体育の授業やクラブ活動などで使用している。

5号館1階に476.88㎡の附属図書館を有している(備付資料42)。専門書、絵本、紙芝居や雑誌まで、多岐にわたる書物を所蔵している(備付資料44)。

平成27年3月31日現在、蔵書数16,512冊(うち外国書1,868冊)、学術雑誌64タイトル、視聴覚資料219点、閲覧席数48席を有している(備付資料43)。その他、図書館内に多目的学習室があり、座席数8席を通常設置しており、グループ学習や演習形式の少人数授業、図書館図書を使用したサークルミーティングなどさまざまな目的で使用されている。

附属図書館内に「こども図書館コーナー」を設置し、4,000冊以上の絵本や紙芝居を整備して授業や実習に供しているほか、地域住民にも開放している。

「附属図書館収集管理規程」及び資料収集に関する方針を定め、教職員や学生、地域の利用者の推薦や要望を基に附属図書館運営委員会で購入図書を選定している。図書や雑誌について学生や教員の要望を随時受け付けるほか、アンケート調査も実施して要望を聞き、購入の参考にしている。

開館して間がないため資料の廃棄はない。廃棄に関しては「附属図書館収集管理規程」に規定している。消耗品扱いの新聞や雑誌については保存年限を定めており、今後適切に廃棄していく計画である。

レファレンスブック(参考図書)については、辞書、事典、白書、年鑑等460冊を整備してレファレンスコーナーに別置している。当該コーナーに配架しきれない一部の事典や便覧、ハンドブック、〇〇年史などを広くレファレンスツール(参考図書及び関連図書)として位置づけ、日本十進分類法に基づいて教養図書や専門図書と一緒に配列して利便性を高めている。刊行から年数が経過している資料や旧版は別途保管している。

平成23年度～平成26年度附属図書館利用実績は次のとおりである。

各年度の利用者区分別利用状況

利用者 区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	貸出冊数(冊)	貸出人数(人)	貸出冊数(冊)	貸出人数(人)	貸出冊数(冊)	貸出人数(人)	貸出冊数(冊)	貸出人数(人)

埼玉東萌短期大学

学生	2130	1004	3426	1555	3813	1770	3729	1777
教職員	535	240	845	320	991	338	980	319
小池学園の 他校の生徒	8	5	12	3	1	1	1	1
本学卒業生	9	3	46	17	128	41	151	44
東萌会職員	24	8	31	11	17	6	161	48
地域住民	3616	1147	4483	1488	5964	1919	7401	2296
団体他	56	19	227	18	224	37	433	54
合計	6378	2426	9070	3412	11138	4112	12856	4539

*平成23年度学生は東萌保育専門学校2年生を含む。

*「本学卒業生」は本学の前身である東萌保育専門学校卒業生を含む。

*「東萌会」は、学校法人小池学園と姉妹法人の社会福祉法人である。

*「団体他」はオープンキャンパス等での貸し出し等を表す。

附属図書館利用登録者数

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学生	118	142	162	165
教職員	46	52	62	69
小池学園の 他校の生徒	8	8	19	24
本学卒業生	4	52	117	189
東萌会職員	4	4	8	17
地域住民	255	408	559	685
団体他	3	3	3	5
合計	438	669	930	1154

*平成23年度学生は東萌保育専門学校2年生を含む。

*「本学卒業生」は本学の前身である東萌保育専門学校卒業生を含む。

*「東萌会」は、学校法人小池学園と姉妹法人の社会福祉法人である。

*「団体他」はオープンキャンパス等での貸し出し等の際の部署を示す。

文献複写枚数

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
館内資料複写	71件	170枚	45件	156枚	94件	458枚	40件	108枚
文献複写取寄せ	0件	0枚	17件	96枚	108件	674枚	15件	59枚
館外へ送付	9件	149枚	3件	29枚	4件	37枚	2件	15枚

レファレンス受付件数 (単位: 件)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
未集計	429	458	464

相互貸借 (単位: 件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
貸出	0	0	0	1
借受	2	5	3	0

パソコン利用件数 (単位: 件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A V 視聴	1330	956	476	407
デスクトップ	3027	3122	2768	3060
ノート	133	390	557	400
合計	4490	4468	3801	3867

多目的学習室利用件数 (単位: 件)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
155	254	270	332

(b) 課題

適切な広さと設備を有する運動場と体育館を有しているが、武蔵野星城高等学校と共用のため、随時使用ができない。利用可能時間の確保のため、高校との日程調整を密に行う必要がある。

校地と校舎の一部は、障害者に対応しているが、校舎のすべてがバリアフリーではないため、障害者が別棟へ移動する場合や4、5号館においては2階以上への移動が困難となっている。そのため、今後の改善策を検討していく必要がある。

図書館は、面積としては学生数に比すれば充足しており、学生の居場所ともなっているが、ワンフロアであるため学生の話し声が図書館全体に伝わってしまうことがあり、マナー向上を啓発しつつ、将来的に施設面での環境改善を検討する必要がある。また、学生一人当たりの蔵書冊数は約100冊となるが、より適切に資料を提供できるよう、レファレンスブック(参考図書)、専門図書や絵本、紙芝居をさらに充実させるとともに、小説、エッセイなど所蔵が少ない分野の図書も整備する必要がある。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

(a) 現状

「固定資産及び物品管理規則」等の財務諸規程を整備している。そして、「固定資産

及び物品管理規則」に従い、施設設備、物品を維持管理している。

火災・地震対策、防犯対策のための規則については、学生及び教職員に配付する「学生便覧」に火災・地震対策として「防災マニュアル」を、防犯対策については「学生便覧」の「学生生活の手引き」に悪徳商法や盗難に関する注意を記載している。また、急な災害に即応するために、携帯可能なポケットサイズの防災マニュアルを2つ（「埼玉東萌短期大学火災発生時対応マニュアル学生用」「埼玉東萌短期大学大規模地震対応マニュアル学生用」）作成し、学生及び教職員全員に年度初めに渡している。

火災・地震対策として、本学は平成26年5月に全学の学生及び教職員参加の避難訓練を実施した。この避難訓練は、学生、教職員ともに整然と行われ、きわめて良好な結果であった。附属図書館では、地域開放しているため、図書館独自に避難行動計画を作成し、地域市民を含む図書館利用者の避難行動及び避難誘導のシミュレーションを同年4月に実施した。火災探知機、消火栓、消火器、防火扉などは、半年に一度、専門業者による定期点検を行い、消防署に報告している。平成24年度は8月と3月に、平成25年度は8月と3月に、平成26年度は9月と3月に、それぞれ実施した。

コンピュータには全台にセキュリティソフトを導入している。コンピュータ本体にはワイヤーロックを施している。コンピュータごとにパスワードを設定している。

使用しない電気器具はコンセントを抜くか電源を切る。休憩時間は照明の電源を切ることを行い、新規購入の電気器具は省エネタイプの物を導入するようにしている。学校が開門して業務を行っている日における最終退勤者は、施錠前に学内の各部屋の巡回を行い、エアコン等の消し忘れのチェックを行っている。また、ゴミの減量や分別を徹底し、資源ごみはリサイクルに出している。また、エアコンの使用時期や温度設定の徹底管理を行っている。冷房は7月1日から使用可能とし27℃設定、暖房は12月1日から使用可能とし23℃設定に調節している。

(b) 課題

「固定資産及び物品管理規則」（消耗品等の管理を含む）等、財務諸規程を含め、法令の改正等、実情に合わせて規程の整備を実施しているが、今後も継続していく。そして、それらの諸規程に従い施設設備、物品の維持管理も継続して実施していく。

火災・地震対策、防犯対策のためのマニュアル等も、訓練結果に基づく改善点、現状を考慮したうえで適宜更新していくことで、より実用的なものにしていく。

火災・地震対策、防犯対策のための点検、訓練の結果を踏まえ、改善点など今後につなげていくために随時内容を見直し、対策やマニュアルに反映していく。また、その内容を全学において共通認識し、点検、訓練時の重要な確認事項として改善されたかどうかの検査を実施していく。

コンピュータシステムのセキュリティ対策を適切に行っているため、外部からの不正アクセスやデータ持ち出しを防いでいるが、内部においては、データの持ち出しが容易にできる状態にある。そのため、データのやりとりが必要な場合には、セキュリティ機能付きのUSBメモリの使用やデータ自体にパスワード設定をすることを徹底する必要がある。将来的には、データを一元管理するためのサーバーの導入を検討する。

省資源対策として、紙資料のデータ化によるペーパーレス化、プリンター用のリサイクルトナーの活用等を検討する必要がある。

基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

授業に使用する普通教室で唯一入れ替えがなされていない講義室2の机と椅子の入れ替えを検討する。

備品、消耗品等の物品については、管理規則に基づき、耐用年数、利用状況、導入コスト、即時性等を考慮し、最適な環境を整備すべく、適宜入れ替え等を実施する。

校舎間のバリアフリー化を推進するため、本館と4号館、4号館と5号館の間の通路の段差を解消する工事の実施を検討する。

附属図書館では、専門図書や絵本等の整備はもちろん、特に小説、エッセイなど所蔵が少ない分野の図書の整備計画を立て充実させるとともに、附属図書館運営委員会を中心に、図書館内における学生マナー向上について検討していく。

パソコンデータを、USBメモリを使用して取り扱う場合には、メモリ内のデータをパスワードで管理できるUSBメモリの使用を義務化することを検討する。

コンピュータデータの共有や一元管理を目的とした学内サーバーの導入を検討する。

上記の検討内容も踏まえて、工事の実施計画及び設備の導入計画を立て予算の策定をしていく。

提出資料

[なし]

備付資料

- ◆ 校地、校舎に関する図面
 - 40. 全体図、校舎等の位置を示す配置図、校地間の距離
 - 41. 用途（室名）を示した各階の図面
- ◆ 図書館、学習支援センターの概要
 - 42. 附属図書館平面図
 - 43. 蔵書数、学術雑誌数、AV資料数、座席数等
 - 44. 附属図書館案内

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

(a) 現状

本学は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、コンピュータ教室その他の特別教室を整備するとともに、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

教育研究活動に使用する情報機器として、PC室にデスクトップパソコン49台（備付資料46）、本館2階のパソコンコーナーにデスクトップパソコン10台、附属図書館にデスクトップパソコン17台（うち4台にブルーレイディスク再生ドライブ及びヘッドホン）を装備。館内の多目的学習室にハードディスク／ブルーレイレコーダー及び液晶モニターを設置）、ノートパソコン4台を整備している。

また、学科の教育課程の特質から、図画工作や造形、造形表現の授業のために図画工作室を、音楽や音楽表現の授業のために音楽室、ピアノレッスン室、ピアノ個人練習室を、体育や身体表現の授業のために体育館、クリエイティブホール、グラウンドを、小児栄養の授業のために栄養実習室を、保育の授業のために保育演習室やはぐくみの広場を設置している。

通常の講義や演習に使用する教室には、情報機器としてノートパソコン4台、教室固定のプロジェクター4台、卓上式プロジェクター1台、OHC2台、DVDプレーヤー1台を整備している。平成26年度には、新たに天吊り型大型モニター4台を設置し、パソコン、OHC等を接続して教室のどの席からも授業教材、資料などをより鮮明に観ることができるよう改善し、効果的な機器構成を実現した。また、平成26年度には電子ピアノ4台と電子キーボード5台の増設を行い、図画工作室の学生の作品展示スペースを、掲示板を交換し枚数を増設して2倍の広さに拡充した。

その他の技術的資源と設備についても、本学は計画的に維持、整備しつつ、適切な状態を保持するよう努めている。グランドピアノとアップライトピアノについては、定期的に調律を行い、適切な状態を維持しており、情報機器についても保守、点検を継続的に行い、機能不全を防ぎ、操作の利便性を高めるよう努めている。本学では教育に関わる備品や技術的資源の使用状況や耐用年数等を把握しながら、本学の教育課程編成・実施の方針に基づいて、常にそれらの分配を見直して計画的に活用している。

本学は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。本学は、基礎教養科目として「情報機器演習Ⅰ」（必修科目）、「情報機器演習Ⅱ」（選択科目、幼稚園教諭二種免許状取得のための必修科目）を開講し、学生の情報技術向上に関するトレーニングを行っている。また、履修登録、授業の出席管理、授業科目の履修状況の確認、卒業及び資格や免許状取得に必要な授業科目履修状況の確認、学業成績管理などに係る作業をウェブサイトで行うToho Linkを平成26年度から導入したが、導入に際しては「履修登録マニュアル」を発行し、4月のオリエンテーションの際に教務委員の教員と職員、担任、副担任などがToho Linkを使用する際の履修登録指導を行うなど、Toho Linkの使用法の説明と操作方法の指導を行った。そして、非常勤講師を含む本学の全教員に対してもToho Linkの用途とその操作方法についての説明会兼講習会を開き、教員の側もToho Linkの操作に習熟するよう配慮している。

また、教員に対しては、情報機器を利用した効果的な授業を行うことができるよう、授業で使用するOHCなどの情報機器についても適宜に講習を行っており、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術を向上させる措置をとっている。

各教室の機能差が縮小し、パソコンに接続したプロジェクター及び教員用パソコン

の全教室への導入を行った結果、教員は新しい情報技術などを活用して、学生の学力向上に効果的な授業を行っており、パソコン、プロジェクター、電子黒板ソフトの利用によって、プレゼンテーションソフト等で作成した資料やDVDソフト等の情報を、瞬時に学生に提示することができるようになっている。

本学は、教職員が学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータの整備を進めている。教員の教育研究活動や学校運営に資するために、専任教員の研究室12室のすべてにパソコン及びプリンターが配置されている。平成26年度は、非常勤講師室にノートパソコン2台とプリンター1台の新規導入を行った。また、事務室には職員1名に1台のパソコンが配置されており、メールなどにより教員との意思疎通を図っている。

本学では、学生の学習支援のために、学生は学内のパソコンからLAN接続によるインターネットに接続して必要な情報を入手したり、調べものに利用したりすることができるようになっている。教室や附属図書館からは、学生及び教職員は無線LAN接続によりインターネットに接続して利用することができるようになっている（備付資料45）。

高度情報化社会の今日、情報機器の発達は一歩一歩である。情報機器の効果的な運用は、教育研究活動においても、その一環としての学校運営活動においても、きわめて重要なファクターとなっている。学生の学習活動においても情報機器の運用能力に習熟することは、必須のアイテムとなった。高度な発展を遂げつつ急速に変貌する情報機器や情報技術について、時代の変化に遅れることなく適切に対応していくことは、本学の教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を推進していくための欠かせない条件となっていることを認識して取り組んでいる。

(b) 課題

パソコンやソフトウェアは、短期間で新商品（バージョンアップ含む）、新技術が出てくるので、学生の実習先や将来の就職先となる保育所や幼稚園等の現場と大きな差異ができぬよう機能向上を図っていく必要がある。

学生が学内LANに接続できるポイントは学内の一部の範囲に限られている。そのため、学内全体でToho Link等のインターネットに接続できるようにするため、無線LAN接続ポイントを本館や4号館にも拡大していく必要がある。

情報技術の基礎的操作能力に習熟していない教員を皆無にすることをはじめ、教員の情報技術の活用能力をさらに高めていくため、継続した情報技術研修会の実施や外部講習会への参加を検討する。

将来に向けて、音楽の授業で用いる電子キーボードの更新計画を予算化していく必要がある。また、他の設備や備品ごとの耐用年数・使用年数を把握し、計画的に予算化していく必要がある。

授業用データベース、レポート提出システム、休講や補講情報、学校からの連絡事項等の情報提供システム、その他学生出欠管理、証明書発行システム等、教務システムが稼働して間もないが、稼働を重ねていくことでシステムの最適化を図っていく必要がある。

OHC の数を増やし、パソコン、モニター、プロジェクターなどと連動した効果的な授業環境をより充実させることを検討する。

図書館内のパソコンの台数はスペースの関係で適切なものといえる。しかし、学生の利用度を考えると教室などで使用できるノートパソコンの増設を検討する必要がある。

学生のパソコン環境を図書館やPC室を含めて学内で総合的に検討する必要がある。

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

全学におけるパソコンやそれに関連する機器も含めて、ハードウェア及びソフトウェアの新機能への向上と統一を図るため、時代に合った同一の機器や最新バージョンのソフトの導入や増設を検討していく。

無線 LAN 接続ポイントを5号館以外にも拡大するため、パスワード管理による無線 LAN 機器の増設を検討する。

教務システムの稼働状況を把握したうえで、システムの最適化に関する短期的・長期的計画を立てる。

上記の検討内容も踏まえて、設備や備品ごとの更新計画を立て予算の策定をしていく。

提出資料

[なし]

備付資料

- ◆ 学内 LAN の敷設状況
45. 学内 LAN 敷設状況
- ◆ マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図
46. コンピュータ教室の配置図

基準Ⅲ-D 財的資源

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

(a) 現状

学校法人全体の資金収支は、平成 24 年度から平成 26 年度の過去 3 年間改善傾向を示しており、繰越支払資金は高校のグラウンド用地を自己資金により取得した平成 24 年度の 98,145 千円の減少から平成 25 年度には 34,945 千円の減少に減少幅が縮小し、平成 26 年度には 33,145 千円の増加に転じている。一方、短期大学の資金収支は、法人の他部門との資金移動額を調整すると、繰越支払資金は平成 24 年度 12,399 千円の減少、平成 25 年度 3,419 千円の減少、平成 26 年度には 43,626 千円の増加となっており、短期大学の動向が学校法人全体に色濃く反映している（提出資料 14、18）。

学校法人全体の消費収支についても、平成 24 年度から平成 26 年度にかけては改善

途上にあるといえる。即ち、上述の設備投資による平成 24 年度の 169,925 千円の支出超過から平成 25 年度には 51,845 千円の支出超過に支出超過が大幅に縮小した。その後、平成 26 年度は高校及び専門学校の生徒数の減少により 77,835 千円の支出超過にやや逆戻りした。一方、短期大学の消費収支は平成 24 年度 66,249 千円の支出超過から、平成 25 年度 29,705 千円の支出超過、平成 26 年度 26,707 千円の支出超過と支出超過幅が着実に縮小してきている。短期大学開学から数年が経過し、短期大学の収容定員充足率が 95%前後に安定してきたことによる学納金の漸増や、完成年度を経過し平成 25 年度より経常費補助金の交付対象となったことなどが主な要因である（提出資料 14、18）。

帰属収入から消費支出を控除した帰属収支差額は平成 25 年度に学校法人全体で僅かながら黒字に転換したが、平成 26 年度には学校法人全体で 53,295 千円の赤字、そのうち短期大学は 16,754 千円の赤字を計上している。赤字の理由としては、法人全体では収容定員未充足による学納金等の伸び悩みに加え、退職金支払等人件費の増加、高校の校舎の外壁改修工事等による経費増があげられる。短期大学単体では、学納金の伸び以上に人件費と経費の増加が大きかったことによる。根本的な要因が収容定員未充足により消費支出を賄うだけの十分な収入が得られていないことには変わりはない（提出資料 16）。

貸借対照表の状況は、平成 24 年度に自己資金により高校のグラウンド用地を取得したため、流動資産が減少し流動比率が前年度末の 248%から 200%を下回る水準にまで低下している。しかし、他人資金と自己資金の関係比率である負債比率は過去 3 年間 20%前後で比較的健全に推移しており安定しているといえる。因みに、長期借入金は約定どおりに返済し、確実にその額を減らしている（提出資料 15、19）。

短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係は上述のとおり把握している。

既述のとおり、短期大学及び学校法人全体のキャッシュフローは過去 3 年間で赤字から黒字に転換しているが、学校法人全体の教育研究活動のキャッシュフローについては連続して黒字を維持している。また、負債比率は 20.8%、自己資金構成比率 82.8%と学校法人全体の財務比率は一定の水準をキープしており、短期大学の存続を可能とする財政が維持されている（提出資料 17）。

退職給与引当金は目的どおりに毎年度 100%引き当てられている。

安全かつ効率的な資産運用を図ることを目的に「学校法人小池学園資産運用規程」を平成 25 年度に制定し、これに基づき資産運用を安全かつ適切に行っている。

教育研究経費は学校法人全体では帰属収入の 23%（過去 3 年間平均）であり、目安である 20%程度を超えている。短期大学単体では過去 3 年間平均で 36%となっている（提出資料 16）。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分は、平成 26 年度に策定された中長期財政計画及び予算編成方針に基づいた毎年度予算により適切に配分されている。

短期大学の平成 24 年度から平成 26 年度の過去 3 年間の入学定員充足率は平均で 95.8%、収容定員充足率は平均で 91.2%であり、少子化など厳しい環境下ながらも健闘しているといえなくはないが、今後の持続的発展のためには決して満足な水準では

ない。因みに平成 27 年度の入学定員充足率は 102.5%と充足し、平成 26 年度比改善したが、収容定員充足率は 95.6%と、平成 26 年度比でやや低下している (p. 14 参照)。

短期大学単体の消費収支比率は収容定員充足率と密接に関連しており、収容定員充足率が平成 24 年度の 83.1%から平成 26 年度の 96.9%に上昇するのに相応して、平成 24 年度 149.1%、平成 25 年度 116.0%、平成 26 年度 113.1%と支出超過ではあるが改善傾向で推移している (提出資料 14、18、備付資料 48)。

次年度繰越支払資金前年度比増減の推移 (単位:千円)

区分	摘要	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期大学	前年度繰越支払資金	0	5,186	78,455	20,430
	次年度繰越支払資金	5,186	78,455	20,430	64,056
	前年度比増減	5,186	73,269	△58,025	43,626
法人全体	前年度繰越支払資金	579,802	576,193	478,048	443,103
	次年度繰越支払資金	576,193	478,048	443,103	476,248
	前年度比増減	△3,609	△98,145	△34,945	33,145

帰属収支差額及び帰属収支差額比率の推移 (単位:千円)

区分	摘要	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期大学	帰属収入	98,805	138,464	203,382	214,000
	消費支出	222,044	201,096	215,235	230,754
	差引差額	△123,239	△62,632	△11,853	△16,754
	比率 (%)	△124.7	△45.2	△5.8	△7.8
法人全体	帰属収入	492,054	488,819	536,911	532,823
	消費支出	536,944	535,027	536,007	586,118
	差引差額	△44,890	△46,208	904	△53,295
	比率 (%)	△9.1	△9.5	0.2	△10.0

消費収支差額及び消費収支比率の推移 (単位:千円)

区分	摘要	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期大学	消費収入(A)	△1,205,623	134,847	185,530	204,047
	消費支出(B)	222,044	201,096	215,235	230,754
	差引差額	△1,427,667	△66,249	△29,705	△26,707
	消費収支比率 B/A (%)	—	149.1	116.0	113.1
法人全体	消費収入(A)	478,212	365,102	484,162	508,283
	消費支出(B)	536,944	535,027	536,007	586,118
	差引差額	△58,732	△169,925	△51,845	△77,835

埼玉東萌短期大学

	消費収支比率 B/A (%)	112.3	146.5	110.7	115.3
--	-------------------	-------	-------	-------	-------

人件費比率の推移 (人件費/帰属収入) (単位:千円)

区分	摘要	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期大学	人件費	138,311	119,070	128,076	136,791
	帰属収入	98,805	138,464	203,382	214,000
	比率 (%)	140.0	86.0	63.0	63.9
法人全体	人件費	366,342	362,428	371,703	395,680
	帰属収入	492,054	488,819	536,911	532,823
	比率 (%)	74.5	74.1	69.2	74.3

教育研究経費比率の推移 (教育研究経費/帰属収入) (単位:千円)

区分	摘要	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期大学	教育研究経費	61,079	61,086	64,567	68,797
	帰属収入	98,805	138,464	203,382	214,000
	比率 (%)	61.8	44.1	31.7	32.1
法人全体	教育研究経費	114,216	117,516	111,144	131,497
	帰属収入	492,054	488,819	536,911	532,823
	比率 (%)	23.2	24.0	20.7	24.7

(b) 課題

短期大学の発展に伴い、短期大学の収支状況が学校法人全体の収支に及ぼす割合が次第に大きくなってきていることから、短期大学が収支改善を継続できるかどうかは学校法人全体の発展にとっても極めて重要である。短期大学としては、支出超過が続く消費収支を均衡させることを最大の目標として、帰属収入の約6割を占める学納金を増やす必要がある。そのためには、まずは入学定員及び収容定員を安定的に充足しなければならない。今後も、引き続き全教職員が危機意識を持ち、学生募集活動に取り組む必要がある。

基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

(a) 現状

平成27年5月に開催された理事会・評議員会において、理事長が提案した学校法人小池学園のビジョンが承認可決された。これまでの将来構想を正式に明示化したもので、短期大学についても中期ビジョンと長期ビジョンに分けて明確化した。中期ビジョンでは、平成27年4月を起点として4~5年後に、幼児保育学科の入学定員を80名から120名に増員すること、長期ビジョンでは、10年後に2~3学科で入学定員240

名を目標とすることを決定した。したがって、中期的には短期大学の帰属収入は少なくとも現在の 1.5 倍の規模、帰属収支差額比率は 5%~10%を目標としている（提出資料 20、22）。

短期大学としての本学の強みは、他の短期大学と比較しても小規模なだけに学生と教職員の距離が近く、学生の性格、考え方、悩みなどを把握できており、きめの細かい指導・助言が可能だということがあげられる。入学する学生の多くは、大学所在地の近郊出身で、資格・免許取得など目的意識が高いのが特徴で、就職など進路指導では強みとなっている（提出資料 21）。同様に財的資源についても細かい所にも目が行き届くなど、収入・支出両面できめの細かい管理が可能であることがあげられる。しかし、逆に小規模なだけに予期せぬことなどが突発的に発生し収支が大きくぶれることが弱みとなる恐れもある。例えば、1 学科だけの短期大学だけに、入学定員が大幅に未充足となった場合などには補完しあうものがなく、より顕著に表れると考えられる。

平成 26 年度に入り、理事会・評議員会において学校法人全体の中長期財政計画（平成 26 年度～平成 30 年度）が承認され、短期大学もこれに基づいて運営されている（提出資料 20）。

学生募集対策の成否、即ち定員充足の安定的確保が、帰属収入の中で最大のウェイトを占める学納金収入の計画達成に直結しているだけに、学生募集活動には最大限に注力しており、帰属収入の 10%近くを占める管理経費の中でも、広報関係予算には優先して配分している。学納金計画としては、収容定員の完全充足を前提にしており、この達成が必須条件となっている（提出資料 23）。

専任教員については、これまで「短期大学設置基準」を最低限充足する人員のみを配置していたが、短期大学の一層の発展を期し教育のさらなる充実を図る目的で、平成 27 年度より若手教員を増員するなど体制を強化した。また、よりきめ細かい学生サービスを提供する目的で事務職員も段階的に増員している（提出資料 21）。今後は、収容定員を安定的に充足・確保し、人件費比率を睨みながら適切な人事計画を実行に移す予定である。当面の目標は、人件費比率が 60%を下回るレベルまで帰属収入（主に学納金）を増やすことである。

中長期財政計画に基づいて、短期大学では教学環境改善のための施設設備投資を毎年度 15 百万円程度の範囲内で計画的に行うこととしており、年度予算もこれに沿って編成されている。

科学研究費補助金など外部資金の獲得については、全教員が努力を傾注しており、採択の実績も上がっている。

なお、本学には遊休資産はないので、処分等の計画も持っていない。学園の基本財産及び運用財産は、全て学校経営に充てられている（備付資料 47）。

1 学科のみの短期大学であるが、現在の収容定員の未充足な状況を早期に解消することを最大、最優先の目標としている。まずは定員の安定的確保を前提とした帰属収入の目標に対して、それに見合うバランスのとれた経費（人件費、施設設備費）を効率よく配分することとしている。人件費比率 60%以下、教育研究経費比率 30%、施設設備費 5%程度が当面の目標値である。

学内では、理事会・評議員会で決定された年度事業計画・予算、年度事業報告・決算をはじめとした経営情報を回覧するなど積極的に公開しており、教員には教授会、学科会等の機会を捉えて説明するようにしている。また、事務職員に対しても回覧のほか各課連絡会などの場で説明しており、危機意識の共有ができています。

(b) 課題

短期大学の財政上の安定確保には、収入の大部分を占める学納金の安定確保が不可欠であり、そのためには現在未充足の状態にある収容定員充足率を平成 28 年度には 100%以上に引き上げなければならない。さらには、毎年度充足する状態を安定的に確保しなければならない。この達成なくして、短期大学の中期ビジョン（定員の増加）の実現はあり得ない。

基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

短期大学の消費収支は、改善途上にあるとはいえ支出超過の状態が続いており、財政の安定無くして教育資源の充実もあり得ない。財政の安定確保のためには、まずは収入の大部分を占める学納金の増収を実現させなければならない。短期大学の最大・最優先の課題が定員の安定的充足にあることは、既述のとおりである。

平成 27 年度の入学者は定員を上回ったが、入学定員を充足したのは平成 23 年度の開学以来 2 回だけという不安定な状態からは早急に脱却しなければならない。したがって、次の目標は平成 28 年度入学者を 80 名以上確保し、収容定員 160 名の充足を必ず達成することである。また、収容定員充足のためには、中途退学者を出さないことも重要となるのでこの対策も欠かせない。

入学志願者が現在の 2 倍以上に増加し、収容定員充足の状態が 2~3 年継続し安定してくれば、入学定員増加の中期ビジョンの実現に向けて具体的に行動することになる。

それまでは、幼児保育関係の志望者の需要を掘り起こしながら、本学入学志願者を増やしていく必要がある。そのためには、教育の充実に向けた不断の努力に加え、他大学にはない本学の特徴や教育上の優位性を効果的にアピールしなければならない。これは入試広報課だけでなく、全教職員の協力があって達成できるものである。

以上、収入が安定すれば、教育資源に効果的に配分することも容易となる。当面の短期的目標としては、人件費に帰属収入の 60%以下、教育研究経費に 30%、管理経費に 10%を配分し、帰属収支差額で若干の黒字を確保できる収入をめざすこととする。

提出資料

- ◆ 「資金収支計算書・消費収支計算書の概要（過去 3 年）」[書式 1]、「貸借対照表の概要（過去 3 年）」[書式 2]、「財務状況調べ」[書式 3] 及び「キャッシュフロー計算書」[書式 4]
- 14. 資金収支計算書・消費収支計算書の概要 [平成 24 年度～平成 26 年度]
- 15. 貸借対照表の概要 [平成 24 年度～平成 26 年度]
- 16. 財務状況調べ
- 17. キャッシュフロー計算書

- ◆ 資金収支計算書・消費収支計算書（過去3年間）
 18. 資金収支計算書・資金収支内訳表・消費収支計算書・消費収支内訳表 [平成24年度～平成26年度]
- ◆ 貸借対照表（過去3年間）
 19. 貸借対照表 [平成24年度～平成26年度]
- ◆ 中・長期財政計画
 20. 学校法人小池学園中長期財政計画
- ◆ 事業報告書（過去1年分）
 21. 事業報告書 [平成26年度]
- ◆ 事業計画書／予算書（平成27年度）
 22. 事業計画書 [平成27年度]
 23. 予算書 [平成27年度]

備付資料

- ◆ 寄附金・学校債の募集についての印刷物
[該当なし]
- ◆ 財産目録及び計算書類（過去3年間）
 47. 財産目録
 48. 財務計算に関する書類

基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

人的資源については、その改善計画を踏まえ、次のような具体的な工程で改善を実施していく。

第一に、教員組織及び事務組織に係る行動計画は、次のとおりである。

- (1) 本学の教育研究活動をさらに充実・活性化するための必要な人員を査定し、適切かつ効果的に配置する。また、事務組織内では3～4年の定期異動も実施する。
- (2) 委員会活動をはじめ、教職員の多岐にわたる業務の内容及び遂行方法等の見直しを行い、効率化を推進する。
- (3) FD活動とSD活動の融合を図るなど、教員組織と事務組織の連携を強化し、相乗効果を高めていく。例えば、教職員共通の課題に対しては、協働のプロジェクトチームを組成する。

第二に、人事管理に係る行動計画は、次のとおりである。

- (1) 引き続き、規程やマニュアルの整備を推し進め、教職員に周知徹底を図る。
- (2) 各人の意識改革、能力開発に資するため、体系だった研修制度を導入する。
- (3) 目標管理制度と成果を処遇に反映させていく人事評価制度を新たに導入する。

次に、物的資源については、その改善計画を踏まえ、次のような具体的な工程で改善を実施していく。

- (1) コンピュータデータの共有や一元管理を目的とした学内サーバーの導入を検討

し、早急に予算化していく。

- (2) 校舎間のバリアフリー化が未整備であるので、本館と4号館、4号館と5号館の間の通路の段差を解消する工事の実施を検討し、予算化していく。

次に、技術的資源については、その改善計画を踏まえ、次のような具体的な工程で改善を実施していく。

- (1) ハードウェア及びソフトウェアの新機能への向上と統一を図るため、時代にあった同一の機器や最新バージョンのソフトの導入や増設を検討する。

- (2) Toho Link の中で発生している不具合を早急に解消し、利便性向上のため機能をさらに高める。

最後に、財的資源については、その改善計画を踏まえ、次のような具体的な工程で改善を実施していく。

- (1) 学生募集活動をさらに強化・推進し、早急に定員充足を達成し、この安定化を図る。

- (2) 中長期ビジョンの実現に向け、短期大学の収支構造をあるべき姿に近づけていく。

基準Ⅲについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

なし。

- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。

なし。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

基準Ⅳの自己点検・評価の概要

本学園の創設者である理事長は、学校法人を代表し、学校法人の運営全般にわたってリーダーシップを適切に発揮しながらその業務を総理している。また、理事長は、寄附行為の規定に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。従来は、定例の年 2 回開催に加え臨時にごく少数回理事会を開催していたが、平成 26 年度は年 8 回に増やし、学校法人の様々な懸案事項に臨機応変に対応する態勢をとっている。理事は、法令に基づき適切に構成されており、学校法人の建学の精神を理解し、教育や経営について学識及び見識を有している。

理事長は、短期大学の学長を兼務しているほか、学外の大要職にも就任し、多忙を極めている。しかしながら、短期大学の立ち上げ時から今日まで、学長として教授会の開催をはじめ、日常的な教育研究上の諸問題について教職員から報告を受け、事情を聴取し、対応策を策定し、教育研究活動の向上・充実に向けてリーダーシップを発揮している。学長の統括のもと、教授会の下に幼児保育学科会や各種委員会を設置し、短期大学の業務を総合的・多角的かつ継続的に展開している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行っており、理事会、評議員会に出席し、法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。

評議員会は、「私立学校法」や寄附行為に基づき、評議員の定数、審議内容とも適正に実施し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

法令に基づき、教育情報及び財務情報を本学ウェブサイト [大学案内] 及び「大学ポータル（私学版）」上にも公開し、ステークホルダーだけでなく誰でも閲覧が可能となっている。

基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

(a) 現状

短期大学の開学以来学長を兼務している理事長は、昭和 47 年から学校経営に携わっており、昭和 56 年の学校法人の設置認可に伴い理事長に就任し、教育事業の発展のために長年にわたり貢献してきた。また、社会福祉法人東萌会を設立してその理事長にも就任し、両法人の最高経営責任者としての管理運営実績を積んできた。加えて、埼玉県専修学校各種学校教育振興会副会長、埼玉県文化団体連合会会長その他、社会的分野での活動実績は膨大であり、これらの社会的貢献に対して藍綬褒章その他多数の褒賞を受けている人物である（備付資料 49）。

理事長は、「学校法人小池学園寄附行為」（以下、寄附行為という）第 13 条の規定のとおり学校法人を代表し、その業務を総理しており、寄附行為第 36 条の規定に基づき

毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている（備付資料 52）。

学園における管理運営体制は、学校法人の最終意思決定機関である理事会と、基本的な経営方針や経営に係る重要事項について審議する理事長の諮問機関である木曜会（原則毎週開催）が中心となっており、法定事項や重要事項等についてはあらかじめ評議員会の諮問を経るなど、それぞれの権限・役割を明確にして行われている（提出資料 24）。

理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を招集・開催し、自ら議長を務め、理事会を学校法人の意思決定機関として適切に運営している（備付資料 51）。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督しているほか、短期大学の運営に関する法的な責任があることを十分認識し、情報公開を行うなど「私立学校法」等に定められた法的責任を履行している。なかでも、本学園はコンプライアンスや透明性を重視する経営に努めており、「情報公開規程」に基づき、ウェブサイト[大学案内]上に財務情報や教育情報を積極的に公開し、ステークホルダーに対する説明責任を果たすべく努力している（備付資料 52）。

理事会は、認証評価を受けることを規定した学則を承認済みで、かつ平成 27 年度第三者評価を受審することについて平成 26 年 7 月に可決承認しており、第三者評価に対する役割を果たす責任を負っている。

理事会は、学校法人を管理運営するに止まらず、社会的・時代的ニーズを知り、国、公共団体等の政策を理解するため、短期大学の発展に役立つ学内外の必要な情報を収集している。

理事会は学校法人運営及び短期大学運営に必要な諸規程を整備している。短期大学関係の各種規程の中で重要な規程の制定や改廃は理事会の審議を経て理事長が定めている（備付資料 50、52）。

理事は、寄附行為第 6 条（役員）において、「私立学校法」第 35 条に規定されている 5 人以上の 6 人を置くことになっており、「私立学校法」第 38 条（役員の選任）及び寄附行為第 7 条（理事の選任）の規定に基づき選任されている。

理事長及び理事は、学校法人と本学の建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の健全な経営について学識及び見識を有しており、学園の発展に寄与できる者である。

なお、「学校教育法」第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第 12 条第 2 項第 3 号の規定に準用されている。

平成 26 年度 理事会・評議員会開催状況

[理事会] 8 回 (定数 6 名)

開催回・期日	議題等
第 1 回 平成 26 年 5 月 8 日（木）	(議題) 1. 学校法人小池学園 専門学校東萌ビューティーカレッジ学則の一部改正について

<p>第2回 平成26年5月26日(月)</p>	<p>(議題) 1.平成25年度決算及び事業の実績並びに監査報告について 2.平成25年度資産運用結果報告並びに平成26年度資産運用計画について</p>
<p>第3回 平成26年7月24日(木)</p>	<p>(議題) 1.学校法人小池学園 中長期財政計画について 2.平成26年度大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査における留意事項に係る文科省への報告について 3.一般財団法人短期大学基準協会による平成27年度第三者評価申込について 4.専門学校東萌ビューティーカレッジの職業実践専門課程認定申請とこれに伴う諸規程の制定について</p>
<p>第4回 平成26年11月13日(木)</p>	<p>(議題) 1.専門学校東萌ビューティーカレッジ学則の一部改正について</p>
<p>第5回 平成26年12月18日(木)</p>	<p>(議題) 1.学校法人小池学園 研究倫理規程の制定について 2.学校法人小池学園 研究活動の不正行為に関する取扱規程の制定について 3.埼玉東萌短期大学 公的研究費取扱規程の制定について 4.埼玉東萌短期大学 公的研究費不正取扱防止規程の制定について 5.埼玉東萌短期大学 科学研究費補助金取扱規程の一部改正について 6.学校法人小池学園 研究倫理公正委員会規程の制定について 7.学校法人小池学園 防火・防災管理規程の制定について 8.学校法人小池学園 経理規程の一部改正について 9.学校法人小池学園 経理規程施行細則の一部改正について 10.学校法人小池学園 固定資産及び物品管理規則の一部改正について 11.武蔵野星城高等学校校舎の耐震化計画について</p>

埼玉東萌短期大学

<p>第6回 平成27年2月26日(木)</p>	<p>(議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 任期満了による後任理事(学長・校長理事)の選任について 2. 任期満了による後任理事(学識経験者理事)の選任について 3. 任期満了による後任監事候補者の選出について 4. 任期満了による後任評議員の推薦及び選任について <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員評議員の推薦 (2) 卒業生評議員の選任 (3) 学識経験者評議員の選任 5. 任期満了による後任幼児保育学科長の選任について
<p>第7回 平成27年2月26日(木)</p>	<p>(議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度補正予算について 2. 武蔵野星城高等学校 校舎耐震化について 3. 学校法人小池学園 情報セキュリティポリシーの制定について 4. 学校法人小池学園 組織規程の一部改正について 5. 埼玉東萌短期大学 学則の一部改正について 6. 埼玉東萌短期大学 職務規程の一部改正について 7. 学生納付金その他納付金等に関する規程の一部改正について 8. 埼玉県委託訓練生の入学に関する特別措置に関する規程の一部改正について 9. 埼玉東萌短期大学 特待生規程の一部改正について 10. 理事長の選任について 11. 理事長職務代理の順位について
<p>第8回 平成27年3月17日(木)</p>	<p>(議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成27年度事業計画について 2. 平成27年度予算について

[評議員会] 6回

(定数13名)

開催回・期日	議題等
<p>第1回 平成26年5月8日(木)</p>	<p>(議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校法人小池学園 専門学校東萌ビューティーカレッジ学則の一部改正について

<p>第2回 平成26年5月26日(月)</p>	<p>(議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成25年度決算及び事業の実績並びに監査報告について 2. 平成25年度資産運用結果報告並びに平成26年度資産運用計画について
<p>第3回 平成26年7月24日(木)</p>	<p>(議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校法人小池学園 中長期財政計画について 2. 平成26年度大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査における留意事項に係る文科省への報告について 3. 一般財団法人短期大学基準協会による平成27年度第三者評価申込について 4. 専門学校東萌ビューティーカレッジの職業実践専門課程認定申請とこれに伴う諸規程の制定について
<p>第4回 平成26年12月18日(木)</p>	<p>(議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校法人小池学園 研究倫理規程の制定について 2. 学校法人小池学園 研究活動の不正行為に関する取扱規程の制定について 3. 埼玉東萌短期大学 公的研究費取扱規程の制定について 4. 埼玉東萌短期大学 公的研究費不正取扱防止規程の制定について 5. 埼玉東萌短期大学 科学研究費補助金取扱規程の一部改正について 6. 学校法人小池学園 研究倫理公正委員会規程の制定について 7. 学校法人小池学園 防火・防災管理規程の制定について 8. 学校法人小池学園 経理規程の一部改正について 9. 学校法人小池学園 経理規程施行細則の一部改正について 10. 学校法人小池学園 固定資産及び物品管理規則の一部改正について 11. 武蔵野星城高等学校校舎の耐震化計画について
<p>第5回 平成27年2月26日(木)</p>	<p>(議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度補正予算について 2. 武蔵野星城高等学校校舎耐震化計画について 3. 学校法人小池学園 情報セキュリティポリシーの制定について

	<p>4. 学校法人小池学園 組織規程の一部改正について</p> <p>5. 埼玉東萌短期大学 学則の一部改正について</p> <p>6. 埼玉東萌短期大学 職務規程の一部改正について</p> <p>7. 学生納付金その他納付金等に関する規程の一部改正について</p> <p>8. 埼玉県委託訓練生の入学に関する特別措置に関する規程の一部改正について</p> <p>9. 埼玉東萌短期大学 特待生規程の一部改正について</p> <p>10. 任期満了による後任として理事会で選出された監事候補者の監事選任について</p> <p>11. 任期満了による後任として理事会で推薦された職員評議員の選任について</p> <p>12. 任期満了による後任評議員理事の選任について</p>
<p>第6回 平成27年3月17日(木)</p>	<p>(議題)</p> <p>1. 平成27年度事業計画について</p> <p>2. 平成27年度予算について</p>

(b) 課題

財務情報や教育情報の公開については、「私立学校法」の定めるところに従い、随時最新の情報をよりわかりやすく公開していくことが重要である。

基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画

学校法人の管理運営において、理事長の諮問機関として毎週開催されている木曜会は内部理事や各校長等により構成されており、学校法人内の情報の共有という面での役割は一段と大きくなっており、問題発生時等の対応や決定が迅速かつ機動的に行われるというメリットがある。

一方で、外部理事も含めた理事会や理事会の諮問機関である評議員会での時間をかけた議論も極めて重要である。特に、学校法人全体の進むべき道、将来構想・計画、グランドデザインといった大きな目標、方針を策定するには、外部の意見をよく聴き決定する必要がある。理事会・評議員会の現在の開催頻度や採り上げる議題等について今後改善を図っていく。

提出資料

- ◆ 寄附行為
- 24. 学校法人小池学園寄附行為

備付資料

- ◆ 理事長の履歴書（平成27年5月1日現在）
- 49. 理事長の履歴書
- ◆ 学校法人実態調査表（写し）（過去3年間）

- 50. 学校法人実態調査表（写し）
- ◆ 理事会議事録（過去3年間）
- 51. 学校法人小池学園理事会議事録
- ◆ 諸規程集
- 52. 学校法人小池学園規程集
 - (1) 法人
 - (2) 組織・総務
 - (3) 人事・給与
 - (4) 財務
 - (5) 小池学園研究紀要
 - (6) 埼玉東萌短期大学
 - (7) 埼玉東萌短期大学 学友会
 - (8) 埼玉東萌短期大学 同窓会

基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ

基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

(a) 現状

学長は、本学の設置母体である学園の理事長を兼務しており、平成23年4月の本学建学以来その職にある初代学長である。学長は、本学の建学以前の昭和47年から学校経営に携わり、昭和56年の学園の設置認可に伴い理事長に就任し、教育事業の発展のために長年にわたり貢献してきた（備付資料53）。

本学の設置に当たっては、学長は学園理事長として、平成20年8月に小池学園短期大学設立準備室（後に埼玉東萌短期大学設立準備室と改称）を設置し、開学までに101回の会議を開催して、短期大学設置に関する諸問題を多角的に、多様な側面に照明を当てながら検討して構想を明確にし、平成22年10月に設置認可を受けてからは、埼玉東萌短期大学開設準備委員会、入学者選抜試験実施委員会、開学準備委員会を発足させて開学に万全を期するなど、本学開学に至る準備段階から学園経営、設置構想の立案、設置認可申請並びに開学準備の中心として本学の創立を主導した。

これらの経歴からも、学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者であることが明らかである。

学長は、建学の精神や本学の教育目的に基づいた教育研究を推進するために、教授会の開催をはじめ、日常的な教育研究上の諸問題について教職員から報告を受け、事情を聴取し、対応策を策定し、よって本学の教育研究活動を推進し、その向上・充実に向けて努力を傾注しているところである。

学長の選任については本学「学長任用規程」及び本学「学長任用規程施行細則」が定められており、学長の任期は3年であるので、平成25年度末にはこれらの規程の定めるところにより、次期学長の任用にかかわる選挙が行われ、現学長が再任された。

本学は学則及び「教授会規程」に基づき重要事項を審議するため、定例の教授会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時教授会を開催し、また、教育職員の採用選考及び昇任に関する事項については、学則及び「任用教授会規程」に基づき任用教授会を開催して対応している。学長は、教授会及び任用教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営しており、教授会は教授会議事録（備付資料54）を、任用教授会は任用教授会議事録（備付資料55）を整備している。

教授会は、本学の建学の精神、学校訓、本学の教育研究上の目的、幼児保育学科の人材養成に係る目的、学習成果及び3つのポリシーについての認識を共有して本学の教学運営に係る重要事項を審議し、政策と方針を策定している。

本学は学長の統括のもと、教授会の下に、「幼児保育学科会規程」に基づき学科の日常的な教育研究活動業務全般について審議し方針を策定する幼児保育学科会を、また、「委員会組織規程」に基づき入試委員会、教務委員会、学生委員会、就職委員会、実習委員会、附属図書館運営委員会、教職課程運営委員会、公開講座運営委員会、FD委員会、自己点検・評価委員会など多様な活動に対処するための11の委員会、及びその下部組織の8組織を設置し、本学の業務を総合的多角的かつ継続的に展開するとともに、必要に応じて検討部会を設置して特定問題の検討を行って教授会で審議決定するなど、規程等に基づいて適切に運営し日常的に活動を展開している。また、本学の設置母体である学園は、「小池学園研究紀要編集規程」に基づき研究紀要編集委員会を、「ハラスメント防止規程」に基づきハラスメント防止委員会を設置するなど、学校経営に必要な諸規程を整備するとともに、それに基づく委員会等を設置し、本学教職員もその構成員として活動している（備付資料56）。

なお、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」（平成26年法律第88号）及び「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年文部科学省令第25号）が平成27年4月1日から施行されることに伴い、埼玉東萌短期大学の学則と学内規程の一部、及び学校法人小池学園の規程の一部について所要の改正を行った。

（b）課題

学長が理事長を兼務しているのみならず、埼玉県文化団体連合会会長など学外の要職にも就いているため、多忙な状況で勤務していることに留意する必要がある。

また、当面の諸活動を推進する組織体制は、教授会とその補助組織によって確立を見ているが、委員会等の活動の質的水準が、厳しい環境にある現今の短期大学に相応しいものとなっているか否かについては、PDCAサイクルを機能させて年度ごとの点検・評価を強化する必要がある。さらに、本学及び幼児保育学科の中期計画や長期計画に係る将来構想を担う専門組織も必要となってくるであろう。

基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの改善計画

学長をはじめとする本学の中核的指導部の日常的指導体制をさらに強化するとともに、教授会の補助組織である各種委員会組織等の活動について中核的指導部が緻密な

点検・指導体制を確立し、活動の質的水準を全面的に向上させる必要がある。とくに、後進的な水準にある組織の活動については強力な指導を行い、組織運営論や課題認識論、政策策定方法、スケジュール管理法、活動スタイルなどの次元を含めての抜本的な改善を図る必要がある。そして、学校運営業務のすべての局面が PDCA サイクルに基づいた質の高い緻密なものとなるよう活動内容の改善を図っていく。

提出資料

[なし]

備付資料

- ◆ 学長の個人調書（平成 27 年 5 月 1 日現在）
 - 53. 学長の個人調書
- ◆ 教授会議事録（過去 3 年間）
 - 54. 教授会議事録
 - 55. 任用教授会議事録
- ◆ 委員会等の議事録（過去 3 年間）
 - 56. 委員会等議事録
 - (1) 幼児保育学科会
 - ① 月例会議
 - ② 総括学科会資料
 - (2) 入試委員会
 - (3) 入試問題作成委員会
 - (4) 学生募集委員会
 - (5) 教務委員会
 - (6) 学生委員会
 - (7) 就職委員会
 - (8) 実習常任委員会
 - (9) 実習委員会全体会議
 - (10) 教職課程運営委員会
 - (11) 附属図書館運営委員会
 - (12) 公開講座運営委員会
 - (13) 卒業行事教職員委員会
 - (14) FD 委員会
 - (15) SD 委員会
 - (16) 自己点検・評価委員会
 - (17) 自己点検・評価編集委員会
 - (18) 保育者支援センター
 - (19) 研究紀要編集委員会
 - (20) プレカレッジサポート係
 - (21) コンプライアンス委員会

- (22) ハラスメント防止委員会
- (23) 個人情報保護委員会
- (24) 研究倫理公正委員会

基準IV-C ガバナンス

基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

(a) 現状

監事は、寄附行為第 16 条の規定に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行っており、理事会、評議員会に出席し、法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。

監事は、学校法人の業務または財産の状況について、毎会計年度、「監査報告書」を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している（備付資料 57）。

平成 26 年度の監査については、「監査報告書」を作成し、平成 27 年 5 月の理事会及び評議員会に提出している（備付資料 58）。

(b) 課題

監事は、寄附行為第 16 条の規定及び「監事監査規程」に基づき、法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行っている。決算時の監査に当たっては監査法人との意見交換も行っているが、監事監査の質を維持・向上させるためには、今後は意見交換の機会をできるだけとらえ、監査法人との連携をさらに強化していく必要がある。

基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

(a) 現状

評議員会は、「私立学校法」第 41 条第 2 項、寄附行為第 20 条に基づき、次のとおり組織している。

	定数	実員
(理 事	6 名	6 名)
評議員	13 名	13 名

評議員会は、「私立学校法」第 41 条第 2 項に基づき、理事 6 名に対して 2 倍以上の評議員 13 名で構成され、定例（3 月、5 月）及び臨時開催としている。平成 26 年度は定例の 2 回に加え 4 回開催し、「私立学校法」第 42 条、寄附行為第 22 条に定める内容（下記(1)～(8)）を審議するなど、理事会の諮問機関として適切に運営している（備付資料 59）。

- (1) 予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(b) 課題

評議員会は、「私立学校法」や寄附行為に基づき、評議員の定数、審議内容とも適正に実施しているが、今後においてもこの状態を継続・維持していくことが課題である。

基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

(a) 現状

学園及び本学は、中長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部署の意向・要望を集約し、「私立学校法」第42条の規定に基づき3月開催の評議員会であらかじめ意見を聴いて理事会で審議決定している。また、決定した事業計画と予算を本学の教授会や事務部門の各課連絡会等を通じ関係部署に指示、報知している。

年度予算は適正に執行しており、各部署から伺い書、需要票等の提出を受け、学長または校長経由で法人本部へ提出、法人事務局で予算措置を確認し、理事長が決裁している。

日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者である法人事務局長に報告している。法人事務局長は必要に応じて理事長に報告している。

計算書類、「財産目録」等は、監査法人及び監事の監査を受けており、学園の経営状況及び財政状態を適正に表示している。

監査法人による監査で指摘された事項については、そのつど、速やかに改善・是正している。

資産及び資金の管理と運用は、学園の「経理規程」「経理規程施行細則」「資産運用規程」等に基づき、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切に記録し、安全かつ適正に管理している。

寄付金の募集及び学校債の発行は、これまで行っていない。

「月次試算表」を毎月末に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

「学校教育法施行規則」、「私立学校法」の規定に基づき、教育情報及び財務情報を学園ホームページ及び「大学ポートレート（私学版）」上にも公表・公開し、誰でも閲覧が可能となっている。

(b) 課題

中長期計画策定の大前提となった本学園の中長期ビジョンを全教職員に周知徹底し、中長期計画達成のために共通理解を深める必要がある。また、毎年度の事業計画と予算については、中長期計画との間で整合性を確保する努力が欠かせない。それらの進

捗状況を適切に管理し、まさに PDCA サイクルに乗せる必要がある。

基準Ⅳ-C ガバナンスの改善計画

現状、監事は 2 名とも非常勤であり、監事監査を実施する体制としては十分とはいにくく、これを補強する手段として、主に会計監査を実施している監査法人との意見交換を通じ連携を深めて相応の効果を上げている。しかしながら、今後、内部監査部署の新設により三様監査が実現すれば、各監査の質や実効性も格段に向上するものと期待される。将来的には常勤監事も視野に入れながらも、当面は非常勤監事が十分な監査ができるよう監事監査を支援するための態勢を整備することが求められており、それには内部監査部署の設置と内部監査活動の開始がより現実的で優先されるべきである。

本学園の中長期ビジョンについては、日頃から理事長の考えとして様々な場所や機会をとらえて披露されているが、理事会・評議員会で正式に承認され、明示化されるに至っていないので、早急に機関決定を図る（平成 27 年 5 月 28 日開催の平成 27 年度第 3 回理事会で決定をみた）。そのうえで、全教職員に周知徹底し、中長期計画達成に向けて全教職員が同じ方向で全力をあげられるよう努力する。また、中長期計画の進捗状況については、年度ごとに確認していく。進捗度合が芳しくない案件については、その原因の分析のうえ改善策を実行に移していく。

提出資料

[なし]

備付資料

- ◆ 監事の監査状況（過去 3 年間）
 - 57. 学校法人小池学園監事監査報告書
 - 58. 学校法人小池学園監事の監査状況に関する報告書
- ◆ 評議員会議事録（過去 3 年間）
 - 59. 学校法人小池学園評議員会議事録

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

開学から 4 年の本学の歩みを振り返ると、小規模の単一学科ではあるものの、教育研究機関として着実な進展を見せているといえる。これは、学園創設者である理事長が初代学長を兼務し、学園運営において引き続き強力なリーダーシップを発揮してきたことに起因する。この理事長及び学長の兼務体制は、本学開設時、或いは開設後の数年間においては、目標設定におけるトップダウンによるスピーディーな意思決定と目標遂行における強力な指導力が相乗効果を発揮し、正に発展の原動力となった。しかしながら、次の一つ上の段階へ円滑に移行し、更なる発展をめざしていくには、学内外で多忙を極めるトップの理事長と学長の権限乃至は役割を分担する方法も視野に

入れておく必要がある。第一段階としては、本学学則に規定のある、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる副学長ポストを有効に活用することである。トップの負担軽減並びに経営と学務とのバランスを考慮すれば、できるだけ早い時期に副学長候補の選定に着手する必要があるが、平成 27 年度中に決定するべく様々な方面からの意見の集約に努力することとする。

本法人は小さな組織でもあり、日頃から隔々の小さなところまで把握・管理できる体制にあるとの認識から、必要に応じて内部監査チームを臨時に組成して監査を実施するとの方針を堅持し、これまで専門の内部監査部署の設置を見合わせてきた経緯がある。しかしながら、例え小さな組織であってもリスクはどこにでも存在しているので、内部統制やガバナンスの側面から考慮すれば、理事長直轄の内部監査室を常設し、専門的な知識・経験のあるスタッフを配置する必要がある。平成 27 年度中に、内部監査の専門部署を設置し、監事監査と監査法人による会計監査との三様監査の実現に取り組むこととする。

基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

なし。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。

なし。

【選択的評価基準】

地域貢献の取り組みについて

基準（1） 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

（a）現状

本学では地域貢献の取り組みの柱として、附属図書館の地域への開放と公開講座の実施に取り組んでいる。

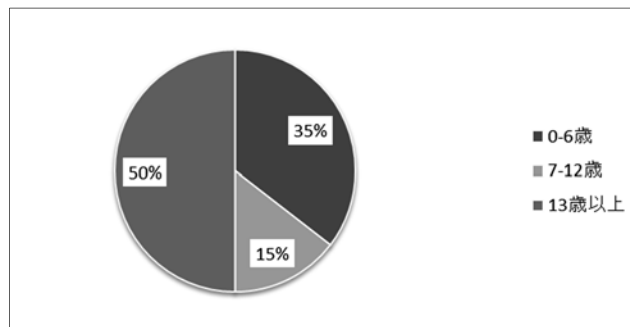
附属図書館は平成 23 年 4 月の開学以来、越谷市内に在住、在勤、在学している市民に開放している。市民が無料で利用できるサービスとして、館内閲覧、AV 資料の視聴、レファレンス、資料の予約、リクエスト、パソコン使用、文献複写（複写の実費のみ徴収）を提供する他に、図書・雑誌・視聴覚資料など合わせて 3 冊まで 2 週間の期間での館外の貸出も行っている。現在のところ、685 名（平成 27 年 3 月 31 日現在）の地域住民が登録の上、利用している。原則として、月曜日から金曜日までは午前 9 時から午後 7 時まで、土曜日は午前 9 時から午後 5 時まで開館しており、仕事帰りや休みの日にも利用できるようにしている。

また、附属図書館の新着図書情報、所蔵資料の検索、図書館の開館日、休館日、開館時間などの情報を載せた図書館カレンダーは本学ウェブサイト [大学案内] 内の附属図書館のページからいつでも見ることができ、地域住民の利用の際の利便を図っている。

本学の附属図書館は、こども図書館コーナーを設置しているという特色を有している。こども図書館コーナーは附属図書館の入り口から近い位置に設置され、小さな子どもが靴を脱いで上がって利用し、好きな場所に座って本を読むことができるように設計されている。こども図書館コーナーには、4,196 冊の子ども向け図書等が配架されており、その内訳は、絵本 3,229 冊、紙芝居 380 冊、小学生向けの読み物 587 冊となっている（平成 27 年 3 月 31 日現在）。

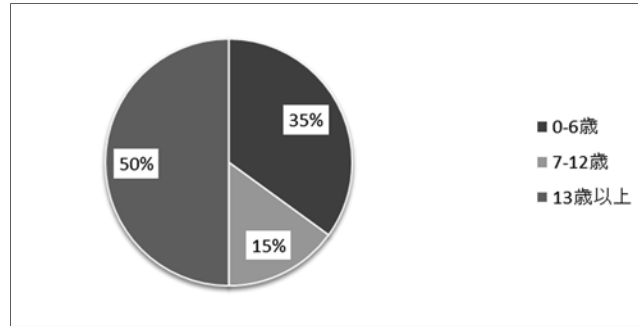
附属図書館の地域開放による貸出利用人数の年齢別割合（平成 26 年度）は以下のとおりである（備付資料 60）。

地域住民への貸出利用人数 年齢別内訳（平成 26 年度）



さらに、地域住民への貸出冊数の年齢別内訳（平成 26 年度）の集計結果においても、まったく同じ割合の結果が得られた（備付資料 60）。

地域住民への貸出冊数 年齢別内訳（平成 26 年度）



このように、貸出人数、貸出冊数ともに 12 歳以下の子どもによる利用が 50%を占め、さらにその中でも乳幼児の利用が多く、全体の 35%を占めている。

また、地域住民への分類別貸出状況は次のとおりである。

地域住民への分類別貸出状況（平成 26 年度）

資料種別・分類		貸出数 (冊)	割合(%)
図 書	総記	1	0.0
	哲学・宗教	4	0.1
	地理・歴史	14	0.2
	社会・教育・保育	158	2.1
	自然科学	32	0.4
	技術・家庭	71	1.0
	産業	4	0.1
	芸術・スポーツ	101	1.4
	言語	24	0.3
	文学	161	2.2
	小学生向け読み物	499	6.7
	辞書・事典・図鑑	24	0.3
	絵本	5293	71.5
	紙芝居	272	3.7
	CD・ビデオ	32	0.4
雑誌	710	9.6	
エプロンシアター	1	0.0	
合計	7401	100	

※ 「社会・教育・保育」には子育て関連書、保育実技書、パネルシアターなどを含む。

「芸術・スポーツ」にはピアノ楽譜を含む。

このように、図書の利用では、絵本、小学生向け読み物、紙芝居が多い。また、「社会・教育・保育」では、教育や保育実技、子育てやしつけに関する図書の利用が多い。「技術・家庭」では離乳食やお弁当に関する図書の利用が見られる。「雑誌」の利用内容では、育児、生活、保育実技、ファッションが多い。

また、地域住民への図書貸出ベスト10、雑誌貸出ベスト20は以下のようになっている。

地域住民への図書貸出ベスト10（平成26年度）

順位	書名	著者名	出版社	分類
1	アンパンマンとりんごちゃん	やなせたかし	フレーベル館	絵本
1	アンパンマンとカレーパンマン・おむすびまん	やなせたかし	フレーベル館	絵本
3	アンパンマンとてんどんまん	やなせたかし	フレーベル館	絵本
3	アンパンマンとかいじゅうアンコラ	やなせたかし	フレーベル館	絵本
5	アンパンマンとおぼけのもり	やなせたかし	フレーベル館	絵本
5	おうちピクニック	きむらゆういち	世界文化社	絵本
5	あそぼ! かわい!!! まちがいがし	K-SuKe	成美堂出版	児童
8	アンパンマンとかみなりぴかたん	やなせたかし	フレーベル館	絵本
8	あそぼ! おぼけのめいろあそび	奥谷敏彦	成美堂出版	児童
10	くろくんとなぞのおぼけ	なかやみわ	童心社	絵本
10	ぐりとぐらのかいすいよく	なかがわりえこ	福音館書店	絵本
10	オムライスヘイ!	武田美穂	ほるぷ出版	絵本
10	アンパンマンとそっくりばん	やなせたかし	フレーベル館	絵本
10	ノタンおしっこしーしー	キヨノサチコ	偕成社	絵本
10	あそぼ! かわいい!!! めいろあそび	加藤千鶴	成美堂出版	児童
10	アンパンマンとかびるんるん	やなせたかし	フレーベル館	絵本
10	あそぼ! かわい!!! めいろあそび	奥谷敏彦	成美堂出版	児童
10	あそぼ! かわい!!! なぞなぞ 1・2年生	大林のぼる	成美堂出版	児童
10	アンパンマンとたこやきまん	やなせたかし	フレーベル館	絵本
10	妖怪遊園地	広瀬克也	絵本館	絵本
10	アンパンマンとみずうみひめ	やなせたかし	フレーベル館	絵本
10	アンパンマンとたんこぼまん	やなせたかし	フレーベル館	絵本

地域住民への雑誌貸出ベスト20（平成26年度）

順位	雑誌名	出版社	ジャンル
1	COMO(コモ)	主婦の友社	育児
2	オレンジページ	オレンジページ	生活
3	サンキュ!	ベネッセコーポレーション	生活
4	月刊クーヨン	クレヨンハウス	育児
5	PHPのびのび子育て	PHP研究所	育児
6	PriPri(プリプリ)	世界文化社	保育実技
7	an・an(アンアン)	マガジンハウス	ファッション
8	プレジデントFamily	プレジデント	育児

8	月刊Piano(ピアノ)	ヤマハミュージックメディア	音楽
10	InRed	宝島社	ファッション
11	ひよこクラブ	ベネッセコーポレーション	育児
12	MORE(モア)	集英社	ファッション
13	MOE(モエ)	白泉社	絵本
13	Hanako	マガジンハウス	生活
15	Piccolo(ピコロ)	学習研究社	保育実技
15	ちいさい・おおきい・よわい・つよい	ジャパンマシニスト	育児
15	日経 WOMAN	日経 BP 社	生活
18	CanCam(キャンキャン)	小学館	ファッション
18	あそびと環境0. 1. 2歳	学習研究社	保育実技
20	Tarzan	マガジンハウス	生活

このように、本学の附属図書館の地域開放が、特に乳幼児を持つ家庭に活かされており、こども図書館の存在がそれを促進していると考えられる。このことは、本学の幼児保育学科が地域に浸透していく上でも、大きな役割を果たしているといえる。また、保育所や幼稚園に勤務している市民が、保育の実技書、楽譜やパネルシアターなどを利用することも多い。

附属図書館の曜日や時間帯による利用状況については、以下のとおりである。

地域住民への貸出冊数 曜日別内訳 (平成 26 年度)

	0～6 歳	7～12 歳	13 歳以上	合計
日	0	3	5	8
月	363	130	641	1134
火	350	128	638	1116
水	352	145	593	1090
木	476	221	686	1383
金	455	174	664	1293
土	436	240	701	1377
合計	2432	1041	3928	7401

地域住民の来館者数曜日ごとの一日平均 (平成 26 年度)

	月	火	水	木	金	土	日
子ども	6.7	6.2	5.2	6.6	5.7	10.7	16.0
おとな	9.4	8.7	8.2	9.8	8.4	12.0	21.0
合計	16.1	14.9	13.4	16.4	14.1	22.7	37.0

※ 図書館職員が目視でカウントしたもの。「子ども」は 12 歳以下と思われる利用者をカウントしている。

日曜日は東萌祭 (大学祭) のため、1 日のみ開館した。

地域住民への貸出冊数 時間帯別内訳 (平成 26 年度)

	0～6 歳	7～12 歳	13 歳以上	合計
9時～	242	81	283	606
10時～	310	78	580	968
11時～	385	65	553	1003
12時～	299	158	418	875
13時～	124	43	229	396
14時～	198	106	358	662
15時～	257	134	476	867
16時～	441	202	630	1273
17時～	136	137	274	547
18時～	40	37	127	204
	2432	1041	3928	7401

地域住民への貸出冊数からは、土曜日にも親子の利用が多いことが窺える。さらに、曜日ごとの来館者数で見ると、来館者数としてはむしろ土曜日の方が多いといえる。時間帯では、お昼前の時間と夕方の利用が多い。また、17時以降の時間帯に、保育園等の帰りに親子で寄られ利用される場合も多く見られる。

こども図書館コーナーは親子で紙芝居舞台を使ったり、靴を脱いであがりくつろげるので知らない子ども同士で仲良くなり、年上の子どもが本を読んであげるなど、子ども同士、子育て家庭同士の交流の場ともなっている。

また、家庭保育室の子どもが先生と一緒に利用したり、関連法人の南越谷保育園の子どもたちが悪天候の際のお散歩の時間に利用したり、同保育園が運営する地域子育て支援センターすくすくの行事としての利用などの活用もされている。

このように、附属図書館の地域開放による地域貢献は、地域の子育て支援に貴重な資源を提供するものとなっていると言えることができる。

また、附属図書館をベースとした地域社会に向けた取り組みとして、平成 24 年度から図書館イベントを実施している。図書館イベントは、附属図書館の地域住民への PR 及び利用促進を図るとともに、地域住民や子どもたちに対して、保育現場で実施されている絵本の読み聞かせやパネルシアターの実演等を行うことで、本学の幼児保育学科の特性を活かして地域貢献を行う場となっている (備付資料 61)。

この図書館イベントは、本学教員及び学生が主体となって運営している。実施プログラムは、5 号館玄関から附属図書館までのエントランススペースを活用した輪投げ、パターゴルフ、ヨーヨー釣り、ボウリングのゲーム、図書館奥のスペースでの工作や折り紙、こども図書館コーナーにおける本学教員、学生によるパネルシアター、エプロンシアター、紙芝居、大型絵本の読み聞かせ、手遊び、絵描き歌などである。また、平成 25 年度第 2 回の図書館イベントではバルーンアートの専門家によるバルーンアートの実演や作り方指導、平成 26 年度にはボランティアの海外の方による英語を使った幼児遊びを実施した。同日に開催されているオープンキャンパスに参加する高校生も、

埼玉東萌短期大学

短時間ではあるが子どもたちと一緒に絵本や紙芝居、パネルシアターやゲームを楽しんだり工作をしたりするなど、子どもとの交流を体験できる場にもなっている。

平成 24 年度～平成 26 年度 附属図書館イベント実施内容

		平成 24 年度	平成 25 年度第 1 回	平成 25 年度第 2 回	平成 26 年度
開催日		6 月 16 日(土)	6 月 13 日(土)	9 月 21 日(土)	6 月 14 日(土)
開催時間		10:00 ~ 12:00			
参加人数 (人)	子ども	100	71	37	68
	大人		46	36	54
	合計	100	117	73	122
内容		絵本、紙芝居、パネルシアター、エプロンシアター等の実演 折り紙、工作、絵かき歌等の指導 輪投げ、ヨーヨー釣り等のミニゲーム パルーンアートの実演、作り方指導(平成 25 年度第 2 回のみ)			

(注：平成 24 年度参加人数は推計値)

二つめの地域貢献の柱である地域社会に向けた公開講座は、平成 24 年度から毎年継続し実施している。「公開講座の実施に関する規程」には「公開講座の実施に関する企画及び連絡調整を行う」ための組織として公開講座運営委員会を置くことが明記されている。この公開講座運営委員会が企画を行い、本学幼児保育学科の教員が講師を務めて公開講座を実施してきた。また、本学教員以外の講師による公開講座として、越谷市消防本部による救命講習(新生児から幼児に対する基本的心肺蘇生法の講習)を平成 25 年度から毎年 1 回実施している(備付資料 62)。

公開講座についての広報活動としては、毎回、ポスターやチラシを作成し、地域への開放を行っている本学附属図書館に掲示しカウンターに置いておくとともに、本学ウェブサイト[大学案内]に掲載している。また、チラシやポスターを近隣の保育園や幼稚園に持参または郵送し、先生方並びに保護者の方を対象に広報活動を展開している。平成 26 年度には越谷市役所広報課に依頼し、越谷市の広報に案内を掲載した。

次の表のように、平成 24 年度は 1 回、平成 25 年度は 3 回、平成 26 年度は 3 回実施した。参加者は、地域住民や保育、教育関係者などである。1 回当たりの講座参加者は 10 名から 24 名であり、参加者の感想としては、とても参考になった、楽しかったなど前向きな評価が多かった。

平成 24 年度～平成 26 年度 公開講座実施内容

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 1 回	開催日	11 月 10 日(土)	7 月 13 日(土)	9 月 6 日(土)
	時間	14:30~16:00	14:30~16:00	10:30~12:00
	参加者数	24 名	17 名	16 名

	講座内容	「いじめ」自殺の心理学	赤ちゃんの心理学 1「いないいないばあ」と「物が落ちることの発見」	子どもと絵本 「子どもの発達に合わせた絵本の紹介」
第2回	開催日		7月27日(土)	10月18日(土)
	時間		14:30~16:00	14:30~16:00
	参加者数		16名	10名
	講座内容		赤ちゃんの心理学 2 「胎児の世界」	「幼児期における絵画表現の魅力について」
第3回	開催日		11月30日(土)	11月22日(土)
	時間		9:00~12:00	9:00~12:00
	参加者数		22名	13名
	講座内容		救命講習 「救命講習－新生児から幼児に対する基本的心肺蘇生法など－」	救命講習 「救命講習－新生児から幼児に対する基本的心肺蘇生法など－」

また、平成24年度第1回目の実施から、幼児同伴の参加者のために幼児預かりを行っている。場所は、附属図書館内多目的学習室及びこども図書館コーナーで行い、保育士資格のある者が担当している。

(b) 課題

附属図書館の地域開放については、今後も継続的に実施していく。また、「図書館だより」の発行等を通じて、附属図書館利用者に本学図書館や本学の幼児保育学科についてさらに広く知らせていくことが課題となる。

図書館イベントは、高等学校を卒業し、幼児保育学科に入学した本学1年生にとっては、乳幼児と接する貴重な機会となる。これまで、オープンキャンパススタッフやサークルの学生等が、当日のスタッフとして活動してきたが、今後、1年生を中心とした多くの学生が参加できるように呼びかけていくことが課題となる。また、季節ごとに小規模のおはなし会を企画するなど、多様な企画について検討していくことが課題となる。

公開講座は、参加者のニーズに適合した企画であるかどうか、参加者の声を分析し、地域市民のニーズに応えられるよう、講座内容の更なる改善策を検討していくことが必要である。

(c) 改善計画

附属図書館の地域開放では、平成27年度に「図書館だより」を発行して、利用者にとってより親しみのもてる図書館としていく。また、こども図書館コーナーを初めとする

附属図書館の蔵書の充実を計画的に進めていく。

図書館イベントについては、オープンキャンパススタッフやサークルの学生以外にも、附属図書館独自にスタッフの募集を呼びかけることで、平成27年度から1年生スタッフを増やす。また、平成28年度を目安として、季節ごとの小規模のおはなし会等の企画を行う。

公開講座は年間行事予定を作成する段階で、公開講座の日程及び講座内容を定め、計画的な広報が行えるように平成27年度から取り組んでいく。

基準（2） 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

（a）現状

国際ロータリークラブの年度大会である国際ロータリー第 2770 地区、第 8 グループ インターシティーミーティングが越谷市で開催され、その一環として平成 25 年 3 月 20 日にメインテーマ「心に響く、文化の絆を」を掲げて越谷市・越谷市教育委員会・越谷市文化連盟後援特別演奏会が開催されることとなり、本学はこの演奏会に参加し、その最終プログラム「ベートーベン作曲『交響曲第九番（合唱付き）』（ピアノの伴奏による 4 声部の合唱）を演奏した。この演奏会のために、参加者を学内外に募り、地域市民 86 名、学生 25 名、本学教職員 3 名など合わせて 111 名の参加を得た。本学の音楽教育科目担当教員が指導を担当し、リハーサルは、本学体育館で平成 25 年 1 月 23 日から平成 25 年 3 月 17 日まで約 2 カ月をかけて行い 25 回にわたり練習を重ねるとともに、平成 25 年 3 月 19 日には演奏会場であるサンシティ越谷市民ホールでゲネプロを行って演奏会に臨んだ。演奏は演奏参加者や観客にたいへん好評で、次の開催を熱望する声も多かった。

小池理事長・学長は、長年にわたり埼玉県文化団体連合会（平成 23 年 6 月、埼玉県文化団体連合会会長就任、現在に至る）、越谷市文化連盟（平成 4 年 4 月、越谷市文化連盟会長就任、現在に至る）の活動を牽引し、埼玉県及び越谷市の文化活動、社会教育活動を推進してきた。埼玉県文化団体連合会は、埼玉県における文化団体を統括し、県民の生活文化の向上に寄与することを目的として活動しており、埼玉県の行政機関とも協力して県民文化祭や文化芸術祭をはじめ、各種文化団体の活動を支援するとともに、多数の文化団体や会員を擁し、特色ある県民文化の振興と普及を図って活動してきた。越谷市文化連盟は、芸能、音楽、美術、文学、教育文化、郷土文化などの団体からなる多数の会員で組織され、越谷市の行政機関とも協力して、こしがや文化芸術祭などの催事に参画するなど、心の豊かさと活気にあふれ安らぎのある町づくりをめざして、多様な文化活動を推進してきた。

越谷市・越谷市教育委員会・越谷市文化連盟後援特別演奏会におけるベートーベン作曲「交響曲第九番（合唱付き）」の上演も、小池理事長・学長の長年にわたる地域での文化的社会的活動で培った多様な人的基盤によって実現したものである。

附属図書館は越谷市教育委員会と「埼玉東萌短期大学附属図書館と越谷市立図書館の相互協力に関する協定書」（平成 23 年 7 月 8 日）を交わし、相互に蔵書の貸借や学術雑誌の複写等を行っている。このことにより、附属図書館のレファレンス機能を高

めている。また、公益社団法人日本図書館協会、私立短期大学図書館協議会、埼玉県図書館協会、埼玉県大学・短期大学図書館協議会に加盟し、図書館サービスの向上のための研修会に参加するとともに、これらに加盟している図書館と相互に蔵書の貸借と学術雑誌の複写サービス等を行っている。

本学ではさらに、幼児保育学科の特性を生かし、地域の保育園や幼稚園、さらには小学校などの催し物に学生や教員が参加し、紙芝居や絵本のお話、歌や遊戯、リズム運動、折り紙などの楽しい企画を、園児や児童たちに提供する活動を行っている。

(b) 課題

越谷市・越谷市教育委員会・越谷市文化連盟後援特別演奏会のような、地域の文化活動に貢献する機会を積極的にとらえ、本学の学内における教育活動と地域貢献活動が有機的に結合するような企画や取り組みなどを継続して行っていくことが課題である。その際には、埼玉県文化団体連合会や越谷市文化連盟、地域住民などの行う企画を積極的にとらえて参加するとともに、各種文化団体や地域住民には本学が企画する文化活動への参加を呼びかけ、協力関係を樹立して、地域文化の創造に共同で参画していくことが課題となる。

(c) 改善計画

学術教育機関である本学の特性、すなわち教職員の教育活動や学術研究活動、芸術創造活動及び学生の学習活動によって産み出される果実を生かし、地域文化を地域住民とともに創造し、地域の活性化と市民生活の向上に貢献するという、地域に根ざした短期高等教育機関としての在り方を再確認するとともに、地域の文化団体や地域住民との交流の機会を開拓し、小さな企画への参加を含め、草の根的な活動を重視して、可能なところから確実に実践していくことが求められる。

また、地域の文化活動について、本学ウェブサイト [大学案内] でも紹介し、リンク先を貼っていく等、その普及活動に協力できるよう改善を図っていく。

基準 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

(a) 現状

「地域子育て支援」の授業の一部として、平成 24 年度は、地域の親子に呼びかけ、平成 25 年 1 月、2 月に本学の附属図書館のこども図書館コーナーを使い、「にこにこ広場」を開催した。その内容は、手遊び、紙芝居、どうぶつ体操、パネルシアターなどである。平成 25 年度には、「地域の子育て中のお父さん、お母さんの声を通し、子育ての様子や現状を知る」というねらいをたて、地域の子育て支援センターを見学し、その利用者にインタビューを行い、近隣の公園で子どもたちに紙芝居を演じるなど、「青空ひろば」という名称で地域の親子と交流した。「青空ひろば」の参加者は、1 歳児～3 歳児の未就園児の親子 6～7 組程度であった。また、子育て中の母親 4 名による座談会を行い、日頃の子育ての悩みや相談ごとなどについて話し合った。この座談会で話されたエピソードを基に学生たちは 4 コマ漫画を製作し、子育ての悩みやその解決法などを画像化した。平成 26 年 1 月には「にこにこ広場」を開催し、英語の手遊び、

紙芝居などを行い、地域の親子 9 組が参加した。終了後のアンケート調査では、継続を望む声が強かった。

平成 26 年度は「幼児の生活と遊び」の授業で、地域住民の親子の参加を得て、リズムック、手遊び、ペープサートなどの活動を行った。参加した地域住民 3 組は、親子の関わりの大切さを改めて実感し、これからも授業に参加したいとの希望を伝えてくれた。

(b) 課題

「地域子育て支援」「幼児の生活と遊び」などの授業で、地域の親子との交流の機会を増やしていくことが課題である。また、これまでは附属図書館にチラシを置いてもらい、図書館に遊びにきた地域の親子に渡したり、掲示したりしてもらったが、ウェブサイト [大学案内] などで授業を紹介し、「にこにこ広場」や「青空ひろば」についての情報を地域に発信して、多くの親子が参加できる体制を確立したい。

(c) 改善計画

「地域子育て支援」「幼児の生活と遊び」の授業は、2 年後期の選択科目であるため、履修学生数の多少によって取り組みの内容が変わる可能性がある。授業開始後の早い時期から計画を具体化し、継続的に実施できるよう準備をしていきたい。

それとともに、地域交流に関して本学ホームページの充実を図っていく。

提出資料

[なし]

備付資料

- ◆ 地域貢献の取り組みについて
 - 60. 地域住民等への図書館資料の閲覧・貸出に関する資料
 - 61. 図書館イベントに関する資料
 - 62. 公開講座に関する資料

学校法人小池学園
埼玉東萌短期大学
機関別評価結果

平成 28 年 3 月 10 日
一般財団法人短期大学基準協会

埼玉東萌短期大学の概要

設置者 学校法人 小池学園
理事長 小池 千代子
学 長 小池 千代子
A L O 正司 顯好
開設年月日 平成 23 年 4 月 1 日
所在地 埼玉県越谷市七左町 3-85-1

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児保育学科		80
	合計	80

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

埼玉東萌短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成28年3月10日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成26年7月15日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

「以愛為人」（愛を以て人と為す）を建学の精神とし、「自尊」、「創造」、「共生」を学校訓として定めている。建学の精神に対する理解を深めるために、教育目的・目標とともに、オープンキャンパスやプレカレッジで説明し、高等学校や実習先の施設等に学生便覧を配布するなど積極的に取り組んでいる。

学習成果は、建学の精神、教育目的・目標に基づき示され、定期試験やレポート、さらに「自己実現ノート」など学生による自己評価も活用し測定されている。また、重点科目審査など、教育実習・保育実習に向けた中間的な学習成果の測定が実施され、学生の学業に対する向上心を高める上で効果をあげている。授業評価アンケートの結果に基づくFD研修会を中心に教育の質を保証する取り組みが行われ、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを有している。

学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針は明確に規定されており、学生便覧やウェブサイトに掲載されている。教育課程は教育課程編成・実施の方針に基づき適切に編成され、学位授与の方針に対応している。シラバスには必要な事項が記載されている。

「保育者支援センター」を開設し、卒業後の評価・分析に加え、卒業生の再就職支援などにも取り組んでおり、学習成果の達成度の点検にフィードバックされ活用されている。

学習支援については、「Toho link」システムを活用し、学生自身が出席、単位取得、履修などの状況を確認することができ、学習成果の達成と合わせて自己認識ができる環境が整えられている。また、導入教育としての「基礎ゼミナール」（1年前期）の開講、基礎学力不足の学生対策としての「国語力審査試験」など、個々の学生に応じた支援を展開している。さらに、クラス担任・副担任制をとり、学習上の悩みなどの相談を受け指導できる体制が整えられている。

就職委員が2年生を小グループに分けて担当し、きめ細かな進路支援を体系的・個別に行える体制が確立している。また、独自に学生募集支援システムを導入し、高等学校訪問などの学生募集活動、出願、入学という一連の流れを一括管理することで、募集活動の

取り組みを検証し、効率的に行うことが可能になっている。入学手続者に対しては、プレカレッジを実施し、学習意欲の喚起や親睦を深める上で効果をあげている。

教員組織は、短期大学設置基準を満たし、採用・昇任も規程に基づいて適切に行われ、個々の教員の教育研究活動も良好である。

校地、校舎、運動場の面積は短期大学設置基準を充足している。附属図書館の「こども図書館コーナー」は、登録制で地域住民にも開放され、地域の図書館として定着している。

授業が効果的に行えるように物的、技術的資源は配慮されている。

学校法人全体の帰属収支は、2年間支出超過であり、また短期大学部門の帰属収支は過去3年間支出超過である。

理事長は、諮問機関として「木曜会」を設け、重要事項の審議や情報共有を図りながら学校法人の円滑な運営を行っている。理事の選任、理事会の構成・運営も、寄附行為に基づき適正に行われている。また、学長は理事長を兼任しており、建学の精神及び教育目的・目標の下、教授会を適切に運営し、教育研究活動を指揮している。

評議員会は、理事長の諮問機関として適切に運営されている。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行うなど、適切に業務を行っている。教育情報・財務情報は、学園ウェブサイトや大学ポータルサイトに公表・公開されている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマB 教育の効果]

- 学生自らが学習成果の達成度や到達度を自己評価することを目的として、「自己実現ノート」を入学時に配付している。入学、授業、実習、就職活動、卒業といった時系列での振り返りや実習指導をはじめ、様々な授業で活用されている。
- 教育実習・保育実習の事前指導では、重点科目審査、総合成績審査、国語力審査等、能力審査を行い、力不足の学生に対しては、個別の指導を行っている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマA 教育課程]

- 卒業生や地域住民全体の支援センターとして「保育者支援センター」を開設し、卒業生調査、就職先評価調査、卒業生の動向調査などを生かし、卒業生の支援・相談を行っ

ている。さらに、保育所、幼稚園、その他の児童福祉施設との交流や地域の子育て相談などを行っている。

[テーマ B 学生支援]

- 就職指導では、卒業学年の学生全員に対する個人指導体制として、就職委員が、2 年次 4 月から卒業までの間、学生の就職や進学の実現のためにきめ細かな個別指導や個別援助を行うとともに、それらの状況は就職委員会で話し合わせ、就職支援の充実を図っている。
- 入試広報に関する現状をタイムリー、かつ、正確に把握することにより募集活動の効率を上げる学生募集支援システム（ウェブ・マッチング・ナビゲーション）を導入している。高等学校訪問、ガイダンス参加、資料請求、オープンキャンパス参加、出願、入学という一連の流れを一括管理することで、募集活動の検証や効率的募集活動等が可能になっている。
- 入学手続者に対する入学前教育としてプレカレッジを開催している。ピアノ、造形、パソコンなどの保育技能講座によって学習意欲の向上や不安の解消を図るだけでなく、調理実習、スポーツ大会を通じて学生相互の親睦を深めることができるようなプログラムが設定されている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 「こども図書館コーナー」には数多くの絵本や紙芝居が整備されており、学生の授業や実習等に役立っている。さらに、登録制で地域住民にも開放され、閲覧や貸し出しを行うことで地域の図書館としての位置付けが定着し、地域住民の利用登録数は年々上昇している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 余裕資金はあるものの、短期大学部門及び学校法人全体の帰属収支が支出超過であるので収支バランスの改善が望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

「以愛為人」（愛を以て人と為す）を建学の精神とし、この中核的価値として「自尊」、「創造」、「共生」を学校訓として定め、教育研究活動に取り組んでいる。建学の精神と学校訓のつながりの図式化や、カリキュラム・マップの活用など、建学の精神に対する学生の理解が深まるような取り組みが行われている。さらに、オープンキャンパスやプレカレッジでの説明、高等学校や実習先の施設等への学生便覧の配布など、建学の精神の理解を深めることを目的として積極的に取り組んでいる。

当該短期大学及び学科の教育目的・目標は、建学の精神に基づき、学則に明記されている。さらに、学校案内などの印刷物、ウェブサイトに掲載するとともに、オープンキャンパスや進学相談会に加え、高等学校訪問や実習巡回などの機会を通して学内外に広く表明されている。

学習成果は、建学の精神、教育目的・目標に基づき示され、学生便覧などの出版物に明記されている。学習成果は、定期試験やレポート等で測定される。さらに、実習に関する授業では、重点科目審査をはじめ、国語力審査など、中間的な学習成果の測定を実施し、学生の学業に対する向上心を高める上で効果をあげている。また、実習における学習成果獲得の支援として学生による自己評価である「自己実現ノート」、履修カルテの自己評価シートを活用するなど、独自の取り組みが行われている。

関連法令の変更等については適宜確認するとともに、関係法令に従って教育課程等の見直し・変更を行うなど、法令順守に努めている。

授業評価アンケートに基づくFD研修会を中心に教育の質を保証する取り組みがなされ、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを有している。

「自己点検・評価規程」を設け、自己点検・評価委員会を中心に全教職員が自己点検・評価に関与している。開学2年目の平成25年度以降、発行されている報告書は、近隣の高等学校、保育所等に配布し公表するとともに全教職員にも配布されている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針は明確に示されており、学生便覧やウェブサイトに掲載されている。保育者・幼児教育者養成の単科短期大

学であるため、これら三つの方針が全て保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状の取得に対応させた内容で整合性が保たれており、学生に周知する工夫がなされている。教育課程は学位授与の方針に基づき適切に編成されている。シラバスには必要な項目が記載されている。特に、学習成果への対応という視点から、1年前期に開講する「基礎ゼミナール」によって三つの方針と学習成果とのつながりを徹底指導するとともに、学生個人の成績とGPAを連動させることによって、学習成果の到達度を学生に理解させる努力を行っている。

卒業後の評価は、「保育者支援センター」の活動を通して卒業生の状況を的確に把握し、評価している。「保育者支援センター」は卒業生同士の交流の場の提供や再就職支援、さらに地域の子育て相談などを行っている。

学生による授業評価を年2回実施し、その結果はFD研修会、学科会、教授会で報告されている。また、公開授業を実施し、授業改善・向上の意識を高めている。「Toho link」という独自のシステムを活用し、履修科目登録だけでなく、出席、単位取得、履修などの状況を学生自身が随時確認でき、学習成果の達成と合わせて自己認識ができるような環境が整えられている。

導入教育としての1年前期開講の「基礎ゼミナール」の開講、基礎学力不足の学生対策としての「国語力審査試験」など、個々の学生に応じた支援を展開している。また、クラス担任・副担任制をとり、いつでも学習上の悩みなどを受ける相談・指導体制が維持されている。今後は更なる充実を図るため、オフィスアワーの設定の検討が望まれる。

保健室は事務室に隣接しているものの、併設高等学校の養護教諭に救急処置などの対応を依頼する体制のため常時不在である。また、施錠された保健室内部にAEDが設置されている状況も含め学生の保健管理に関する体制の見直しを検討されたい。就職委員教員が卒業学年生全員に対し、2年次4月から卒業まで、きめ細かな進路支援を体系的かつ個別で行える体制が確立している。

入学者受け入れの方針は、学生募集要項などに記載し、受験生が確認できるようになっている。また、入試広報課では、独自に学生募集支援システムを導入し、高等学校訪問などの学生募集活動、出願、入学という一連の流れを一括管理することで、募集活動の取り組みを検証し効率的に行うことが可能になっている。入学手続者に対しては、毎年プレカレッジを実施し、入学後のガイダンスに先立って、学習意欲の喚起や親睦を深めることを目的としたプログラムが設定されている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を満たし、適切に編成されている。教員の採用・昇任は、「任用教授会規程」、「教員選考規程」などに基づいて適切に行われている。専任教員の教育研究活動は、「研究紀要」の発行、研究室の整備、研究日が確保されるなか、科学研究費補助金などの外部研究費が獲得されている。FD活動に関しては、「FD委員会規程」に基づき、FD研修会、公開授業などを行っている。

組織規程などにより、事務局の組織体制と所掌事務は明確で、事務組織の責任体制は確立されている。情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティポリシー」に基づく規程やマニュアルの整備が進められているが、今後情報セキュリティの人的、組織的な対応を

含めた検討が望まれる。教職員の就業に関しては、就業規則などの規程が整備され、これに基づき適切に行われている。SD 活動に関しては、「SD に関する規程」に基づき、学内外の研修会に参加し、専門的な職能の向上を図っている。

校地・校舎及び運動場の面積は、短期大学設置基準を充足している。講義室、演習室、実習室など教育課程編成上必要な施設が設置されている。なお、障がい者に対応できる施設が、施設の一部に限られているため、スロープや手すりの設置など、より充実した対応が期待される。

図書館については、「こども図書館コーナー」には数多くの絵本や紙芝居が整備されており、学生の授業や実習等に役立っている。さらに、登録制で地域住民にも開放され、地域の図書館としての位置付けが定着している。

火災・地震など危機管理に関する対策は、学生、教職員を対象とした避難訓練が実施されている。さらに、学生には携帯可能な「防災マニュアル」を年度はじめに配布している。また、地域住民に開放している図書館では、独自の避難行動計画が作成されている。

PC 室をはじめ、講義室には、パソコンやプロジェクターなどの視聴覚機器が設置され、効果的な授業が行えるよう配慮されている。しかし、学内 LAN の接続ポイントが限られているため、学生の利便性を考慮し無線 LAN 等ポイント増設を検討されたい。

財的資源については、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門の帰属収支が支出超過であるので収支バランスの改善が望まれる。また、近隣の短期大学、専門学校との差別化を図り、収容定員の未充足とともに支出超過の要因となっている経費の抑制なども考慮し、中・長期財政計画の更なる改善を推進されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、地域の教育事業の振興、発展のために長年貢献しており、豊富な経験と幅広い知識を有し、理事会を適切に運営している。理事の選任、理事会の構成も、寄附行為に基づき適正に行われている。また、理事長は、常勤理事や各併設校の校長等で形成された「木曜会」を諮問機関として位置付け、運営方針や経営に係る重要事項を審議するとともに情報の共有を図りリーダーシップを適切に発揮している。

理事長は、学長を兼任しており、建学以来その職にある初代学長である。学長の選考は「学長任用規程」により実施され、学長選挙により選出されている。学長は、教授会の議長として教授会を開催し、教育研究活動を指揮している。さらに、幼児保育学科会、11 の各種委員会及び事務組織を統括して、運営全般にリーダーシップを発揮している。

監事は、寄附行為に基づき、教学関係及び学校法人運営に関する学識経験者が選任されている。監事は、業務及び財産の状況について監査業務を行い、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事は、理事会及び評議員会に毎回出席し意見を述べている。

評議員会は、私立学校法及び寄附行為により、理事定数の 2 倍を超える評議員で構成され、理事長の諮問機関として適切に運営されている。

中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算は、関係部署の意向・要望を集約し、理事会にて審議決定し、実行されている。資産や資金の管理・運用は、経理規程、資産運

用規程に基づいて適正に行われている。教育情報・財務情報は、学園ウェブサイトや大学ポータルサイトに公表・公開されている。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは4基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

地域貢献の取り組みについて

総評

附属図書館には、「こども図書館コーナー」が設置されており、子育て中の親子が気軽に好きな本を読むことが可能になっている。このコーナーには4000冊以上の子ども向け図書が整備されている。開学当初より、附属図書館は、越谷市内に在住、勤務、在学している市民に開放されており、閲覧に加え、館外貸出しも行われている。平成26年度末で約700名の地域住民が登録しており、その便宜を図るために平日は午前9時から午後7時まで、土曜日は午後5時まで開館（行事が開催される場合は日曜日も開館）されている。平成26年度の地域住民への貸出冊数の半数を12歳以下の子どもと保護者が占めていることから、子育て中の親子の期待に沿う資源提供になっている。さらに、「こども図書館コーナー」を拠点として、絵本の読み聞かせ、紙芝居、パネルシアターなどの実演を中心とするイベントを定期的実施している。このイベントの企画・運営には、教員とともに、学生も積極的にかかわっており、保育技能の向上に加え、地域活動への貢献にも寄与している。また、公開講座も平成24年度以降、保育・子育てをテーマとして毎年実施されている。今後は、利便性の高い「こども図書館コーナー」などの物的資源や専門的知識を有した人材をより一層生かすことに加え、地域のニーズの把握によるイベント（講座）内容の吟味、広報活動の活性化による利用者（参加者）の増加を図ることが課題とされている。

学長を兼任する理事長は、長年にわたり地域の社会教育活動、文化団体の活動の普及・振興に貢献している。平成25年には、理事長が会長を務める越谷市文化連盟の活動の一環として、「国際ロータリークラブ・インターシティーミーティング・特別演奏会」に学生、教職員が一般市民とともに取り組んでいる。一般公募に応じた市民86名と学生25名、教職員3名が、音楽教育科目担当教員の指導の下、練習を重ね、平成25年3月に「ベートーベン作曲『交響曲第9番（合唱付き）』」を演奏し、地域住民から高い評価を得ている。今後は、地域住民との交流を期するこうした取り組みを継続的に行っていくことが期待される。

前述した図書館イベントの企画・運営などに学生はボランティアとして積極的にかかわっている。さらに、授業の一環として、地域住民、特に子育て中の親子を対象とした「広場」事業の企画・運営にも取り組んでいる。そこでは、受講生の人数により活動の中身が左右されることが課題とされており、今後は、組織的で継続的なボランティア活動への取

り組みを期待したい。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

- 附属図書館の取り組みとして地域開放を行っており、閲覧のみならず館外貸出しも行っている。また学科の特性から、子どもに関する、あるいは子どもが興味を示す蔵書の充実や「こども図書館コーナー」の設置など、地域開放をベースとして、子育て中の親子を中心とした図書館利用の充実を図っている。同時に、それらの利用形態が、学生の目指す方向性と一致していることから、学習成果の一つでもある保育技能の向上を実現させるべく、学生も取り込み、教育効果と合わせて附属図書館の運用が展開されている。

平成 26 年度

自己点検・評価報告書

平成 28 年 3 月 31 日発行

編集 埼玉東萌短期大学 自己点検・評価委員会

発行 学校法人 小池学園

埼玉東萌短期大学

〒343-0851

埼玉県越谷市七左町 3 丁目 85 番地 1

TEL 048-987-2345

FAX 048-989-4550

<http://www.saitamatoho.jp>
